刑政第53巻第1号

No.9077

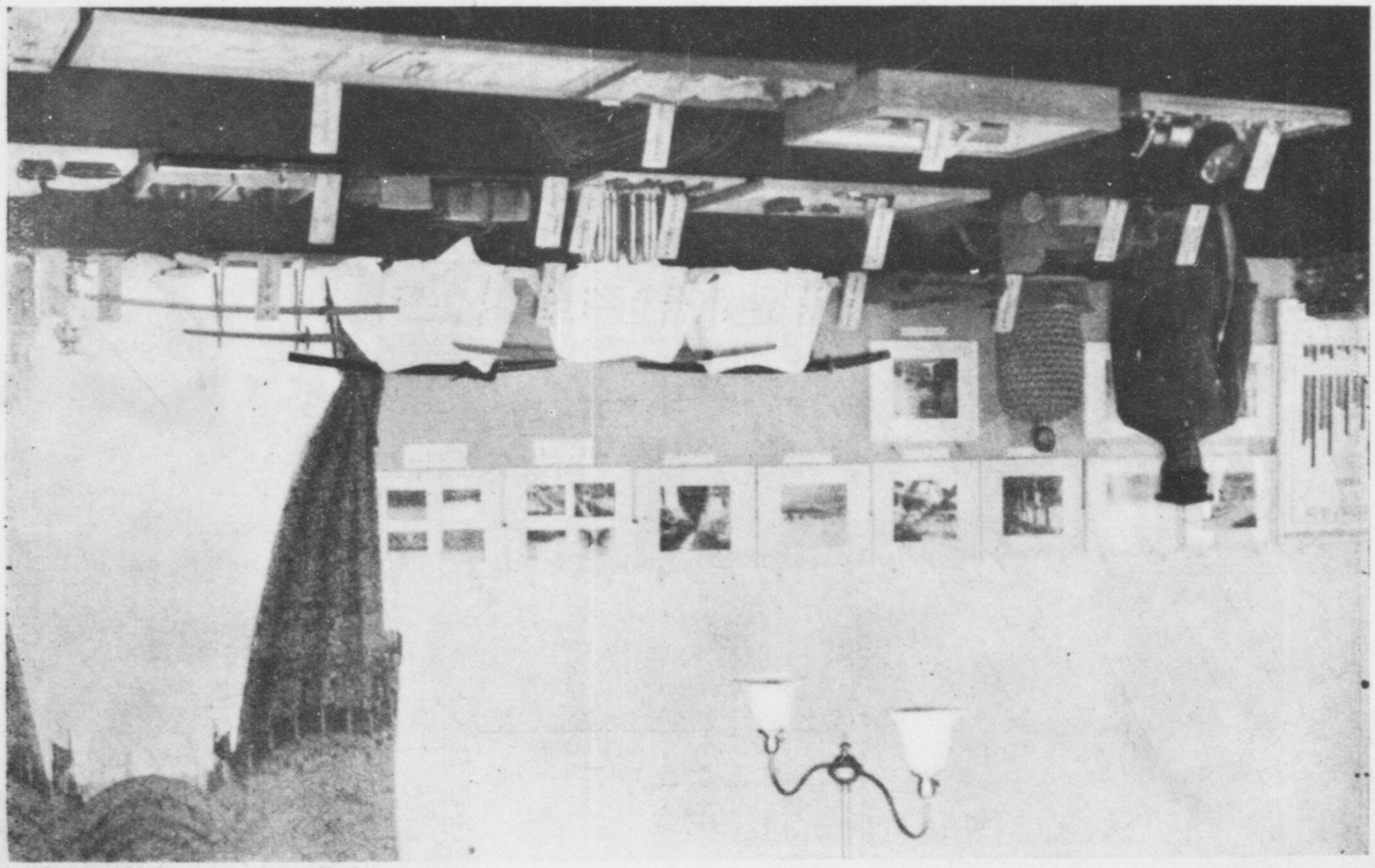
刑政

第五十三卷　一月號　第一號

皇紀二千六百年を迎へて（卷頭言）　秋山要二
天覽の榮を賜ふ　四
司法保護事業の本質——新立法を機緣として——（四）　市川秀雄　六
少年刑務所に於ける副食物の改善（二）　川越少年刑務所　三
資料・プロシヤ刑務法（一〇・完）　三
受刑者の教育に於けるサイエンスの任務　ヂヤツク・シヤイラー　四
英國の行刑制度に於ける最近の發達（六）　ヴエルネル・ゲンツ　五
ベルギー社會防衛制度の現勢（二）　五
懸賞當選論文　安養寺壽一　六
○刑務所便り
○刑政第五十二卷總目次

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



品製所務刑るたり賜を覧天

矯正図書館

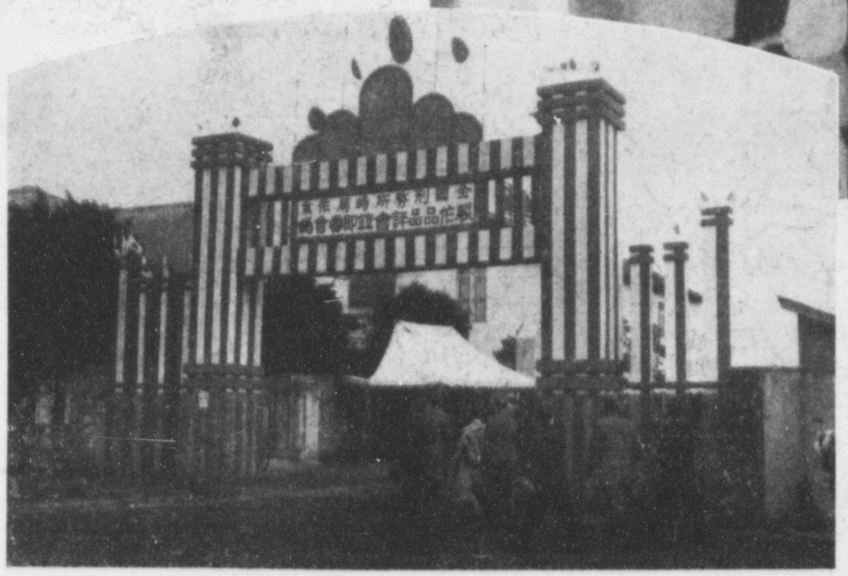
矯正図書館



品評會受賞記念撮影



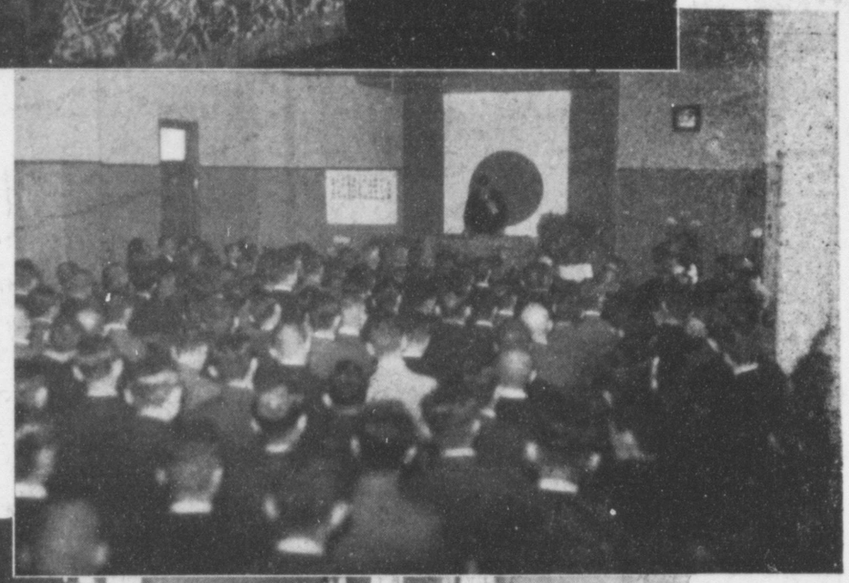
松坂屋に於ける司法展覽會



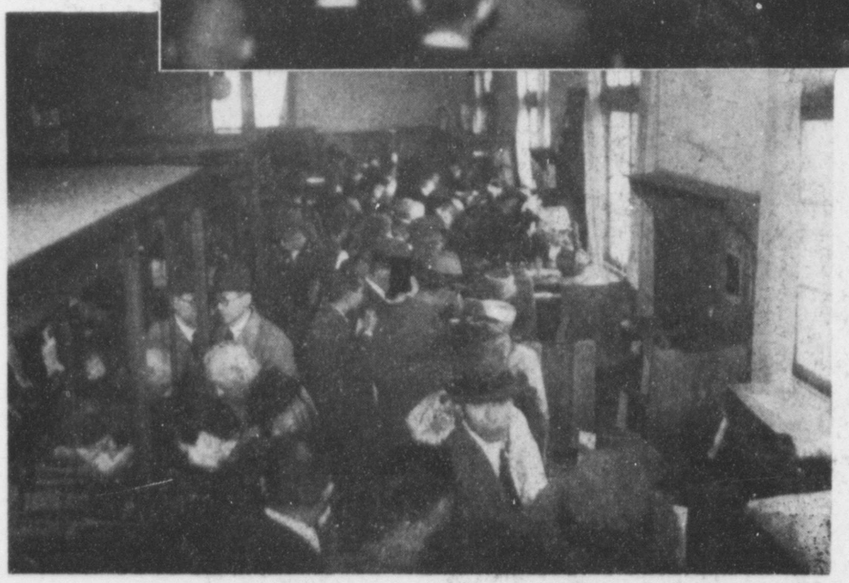
即賣會場正面



品評會大臣賞授與式



品評會局長訓辭



即賣會西巢鴨事務所

矯正図書館

刑政

一月號

第五十三卷
第一號



名拘・中部
行刑衞生集團會



奈良
遷佛慶讃會



濱松支・慰靈塔開眼式

刑政第53巻第1号
矯正図書館

皇紀二千六百年を迎へて

司法省行刑局長　秋山要

皇紀始つて茲に二千六百年、幾多諸國の興亡盛衰を他所に、連綿として愈々無窮の隆昌を示す皇國の姿は眞に萬邦無比の壯觀である。皇民一億歡喜に振ひつゝ天壤と共に窮りなき皇運の彌榮を壽ぐ次第である。

今や新東亞建設の大事業は着々として進捗し、皇軍の巨歩は北は北支五省より蒙疆の邊陲に達し、中支に於ては浙江、安徽の沃野を越えて南昌、武漢の中核を席捲し、南は廣東、汕頭、北海等の海口を扼して深く南寧に及び、海南島其他の樞要島嶼港灣は亦殆んど悉く皇軍の占據する處となつて、支那四百餘州の樞要區域は大略皇威の下にひれ伏すの盛觀を見るに至つて居る。

しかも皇師の向ふ所その敵は如何なる頑兇と雖も之を破摧し、その良民は如何なる老孩と雖も之を救恤し、着々として新らしい秩序の建設に邁進しつゝある姿は眞に皇國の大理想たる八紘一宇の大精神を如實に顯現しつゝあるものであつて吾等一億國民亦此の大理想實現の光榮ある一役を銃後に於て荷つて居る事を思へば此の國、此の秋に生を享けたる幸運と光榮とに自ら感激の新なるものあるを覺ゆるのである。

然し乍ら新東亞建設の大事業は前途尙ほ幾多の難關克服と長期に亙る耐忍努力とを必要とする。行刑も亦此の大理想實現の國策に順應し、難關を克服し、長期建設の態樣を整へる事に努力しなければならない。

今次事變が行刑に與へた影響の中で最も大きなものは事變そのものが持つ所の意義と、新東亞建設の大理想を戰ひ拔かんとする國民一致の逞しき意欲とが收容者の眠れる國民意識を呼び醒した事であらう。假釋放の上申書を通して見ても如何に今次事變の教訓が彼等に改悛の拍車を加へたかゞ明瞭である。釘一本、紙一枚の節約にも緊迫せる國內情勢と聖戰の意義とが豐かに示唆されて居る。吾等は得難き此の好機會に於て此の貴き數多くの教材を十二分に活用すべき重大なる使命を有する。一時的、場當り式の教育ではその感化も影響も一時的に終り易い。その方法手段を組織立て系統立てゝ徹底を期するの要切なるものがある。

作業經營上與へられた影響も亦頗る大なるものがある。物資統制による作業種目の轉換と、軍需作業、就中構外作業の激增による影響とがそれである。從來構外作業は保健、敎化、就職等の點に於て幾多の長所を持つて居るけれ共又戒護、敎化等の諸點に於て多くの短所を有するものとして積極的なる施行を抑制して來たのであるが、今日の情勢に於ては國家が受刑者の構外作業に期待する所頗る大なるものがある。物資統制の强化と併せ考ふる時此の種作業は將來愈々其の必要の度を增加するであらう。しかも從來稱へられて來た構外作業施行上の短所は戒護の充實と、敎化の方法如何により必ずしも是正し得ざるものではないのである。されば吾等は寧ろ積極的に之等の缺點を芟除すべき組織的、合理的方法手段を考究し實施する事によつて、國策に順應し行刑の一新路を開拓して行かなければならないと信ずる。

事變下に於ける行刑の使命は他にも尙幾多緊要なる問題を數へる事が出來るが茲には敢て觸れない。只輝やかしき二千六百年の歲旦を迎へて愈々益々新らしき感激と不屈の意思とを堅持しつゝ此等の問題を着着と解決し行刑の堅實なる發達を期せられん事を希望して新年の辭とする。

刑政第53巻第1号
矯正図書館

天覽の榮を賜ふ

昭和十四年十一月一日裁判所構成法施行五十年記念の日に方り、鳳輦畏くも皇都五法衙に臨幸あらせられ親しく司法事務の實情を覽はせらるゝと共に刑務所製品亦天覽の光榮に浴した。

聖旨宏遠洵に恐懼感激に勝へざる所であつて、啻に行刑の職にある者の無上の光榮たるのみならず、受刑者の榮譽洵に之に過ぐるものはないと云はねばならない。

此の日　天皇陛下には、陸軍御軍裝にて百武侍從長陪乘、略式鹵簿にて、午前九時三十分宮城御出門同三十五分裁判所正面玄關着御、宮城司法大臣以下の奉迎を受けさせられ、泉二大審院長の御先導にて、第一御座所に入御、司法事務の奏上を聽召された。

終つて三階大審院判事室に設けられた天覽品陳列室に　玉歩を運ばせ給ひ、泉二大審院長、木村檢事總長、尾佐竹大審院判事の御說明にて司法制度發達の跡を物語る文獻、寫眞、統計、圖表等の外、別記刑務所製作品の陳列を　天覽あらせられた。

次いで、司法關係職員に拜謁あらせられ第二御座所に入御、御少憩の後、大審院第二號法廷の御立寄所に臨御、司法部職員に對し優渥なる　勅語を賜り、再び第二御座所にて御少憩の後、同十時五十分諸員奉送裡に　天機いと麗しく還御遊ばされた次第である。

司法部は此の意義深き日を記念すべく各地（中央は日比谷公會堂）に於て裁判所構成法施行五十年式典を擧行すると共に、司法部功勞者の表彰（行刑關係被表彰者別記）竝に講演會、座談會を開催し、尚上野松阪屋に於ては十月二十八日より十一月五日迄の期間、裁判、檢察、行刑、保護に關する參考品を陳列して一般公衆の司法に對する理解を深めた。（行刑關係陳列品別記）尚東京拘置所及び府中刑務所、西巢鴨事務所に於て別記刑務作業品評會及び製品卽賣會を開催して一層此の盛儀を意義深からしめたのである。

惟ふに刑務作業最近の躍進は過去數年の足跡に比して洵に隔世の感あるものがあり、殊に時局下銃後の作業報國は軍需品の製作に於て一層その顯著なるを見るのである。

固より作業成績の發展向上のみを以て受刑者更生の全貌を卜する事は早計に失する嫌があるが、軍需品の製作はそれ自身軍國必需品の生產に直接受刑者をして參加せしむるものであると共に、勤勞の成果年を逐ふて倍增するの趨勢は、行刑向上の一端として慶賀に堪へざる所である。

畏くも　一天萬乘の御身をもつて親しく受刑者の製作品を覽はせらるゝ　聖慮の宏大無邊なるを惟ふ秋行刑の職にある者は元より受刑者亦感奮興起して益々奉公の誠を效し更生の實を擧げ、皇恩の萬一に報ゐ奉らなければならない次第である。

刑政第53巻第1号
矯正図書館

司法保護事業の本質（四）

——新立法の實施を機緣として——

市川秀雄

一 はしがき
二 司法保護思想の歴史的展開（以上九月號）
三 司法保護と文化國理念（以上十月號）
四 刑政に於ける司法保護の地位（以上十一月及本號）
五 司法保護事業の本質（以上本號）
六 むすび

必要なき刑罰は、出來得る限り、國家としては之を避けなければならないとしたところに、われわれは、近代の文化國家に於ける國家の賢明性を認めることが出來る。（註三二）實にや、フランス大革命の後に於ける刑事立法は、いはゆるアンシヤン・レヂームの下に行はれた裁判官の擅斷に對する反動として、裁判官の權限を法律的に制限する方向を辿つた。すなはち、フランス大革命後の刑事立法を支配したものは極端な法治國思想、罪刑法定主義の思想であつた。されば、裁判官の裁量によつて刑を免除するといふことは到底認められなかつた。これは、實に、法治國家に於ける消極的法律主義の結果であり、極端な罪刑法定主義思想の影響であつた。

しかし、一八三二年にフランスに於いて刑の酌量減輕が認められること等によつて、法治國思想に於ける消極的法律主義の機能は後退し、必要なき刑罰は、出來得る限り之を國家として避けなければならないといふ近代的文化國家の賢明性の曙光がほの見えて來たのである。

かゝる近代的文化國家に於ける刑罰の合理化及び刑罰の經濟化といふ國家の賢明性の思想に基いて、第十九世紀の刑事訴訟法が原則とした刑事訴追に關する法定主義——これは、前述の如く、裁判官の擅斷を排斥するのと同一の精神を以て檢察官の擅斷をも排斥するの意味に於いてなされたものである——から、文化國家に於ける積極的法律主義の精神による刑事政策的見地から便宜主義が認められる傾向になり、わが刑事訴訟法が明文を以て之を承認したことは前述の通りである。さうして、若しかやうな精神を、さらに一歩を徹底せしめるときには、學者の論ずる如く、殆ど必然的に裁判官に對しても亦、裁判上有罪の確定又は刑の宣告を免除するの權限を認むべしといふことになるのである。（註三三）これが、すなはち、いはゆる「裁判上の赦免」又は「裁判所の宥免」或は「刑の宥免」（Pardon）の制度とせられるところである。（註三四）此の「裁判上の赦免」又は「刑の宥免」の制度はフェリーが特に力說したところであつて、夙く一九二一年のイタリヤの刑法草案——いはゆるフェリー案といはれる草案である——第八十二條に認められたものであるとせられるが、此の制度の思想はわが邦に於いても、既に大正十五年の臨時法制審議會に於ける決議である「刑法改正の綱領」第十八に「酌量減免ノ規定ヲ設クルコト」として認められた。（註三五）さうして、これが昭和二年の刑法改正委員會の審議にかゝる刑法改正豫備草案第八十一條に「六月ノ懲治又ハ禁錮以下ノ刑ヲ言渡スヘキ場合ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ要件具備シ情狀特ニ憫諒スヘキモノト認ムルトキハ罪トナルヘキ事實ヲ認定シテ刑ノ宣告ヲ猶豫シ又ハ罪ヲ免除スルコトヲ得」と規定された。それが、さらに、昭和六年の刑法竝監獄法改正調査委員會總會決議竝留保條項（刑法總則）に於いては、その第七十條に「第六十五條又は前二條ノ規定ニ依リ減輕ヲ爲

スモ情狀ニ照シ科刑仍ホ重シト認ムルトキハ刑ヲ免除スルコトヲ得」と規定されることになつた。すなはち、わが邦に於いても、此の裁判上の赦免の制度は漸次認められるの傾向が濃厚となりつゝあつて、その制度の實現の可能性は殆ど確實といつてもよい程である。（註三六）この「裁判上の赦免」又は「刑の宥免」の制度が、わが邦に於いても認められるに至つたならば——それは前述の如く、いまや、論議の時機ではなくして時期の問題である——、起訴猶豫者に對して司法保護が行はれねばならぬと全く同一の理由から、之に對しても、また司法保護を適當に國家は行はねばならぬ責務を有するであらう。

かくの如く、刑政の思想の發達に基づく刑事政策的處置の發展は限りなく展開せられやうとしてゐるのである。まことに、刑事政策は、それが政策とせられる限り、時勢に應じて無限に展開せられる可能性があり、また、展開せられねばならぬものである。しかも、その展開は、文化國家の理念に基づいて、文化的に、それ故に、それは人道的に、それ故に、また、それは保護の思想に從つてなされねばならない。（註三七）さうして、それは國家の責任に於いて事が運ばれなければならないものである。

假出獄は、飽くまでも假に出獄せしめるのであつて、それは萬一を國家が自己の責任に於いて假に出獄せしめるのである。國家は、既に一度は、犯罪者に對し、社會に對して犯罪者の服役期間を決定し、明示し、之を宣言したのである。されば、之を變更するに於いては、その萬一の責任を社會に對しては當然國家自ら之を負擔しなければならない。執行猶豫、起訴猶豫、或は刑の宥免の宣告をなす場合にあつても、同樣に國家は一度はその犯罪の成立を認め、執行猶豫者、起訴猶豫者等に就て犯罪性の絶無にあらざることを認識しながら、しかも、之に對して國家は一定の確信に基づいて執行猶豫、起訴猶豫、刑の宥免の宣告をなすものである。されば、之によつて生ずることあるべき萬一の責任については、國家自らに於いて、また當然之を負擔しなければならない。文化國家の理念は、決して無責任に

文化的機能、積極的法律主義を以て國家を經營し、社會の秩序を維持せんとするものではない。否むしろ、文化國家は、法治國家に於けるよりも、より重き國家自らの責任に於いて、より廣範圍に亘り、より自由に、より大なる權限を以て國家を經營し、社會の秩序を維持するのみならず、より高次なる社會的秩序の實現を達成し、以て社會福祉を增進せしめて國家、社會の進展をはからんとするものである。かくて、いまや、司法保護事業は刑政に於ける國家の不可缺の一職能として大いに重んぜられざるを得ないわけあひになつたのである。

さらに、かゝる傾向は之を今次制定實施をみた前記の司法保護事業法に於いて見る以前、既に夙く、刑法改正豫備草案第七十七條、第八十九條に於いて、又刑法竝監獄法改正調査委員會總會決議竝留保條項（刑法總則）第九十八條、第百十條に於いて、いづれも刑の執行猶豫者及び假釋放者に對して保護觀察或は保護監督に付し得ることを規定してゐるところに、之を洞察し得る。（註三八）さうして、豫備草案及び改正委員會總會の決議には、いづれも、その第十二章及び第十六章に於いて保護觀察に就いて規定してゐる。而して、その第百十五條及び第百四十四條に規定するところは、概して少年法に於ける保護處分の規定たる第四條及び思想犯保護觀察法第三條と大同小異であり、その保護觀察の目的も、おのおの、その第百十六條及び第百四十七條に明かにせられてゐるが、それも思想犯保護觀察法第二條或は司法保護事業法第二條に規定するところと亦大同小異である。（註三九）すなはち、今後の刑政の動向

を明かにし、それに指標を與へてゐると考へられる刑法改正豫備草案及び刑法改正の委員會總會の決議に於いて假釋放者、執行猶豫者等に對して假釋放或は執行猶豫の後にとらんとする處置も、大體現在行つてゐる保護觀察、收容保護を中樞とする司法保護と同一なものであることが知られるのである。かくて、此の點から考察してみても、今後の刑政に於いては、ますます、司法保護乃至司法保護事業が國家に於ける刑政の制度上不可缺の、しかも、重要なる一職能となるといふことは言ふを俟たないところである。

一方、洋々たるものがあるといはねばならない。

わたくしは、以上に於いて刑政の全體系中に於ける司法保護の地位を明かにしたと思ふのであるが、なほ此の項を終るに當つて、刑事政策の限りなき發展といふことゝ關係して、わたくしは、保安處分と司法保護との關聯につい て、なほ少しく考察せねばならぬ。惟ふに、保安處分の制度は、舊派刑法理論に於ける責任理論と新派刑法理論に於けるそれとの具體的妥協點として、近代の刑事政策が創案したものであるが、わが刑法改正豫備草案及び刑法改正委員會總會の決議に於いても、各一章として認められてゐるものであることまでもない。（**註四〇**）さうして、いま諸國の刑法改正問題は、主として保安處分を中心として考へられてゐるといつても過言でないこと、また既に知られてゐるところである。

保安處分は、一般に、刑と治療方法との中間に位するものといはれてゐるが、司法保護といふことも保安處分と同一範疇にあるものと、わたくしは考へる。（**註四一**）保安處分も司法保護も、ともに本人の危險性といふことを前提として考へられるものであり、さうして、ともに本人をして社會的に再應化させることを目的としてゐる點に於いては全く同一である。たゞ敢へて同中に異を求むるならば、それは保安處分は、いはゆる司法保護の處置に對比して、社會的に排害處分を講ずる點に重きを置くことの大なる結果、排害處分を講ずるの處置に於いて司法保護の處置に於けるよりも、その自由を拘束することが多く、その點に於いて保安處分は刑と趣を同じくするものといひ得るであらう。さうして、保安處分は社會、すなはち、社會保安といふことにより多く重點を置き、司法保護に於ける保護處置は個人、すなはち、個人保護といふことにより多く重點を置くといふことの相違の結果、自由を拘束するの點に於いても、兩者は亦單に分量上の差異を示すに過ぎないのである。されば、保安處分と司法保護に於ける保護處置とはその目的より見るときは、同一範疇に屬するものといひ得るのであつて、保安處分は亦一の司法保護的のものであるといふも、それは强ち牽會附强の說でもなからうかと考へられるのである。

そこで、司法保護が技術化せられ、司法保護の合理化或は經濟化といふことが考へられる。前述の如く、ナチス獨逸に於いては、いま、大いに刑罰の應報性が高調され、科刑の嚴肅と行刑の嚴肅性が强調され、司法保護事業が比較的冷淡視されてゐるかの如くであるが、そこには司法保護の代はりに保安處分が大いに活用されてゐるのであることを注意せねばならぬ。ナチス獨逸に於いては、犯罪人に對する保護の處置には、おのづから各々別異の方法と段階とがあるとせられ、司法保護的保護處置を以て必ずしも萬能的に再犯防遏の實を全くし得るものとは過信せず、別に保安處分の效果をも併せ考へるのである。例へば、なほ相當惡性濃厚な者に對して司法保護を行ふも、それは勞多くして效少きものである。かゝる者には先づ保安處分を行ふのである。例へば、常習犯罪者、慣行犯罪者に對しては、保安處分として、いはゆるコンツエントラチオンス・ラーガー（Konzentrationslager）——これは始め反ナチス的思想行動をなしたもの、すなはち、思想的、政治的犯罪者を收容した一の收容所である——に收容する如きは之である。稱して司法保護の合理化或は經濟化といふことを得よう。かやうなのは、また一種の强度の司法保護を行ひつゝあるものといひ得る。されば、ナチス獨逸に於いては應報思想の再興による科刑の嚴肅と行刑の嚴肅性が高調されてゐるにも拘はらず、また一方、社會防衞的意味に於いて保安處分の活用によつて强度の司法保護が行はれてゐるわけである。（**註四四**）

司法保護の効果を過信するのあまり、司法保護事業さへ發達せしむれば、犯罪は防遏し得られるかの如く考へることは、もとより、之を深く愼まねばならぬ。われわれは、犯罪防遏のために、刑罰及び保安處分の存在してゐる事實を知らねばならない。しかし、また、刑罰、保安處分の後に司法保護が必然的に隨伴するものでなければならないことを忘れてはならない。刑罰も、保安處分も必ずその後に司法保護を伴ふのでなければ、その有終の實を擧げることは出來ない。保安處分を大いに活用し、之に期待することは好し矣。しかし、その後に司法保護を伴ふ保安處分でなければ効少きものであることを銘記せねばならない。われわれねばならぬことを深く確信するものである。

（註三二）拙稿「國家と司法保護事業――その賢明性と仁愛性――」（中央大學新聞第一七〇號所揭）參照。

（註三三）牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」第二〇二頁、同博士「刑法改正の諸問題」第二八七頁、小野博士「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其の他」第七五頁參照。

（註三四）「裁判上の赦免」又は「刑の宥免」は、法律上規定せられてゐる構成要件の下に刑を免除することが認められてゐる場合（例へば、刑法第四三條、第八〇條、第一七〇條等）を除いて、形式上犯罪構成要件を充足してゐる場合に於いて、しかも、これに刑の宣告を免除するのであつて、之に二種が考へられる。すなはち、其の一は、形式上犯罪構成要件を充足してゐる場合に於いて、之を有罪としない旨の判決をなすことであつて、いはゆる「免訴の言渡」又は「無罪の言渡」をなすことにならう。其の二は、一定の事實に有罪性を認めつゝ之に其の刑を免除する旨の言渡をなすことである。それには、わが刑法改正豫備草案第八十一條の如く「罪トナルベキ事實ヲ認定シテ」「罪を免除スル」旨の言渡をなすか、或は、裁判所をして有罪の判決をなさしめると同時に、情狀酌量により其の刑の免除を言渡さしめることにならう。さうして、「裁判上の赦免」又は「刑の宥免」の制度の眞の精神を徹底させるならば、「裁判上の赦免」又は「刑の宥免」とは前者を意味するものとならねばならないこと勿論である。

（註三五）牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」第二〇三頁

（註三六）わが「刑法改正ノ綱領」及び「刑法改正豫備草案」等によつて見ると、わが邦に於いては、未だ宥免の制を徹底的

に採用するにまで至つてゐない如くである。刑事訴訟法第三五九條を刑の免除と關聯して考へねばならぬことが影響してゐるところ大であるからである。

（註三七）刑事政策が文化的に、人道的に展開されねばならないからといつて、それは必ずしも保護思想に基づいて、保護的にのみ展開されねばならぬといふことはない。罰することが、保護することよりも、より人道的であることも考へられること勿論である。（深く考へれば、罰することも、やがて、保護することであるが）しかし、必要なき刑罰を敢行することは反文化的であり、反人道的である。されば文化國家としては出來得る限り必要なき刑罰は之を避けなければならぬことを考へねばならない。此の意味に於いて、最近の文化國家的刑事政策は保護を基點として發展せんとしつゝあるのである。

（註三八）「刑法竝監獄法改正調査委員會總會決議竝留保條項」（刑法總則）に於いては「保護監督」なる字句は見當らない。蓋し、「保護觀察」といふも「保護監督」といふも結局具體的には同一に歸するからであらう。

（註三九）司法保護事業法がその保護の目的に於いて思想犯保護觀察法のそれよりも一歩を進めてゐることに就いては前述した。（本誌本卷第九號第一六頁參照）同樣に、それは豫　草案及委員會總會の決議のそれよりも一歩を進めたものといひ得ようか。

（註四〇）保安處分は、眞の意味に於いては、近代の刑事政策が創案したものといはねばならないが、必ずしも古來絶無のものでもなかつた。わが舊刑法に於ける幼少年者に對する懲治場留置の言渡の如きも保安處分といへる。尙牧野博士「刑法改正の諸問題」第八三頁參照。

（註四一）保安處分が刑と治療方法との中間に位するものであることは牧野博士も之を認められる。同博士「刑法改正の諸問題」第七〇頁。

（註四二）少年法の保護處分については、小野博士は之を保安處分の範疇に屬するものとせられる。同博士「刑法講義」總論第二一五頁及び第二八〇頁。

（註四三）從つて、司法保護に於ける保護處置は保安處分に於けるよりも、より非權力的に行はれるといへる。

（註四四）ナチス獨逸に於いて、しかく保安處分が活用され、重要視されてゐることは、ドイツ刑法一九二五年改正草案に於いては、其の第一編總則第八章は「矯正竝に保安處分」とされてゐるのに、一九三三年十一月廿四日のナチス・ドイツの「危險

なる常習犯人に對する法律竝に保安矯正處分法」(Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung vom 24. November 1933,)に於いては、「保安竝に矯正」とその順序を轉倒變更してゐることでも知られる。これは、エクスナー教授が指摘する如く「保安處分への重點の移動」(die Verschiebung des Schwerpunktes zugunsten der Sicherung)を表現してゐるのである。かくの如く、ナチス・ドイツに於いて、かく保安處分が重要視され活用される根本的理由は、ヘルムット・ニコライ(H. Nicolai)をその代表的なものとする犯罪人素質說が勢力を揮ふに至り、その結果は一部の犯罪者を除いては矯正不可能であるといふことになり、犯罪的素質あるものは、その稀薄なるものを除いて之を絶對に社會から隔離することを要すとせられ、そこに保安處分が大いに重用せられる契機が存在するのである。

五

わたくしは、いよいよ、司法保護事業の本質を明かにせねばならぬ段階に到達した。司法保護事業の本質が何であるべきかに就いては、わたくしが、既に述べ來つたところを要約することによつて略々明かであらう。しかし、いま少しく之を綜合し深く考察してみることゝしたい。

司法保護事業は、その順序に於いて、刑政の三職能たる檢察、裁判、行刑の三者の次に續くべきものであつて、しかも、之等とともに刑政の一環をなすべき刑政の重要なる一職能とせらるべきこと前述した如くである。さうして、最近の刑事思潮に對する全體主義的思想の影響は刑政に於ける全體性的考察(ganzheitliche Betrachtung)の傾向を促し、此の刑政に於ける四つの機能である檢察、裁判、行刑、司法保護は、決して、おのおの孤立的な意味を有するものでなく、また、モザイツク的な寄せ集められたものに過ぎないものでもなく、此の四者は外面的にも、內面的にも重大な意味聯關を有するものと考へしむるに至らしめた。惟ふに、私見によれば、刑政に於ける此の四つの機能は、國家がその社會の具體的秩序(konkrete Ordnung)を維持するといふ一の共同目的を追求するの點に於いて、相互に內面的全體性的意味聯關を有する刑政に於ける密接不可分離の一體たるべきものである。(註一)之を具體的にいふならば、刑政の四機能は、國家がその社會の具體的秩序を維持するために、犯罪人の一人一人を、善良なる社會人として、社會に再應化せしめ、之を社會的に復歸せしめるといふことを共同の目的とする點に於いて、外面的のみならず、內面的にも意味聯關を有する一の發展的な相互關聯的な動的過程であるといふことになる。すなはち、國家がその刑政の運用に於いて、犯罪人を社會的に再應化せしめ、之を社會的に復歸せしめるためには、具體的には、國家は刑政の一機能たる刑罰といふ單一的行爲を以て一擧にしてその目的を實現し得ないのである。國家は、必ずや之に續く、保安處分、さらに、司法保護といふ刑政の他の機能を、一聯の秩序ある動的な發展的な過程に於いて運用するのでなければ之を實現し得ない。それ故に、檢察、裁判、行刑、司法保護は、之を國家が犯罪人をして社會的に復歸せしめるといふ共同目的の達成のために奉仕せしめる一聯の統一的な秩序あり、相互に關聯ある發展的な手續的な行爲であると考へられる。從つて、前記の刑政の四機能は、おのおの、互に意味聯關を有し、發展的要素を含んだ國家の行爲であるといはねばならぬ。

かくの如く、或る國家の一聯の行爲について、それが各々一定の共同目的に奉仕するために一連の動的過程を國家が追求するといふ考へ方、すなはち、全體性的思想による影響は、最近の訴訟法學、特に民事訴訟法學、刑事訴訟法學に於いても現はれてゐるところである。(註二)然るに、從來は刑政に於ける此の全體性的考察の方法が缺けてゐたために、從來に於いては、檢察、裁判、行刑、司法保護の四者は、それぞれ密接不可分離の發展的過程に於けるものとしてゞはなく、孤立的な、さうして、獨立的の、職能を營むものと觀念せられてゐた。少くとも、さやうに觀念せれてゐた嫌ひがあつたといひ得よう。殊に世俗的にはかゝる傾向が顯著であつた。例へば、社會の人々は、犯罪が發生すると、その犯人が逮捕されるまで、或はその犯人が裁判を受けるまでは之に多大の關心を示すのであるが、その犯人がやがて刑務所に收容せらるゝや、自然にその關心を失つて、彼が其處に於いて如何に敎化改善せらるべきか、又は敎化改善せられたか否かといふことに就いては全然顧みざるものが大多數である。そして、彼が釋放されると、むかし

刑政第53巻第1号
矯正図書館

の彼の犯罪だけを想ひ起して之を排斥し、徒らに疑ひの眼を以て彼を迎へる。彼が如何に教化され、改善せられたかといふことには全く無關心であるのを常とする。さうして、こゝに幾多の累犯者が發生する原因が存するのに心を致さない。このために世には如何に多くのジヤンバルジヤンが創り出だされたかに氣がつかなかつた。これが最近に至るまでの社會に於けに僞らざる實狀であつたといつても、それは決して言ひ過ぎではないであらう。かゝるところには決して國家的の司法保護事業は生まれて來ないし、また、國家的に統一ある發展的な完全なる刑政の運用は營まれないといはねばならない。それ故に、從來は、司法保護事業が民間の手にその經營を打ち委かされてゐて毫も怪しまれなかつたのであつた。

しかし、いまや、前述の如く、刑政に於ける全體性的考察がなされるやうになつて、刑政の各機能は具體的秩序を維持するといふ共同の目的に奉仕する互に意味聯關ある國家の統一的な、秩序的行爲といふことになつた。然らば、こゝにいふ「具體的秩序」とは何を意味するのであるか。之を具體的に明かにするならば、わたくしが意味する「具體的秩序」とは「具體的な制度的秩序」(konkrete institutionelle Ordnung)を指稱する。抑々、「具體的秩序の思想」(konkretes Ordnungsdenken)は、最近カール・シュミツト(Carl Schmitt)によつて唱へられたものであるけれども、その根本的な思考は、夙くオーリユー(M. Haurion)によつて「制度論」として述べられて居り、それは、さらに、オーリユーの弟子ルナール(G. Renard)によつて「制度思想」(institutionelles Denken)として——それは多分に新トーマス主義の影響下にあるものであるが——繼承せしめられたものであるといふことである。(註三)

(註四) さうして、シュミツトによれば、「制度的秩序」なる語を用ひず、「具體的秩序」なる語を用ひたのは、「制度思想」なる表現は保守的な反動的性格をあまりに多く持つてゐて、誤解と批難とをうけ易いので「制度主義的」(institutionalistisches)と呼ばずに「具體的秩序及び形成思想」(konkretes Ordnungs-und Gestaltungsden-

ken)の用語を採用したといつてゐる。(註五) わたくしも、また、之に倣つて、具體的制度的秩序といふときは、或は保守的反動的な印象を語として與へることを怖れて、——制度は時間的に繼續的であつて、固定的な觀念を懷かせる結果、保守的、反動的概念を與へる——「具體的秩序」なる語を用ひたのであるが、その語の指示する意味は、まさに、具體的制度的秩序の意味である。それ故に、わたくしのそれは、全體性的秩序であり、從つて協同體的秩序、全體的生活秩序を意味するものである。

扨て、わたくしは、いま、具體的秩序思想の詳細をこれ以上明らかにする遑を有しないのであるし、法律の本質が具體的秩序に基くか否やを論ずる資格ある者ではない。しかし、わたくしは、刑政の運用といふことは、まさしく、國家が前述の意味に於けるその具體的秩序を維持するためのものであるとすることに就いては疑ひなきものと考へる。國家が刑政の運用に於いて進歩的犯罪といはれる思想犯者に對して刑政的處置(例へば刑罰、保護觀察)を加へるのも具體的制度的秩序を維持せんがためである。檢察、裁判、行刑、司法保護もともにそれぞれ、具體的制度的秩序を維持せんがため、具體的制度に基づいて經營せられてゐるのであることは否定することが出來ない。(註六) さうして、一定の國家、社會は具體的な秩序として一定の特殊な制度——制度はそれ自身一の具體的(現實的)秩序である——の存在とそれの維持とを要請される。蓋し、具體的な秩序の存在しない、或はそれを維持し得ない社會は存在の基礎を失ひ滅亡せざるを得ないからである。それ故に、一定の國家、社會は、現實的には、具體的な秩序である制度を至上のものとして之を維持することに努めざるを得ないのである。さうして、國家こそ秩序ある統一體として、その具體的秩序を全體のために維持する任務を擔ふ制度である。しかも、制度は秩序的、統一的に運營されることを要求する。從つて國家の制度の一つである刑政の運用に於いても、各機能がまた秩序的、統一的に運營されることを要請される。この結果、刑政の各機能の間には具體的聯關が要求されることになる。而して、國家は諸制度中の制度

刑政第53巻第1号
矯正図書館

であるが故に、刑政を秩序ある統一に於いて運用せねばならぬのである。牧野博士は刑政全體を以て社會事業であるとせられるのであるが、それは具體的に關聯あり、しかも秩序ある統一に於いて經營されねばならぬ意味で一の事業であり、國家の行ふ社會的事業でなければならない。（註七）

既に、刑政が國家によつて具體的に關聯あり、しかも、秩序ある統一に於いて、經營されねはならぬとせられるならば、刑政の一機能である司法保護事業も、外面的に他の刑政の機能との具體的聯關に於いて國家によつて運用經營されねばならない。國家が檢察、裁判、行刑の三者をその刑政の運用に於いて、秩序的に、統一的な具體的聯關の裡に營んで居りながら、同じく國家、社會の具體的秩序を維持する國家的目的に奉仕するものとして、他の三者との具體的聯關に於いて營まれねばならず、しかも、その有終の美をなすべき司法保護を國家の任務として以上の三者との具體的聯關に於いて行はないで、その聯關から除外するならば、それは國家が全體的に、秩序あり、統一ある刑政の運用をなしてゐないといふことになり、國家として刑政運用の責任を盡くす上に於いて缺けるところがあるといはねばならない。されば、國家の刑政はその四つの機能が外面的には四者一體として統一的關聯に於いて經營されるのでなければ、國家はその具體的秩序の維持に於いて完全に自己の責務を果たしたことにはならない。かやうに考へて來ると、司法保護事業は本質的に國家の經營に於いてなさるべき事業、すなはち、國家事業でなければならない。それは、本質的に民間の社會事業たり得べきものではないのである。われわれは、司法保護事業の本質は、第一に、まさしく、國家事業であることを明かに知らねばならない。それが從來民間の社會事として打ち委かされて來たのは、刑政に對する全體性的考察がなされず、從つて全體としての統一ある刑政の運用が充分に認識され得なかつたからである。かくの如く、刑政の運用を全體性的に、統一的に考察することによつて、司法保護事業と他の刑政に於ける機能との外面的な、發展的な過程に於いての聯關を認識することが出來、その結果は、司法保護は國家の刑政上の一聯の機能の一つであり、それは國家の任務であり、從つて司法保護事業の本質は國家事業であると觀念される。既に大場博士は保護事業を以て、他の理由からではあるが、國家事業ならざるべからずとせられ、保護院を國家が設立すべきことを提唱せられてゐる。（註八）牧野博士も亦、既に夙く、之を論ぜられてゐる。泉二博士も、また然り。（註九）また、坂本判事も免囚保護事業の性質上國家は自ら相當の費用を投じて國務の一として積極的になさるべきことを主張されてゐる平野檢事もまた、司法保護事業の本質が一種の國家事業であることを是認せられる。（註一〇）正木檢事もまた同樣に司法保護事業が國家的に行はるべきことを主張せられてゐられる。（註一一）さうして、司法保護事業は刑政に於ける全體的考察がなされなかつた結果、從來沿革史的に、また、發展史的に民間の社會事業として經營せられて來たのであり、その歷史的意義と事情とを充分顧慮し之を尊重すべきは勿論であるが、それだけに、今日以後之を國家事業として國家の手によつて經營してゆくことには頗る多大の困難が豫想せられるのである。しかし、既に本質的に國家事業であるべきものを、民間の社會事業として之を民間の手に委ねて國家が袖手傍觀してゐることは許されない。萬難を排しても今後は之を國家事業とせねばならぬ。（註一二）わたくしは、司法保護の如き一の社會事業的な困難な事業が國家の手によつて經營せられるときは、それが官僚的繁文褥禮の弊に陷り、民間の社會事業の如くに圓滑に經營せられないであらうことを知らないではない。しかし、わたくしは、また、國家が司法保護事業の沿革、その發達の歷史を充分に尊重し、民間の協力を求めて、國家の賢明性を充分に發揮して、更生者に對する官の保護と民間の慈惠とを充分に融和し、調節してゆくならば、從前の民間に於ける社會事業としての司法保護事業よりも、よりよき事業として斯業を發展させることの必ずしも不可能事にあらざることを確信するものである。もとより、國家が司法保護事業を經營してゆく上に於いては、國家ひとり單獨に、民間の助力なしに之を經營し得るものでは絕對にない。それには民間の協力を求めることは絕對に必要であり、殊に民間の他の部門の社會事業と協力し、援助を求めることは必要である。特にそのために司法保護事業に於いては民間の慈善に協力を求め、之と官の保護とを

刑政第53巻第1号
矯正図書館

調節させるといふことが缺く可らざる必要事なのである。リストが曰つたやうに、「よき刑事政策はよき社會政策を前提としなければならない」のである。こゝに、司法保護事業の「社會的依存性」が高調されねばならない。司法保護事業法が「司法保護委員」を民間から求めたのは此の社會的依存性を示唆してゐるものである。さうして、よき社會政策は官の獨善からは生れない。必ずや廣く民間と協力することによつて目的が達成せられることを肝銘して居らねばならない。

しかし、畢竟するに、立法も妥協である如く、國家の司法保護事業も、現實的には生けるその經營に於いては、妥協を餘儀なくせられねばならぬ。されば、司法保護事業の本質が國家事業であるからといつて、今卒然として之を國家事業たらしめんとすることは國家の賢明を示す所以でない。前述の如く、わが現實の司法保護事業もそれが歴史的固物であるの點に於いて過去の歴史に規制せられるのである。その意味に於いて、國家としては、司法保護事業の沿革を充分尊重し前記の司法保護事業の社會的依存性を抹殺することなく、之と妥協しつゝ、しかも、之に一歩を進めて漸次に國家事業たらしめるのでなければならない。現實の司法保護事業は一面に於いて過去の歴史に規制せられねばならぬこと勿論であるけれども、他面に於いては、逆に將來の司法保護事業の歴史を規制して將來の歴史——それは斯業の國家事業化の歴史である。而して、今次實施を見た「司法保護事業法」は、司法保護事業それ自體が國家事業たるの本質を充分に認識しながらも、今卒然として之を國家事業たらしめんとするのでなく、その歴史を尊重し、過去との妥協に於いて、漸次に司法保護事業の國家事業化への歩みを進めるの方策の下に、昨日の斯業に一歩を進めて、より國家性化せしめた點に、その立法の文化的意義を示唆してゐるものといひ得よう。

然らば、司法保護は刑政に於ける他の三機能と具體的秩序維持といふ點について、如何なる内面的意味聯關を有するものであらうか、わたくしは、次に之を明かにせねばならない。（此の項未完）

（註一）刑政に於ける檢察、裁判、行刑、司法保護の四機能が社會の具體的秩序を維持するといふことを共通の目的として之に奉仕し、之を追求する點に於いて内面的、外面的に意味聯關を有する動的發展的な過程にある國家の一聯の行爲であるといふことを、わたくしは、既に他の機會に發表した。拙稿「刑政と少年保護について」三田新聞第四一五號所揭、拙稿「國家と司法保護事業」中央大學新聞第一七〇號所揭參照。

（註二）例へば、民事訴訟法學に於けるかゝる傾向に就いては、兼子助教授「民事訴訟法概論」上冊第二六頁參照、刑事訴訟法學に於けるそれに就いては小野博士「刑事訴訟法講義」（全訂三版）序文參照。尚兼子助教授「小野清一郎著刑事訴訟法講義」法學教會雜誌第五二卷第三號第一一九頁參照。

（註三）「具體的秩序」の思想をシュミットは其の Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Dnkens. 1934. に於いて始めて明かに提唱したといはれる。此の書に於いて彼は法律の本質を以て具體的（生活）秩序に基づくとなした。之に對しては有力な支持もあるが（例へば、K. Larenz, Rechts-und Staatsphilosophie derGegenwart. 1935. 2. Aufl.）、また、有力な反對があること知られたる事實である。例へば E. Schwinge und L. Zimmerl, Wesenshauuud konkretes Ordnungsdenken im Strafrecht. 1937. E. Schwinge, Irrationalismus und Ganzheitsbetrachtung in der deutschen Rechtswissenschaft. 1938.

（註四）オーリューの制度論につき C. Schmitt, Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens. 1934. S. 21, u. 54 ff. ルナールの制度論につき C. Schmitt, a. a. O.S. 57. 參照。

（註五）C. Schmitt, a. a. O. S. 57 ff.

（註六）惟ふに、いまや、社會あるところに秩序が存在しなければならず、秩序が存するところ必ず制度が存在する。制度はそれ自身一の具體的な秩序であるが、それ故に社會あるところ必ず制度が存在する。されば、われわれは、制度の裡に生れ、制度の裡に生き、われわれの生活は凡べて制度に規制されざるを得ない。——勿論、われわれの生活も遂に制度を規制することを考へねばならぬが——。こゝに制度理論が最近重要視されるの契機があると考へられる。

（註七）牧野博士「刑法改正の諸問題」第三四頁

（註八）大場博士「最近刑事政策根本問題」第一〇四頁及第一〇五頁以下。

（註九）牧野博士「刑事學の新思潮と新刑法」（明治四四年版）第一〇三頁以下、泉二博士「刑事學研究」第四六二頁參照。

矯正図書館

（註一〇）坂本（英雄）判事「刑事政策學」第二〇七頁以下。平野（利）檢事「司法保護事業に就て」（司法研究第十七輯報告書集四）第七頁。

（註一一）正木檢事「刑事政策汎論」第四六七頁。なほ、同檢事は司法保護事業の社會的依存性を高調され、「司法保護事業は常に國營と私營との併立が望ましい」とせられてゐる。（同上第四六八頁）

（註一二）恩師小野博士は、行刑の改善以上に釋放者保護の充實が必要であることを說かれつゝ、しかも、「釋放者保護の事業たるや事は頗る困難な仕事であつて、しかも國家が直接之を行ふときは更に其の困難を大にする虞がある。玆に於てか此は民間の社會事業として殘さねばならぬと考へる。」とせられてゐる。同博士「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫其の他」第二八四頁。

少年刑務所に於ける副食物の改善（二）

川越少年刑務所

はしがき
一、調査方法
二、基礎調査
1. 被驗者の體位、生活狀況
2. 榮養給與狀況
3. 耕耘地生產に關する調査
4. 受刑者の嗜好調査
三、副食物の改善の方法
1. 副食物改善の方法
2. 副食物の改善の前後に於ける榮養量比較
3. 改善獻立例（以上本號）
四、副食物改善實績
1. 體位に及ぼせる影響
2. 榮養狀態に及ぼせる影響
3. 副食費に及ぼせる影響
4. 受刑者の改善食に對する感想
五、あとがき（以上本號）
少年刑務所に於ける副食物の改善

刑政第53巻第1号
矯正図書館

四、副食物改善實績

1. 體位に及ぼせる影響

イ、體重の消長につきて

副食物の改善が、受刑者の體重の消長に對し、如何なる影響を及ぼせるやに就いて、各被驗者の改善後一ケ年間の平均體重と改善前一ケ年間の平均體重とを全般的に取纏め、その體重の消長傾向を比較觀察せんとす。

體重の測定法は、常法の如く、被驗者は、秤量前排尿せしめ、毎回同一輕裝をなさしたる後秤量し、測定器も毎回同一分銅式秤量器を用ひたり。又測定者は、毎回同一人に定めおき、測定時刻も毎回午後二時より三時の間に行へり。

平均體重の消長曲線は、第9表に示す如し、即ち改善後の第一回檢査(昭和拾參年拾月)に於て、平均體重は五一・六三瓩なりしが、最終檢査(昭和拾四年九月)の平均體重は、五二・九五瓩となり、結局一・三二瓩の增加を示し、之に反し改善前に於ては、最初(昭和拾貳年拾月)平均體重五〇・八四瓩なりしものが、一ケ年後(昭和拾三年九月)の平均體重は、五一・六八瓩となり、結局最初より〇・八四瓩の增加となりたり。

又この變異幅を觀るに、改善後の一ケ年間の最低體重と最高體重との變異幅は、一・三二瓩にして、第一回檢査に對比して、二・五%の增加を示せり。然るに、改善前の一ケ年間の最高體重と最低體重との變異幅は、一・五二瓩にして、最初(昭和拾貳年拾月)の平均體重に對比して、一・七%となり、負の偏倚一・三%を引きて、〇・四%の增加を示せり。

ロ、胸圍の消長につきて

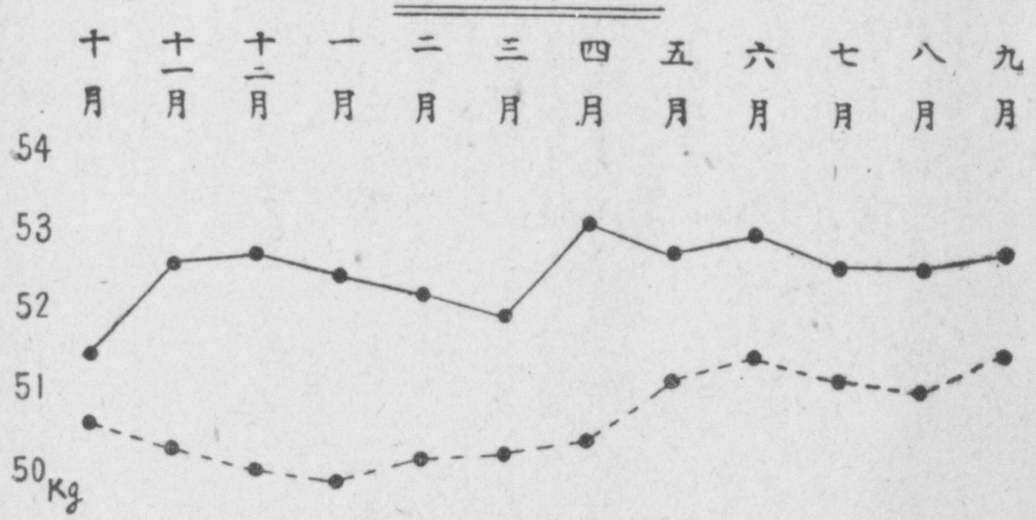
副食物の改善が、受刑者の胸圍の消長に對し、如何なる影響を及ぼせるやにつきて、各被驗者の改善後一ケ年間の平均胸圍と改善前一ケ年間の平均胸圍とを全般的に取纏め、その胸圍の消長傾向を比較觀察せんとす。

胸圍の測定法は、常法に依りたり。

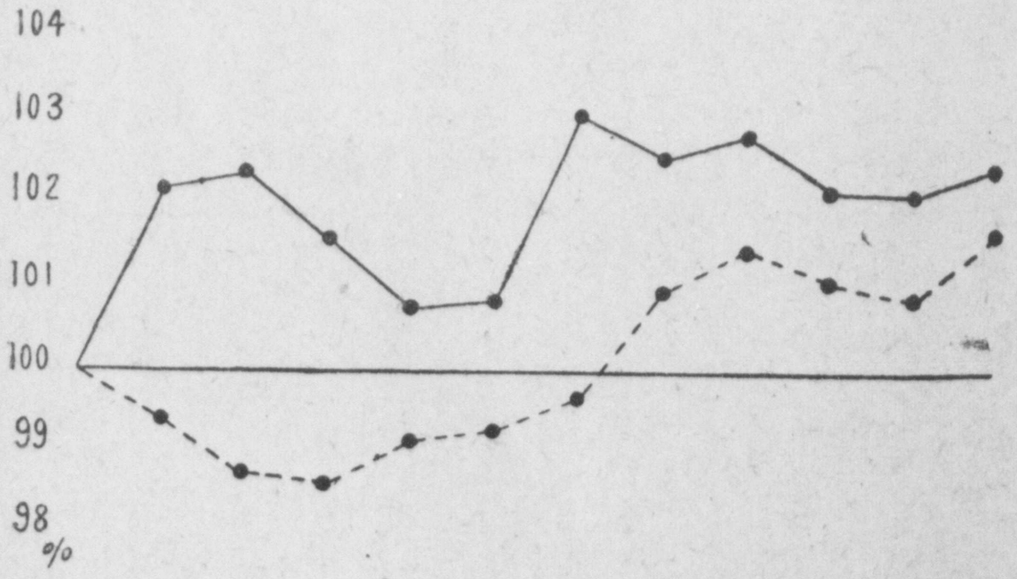
平均胸圍の消長曲線は、第10表に示せる如し。即ち改善後の第一回檢査(昭和拾參年拾月)に於て、平均胸圍は、八〇・四糎なりしが、最終檢査(昭和拾四年九月)の平均胸圍は、八一・九糎となり、結局一・五糎の增加を示し、之に反し改善前に於ては、最初(昭和拾貳年拾月)平均胸圍七九・三糎なりしものが、一ケ年後(昭和拾參年九月)の平均胸圍は、八〇・三糎となり、結局最初より一・〇糎の增加となりたり。又この變異幅を觀るに、改善後の一ケ年間の最低胸圍と最高胸圍との變異幅は、一・五糎にして、第一回檢査に對比して、一・九%

第9表

體重比較

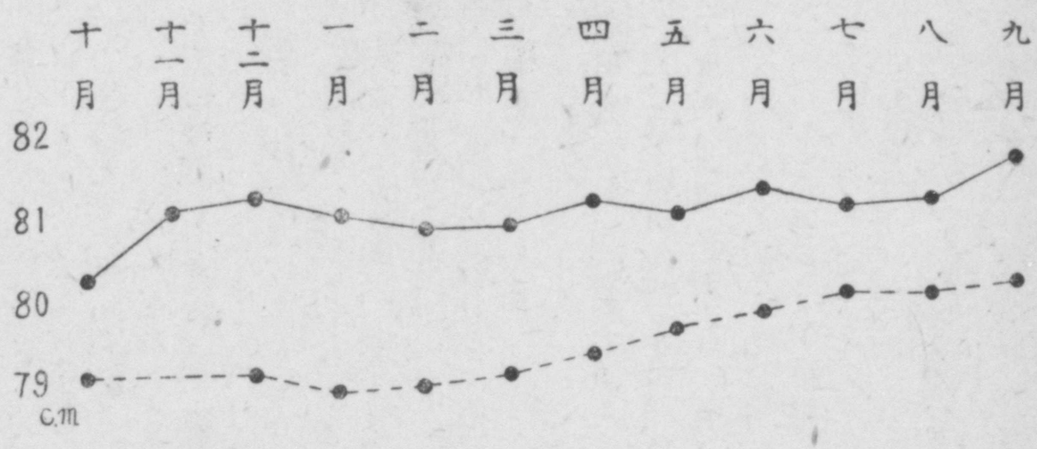


體重偏倚比較

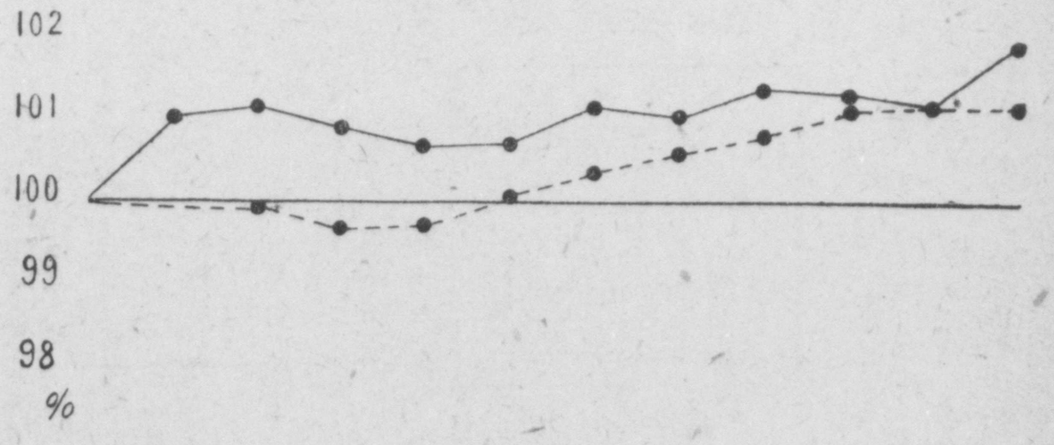


第10表

胸圍比較



胸圍偏倚比較



の増加を示せり。

然るに、改善前の一ケ年間の最高胸圍と最低胸圍との變異幅は、一・二糎にして、最初（昭和拾貳年拾月）の平均胸圍に對比して、一・二%の増加となり、負の偏倚〇・二糎、〇・三%を引きて、結局〇・八糎、〇・九%の増加を示せり。

ハ、身長の消長につきて

副食物の改善が、受刑者の身長に對し、如何なる影響を及ぼせるやにつきて、各被驗者の改善後一ケ年間の平均身長と改善前一ケ年間の平均身長とを、全般的に取り纒め、その身長の増加趨勢を比較觀察せんとす。

平均身長の増加曲線は、第11表に示す如くなり。即ち改善後の第一回檢査（昭和拾參年拾月）に於て、平均身長は、一五七・五糎なりしが、最終檢査（昭和拾四年九月）の平均身長は、一五八・四糎となり、結局〇・九糎の増加を示し、之に反し、改善前に於ては、最初（昭和拾貳年拾月）平均身長一五六・七糎なりしものが、一ケ年後の平均身長は、一五七・五糎となり、結局最初より〇・八糎の増加となりたり。

ニ、上膊圍の消長につきて

上膊圍は、多數發表されたる榮養判定法中優越せる價値を有するものなることは、八木博士（高次）の數年の研究結果たり。これにより、本調査にても、副食物改善が、受刑者の上膊圍の消長に對し、如何なる影響を及ぼせるやにつきて、觀察せんとす。

本測定は、昭和拾四年貳月より行へるものなるを以て、對照とす可き改善前の調査成績なし。故に、昭和拾四年貳月より九月に至る八ケ月間の上膊圍の消長につき調査せる結果を表示せば第12表の如し。

第12表

上膊圍ニ及ボセル影響

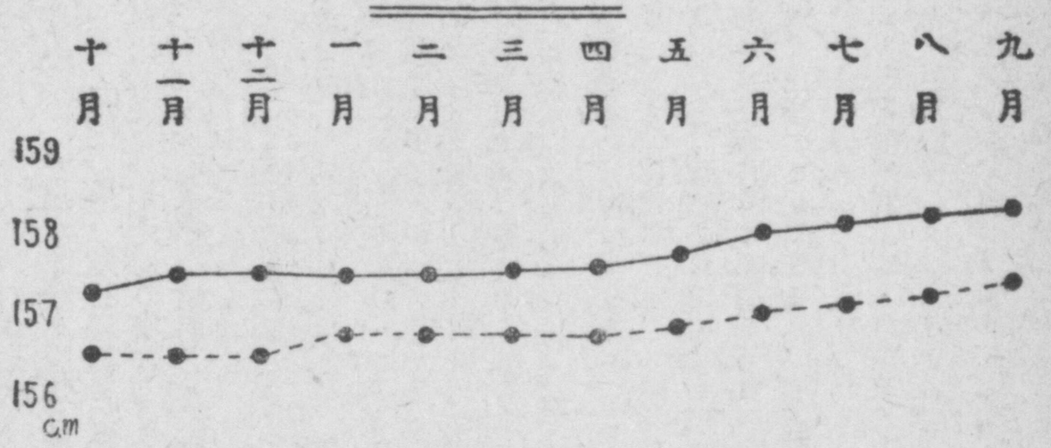
月別	實數	百分比
2月	22.3糎	100.0%
3月	22.5	100.9
4月	22.7	101.8
5月	23.0	103.1
6月	23.3	104.5
7月	23.4	104.9
8月	23.4	104.9
9月	23.9	107.2

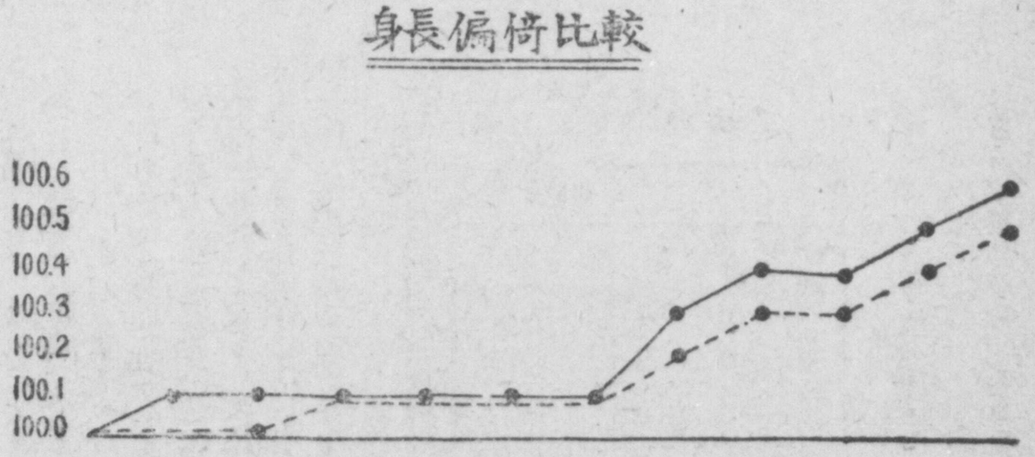
第一回檢査（昭和拾四年貳月）に於て、平均上膊圍は二二・三糎なりしが、最終檢査（昭和拾四年九月）の平均上膊圍は、二三・九糎の増加を示せり。而して、上膊圍は、終始順調なる増加の趨勢を辿り、最終檢査（昭和拾四年九月）には、最初に對比して、七・二%の増加を示せり。

ホ、總括

第9表より第11表に於て、示せる如く身長、體重、胸圍の増加量を觀るに、改善後は、改善前に比し、僅微なれども、優れるものあるを認めたり。而して、その量に

第11表





於ては、極めて、微少なれども、その増加の傾向にありては、改善後に於て、改善前に比し、相當良好なるものなり。即ち、前者に於ては、一ヶ年間に、最初の基本體位以下に降下する事なく、ほゞ順調なる増加の趨勢を辿れるも、後者に於ては、體重にては、五回、胸圍にては二回、初めの基本體位以下に降れり。

又こゝに、注意す可きは、被驗者の年齢は、改善前は平均十九歳、改善後は二十歳なり、從つて、改善前の體重其他の體位増加率が、改善後に比し、たとへ優れるものありたりと雖も、當然なる可し。然るに、上述の如く僅微なりと雖も、改善後の改善前に比し、體重、胸圍其他體位の良好なる増加趨勢を辿りたるは、一つに副食物改善の結果と謂ふも、過言に非ざるべし。

2. 榮養狀態に及ぼせる影響

副食物の改善により收容者の榮養狀態に及ぼせる影響は、體位に及ぼせる影響と密接な關係を有するものにしてその結果體位の總和に外ならないことは、第13表により證明せらる。

八ヶ月間（昭和拾四年貳月より九月に至る）榮養狀態の變動につき調査せる結果

A 皮膚の光澤上向せるもの十九人にして、四三・二%増加

B 皮膚の彈性上向せるもの十四人にして、三一・八%増加

C 皮膚の血色上向せるもの二十一人にして、四七・七%増加

以上の成績について、總括的に言へば、副食物の改善により、榮養狀態に現はるゝ著明なる影響は、一、皮膚の血色 二、彈性 三、光澤 と段階的に増加率を示す。

第13表
榮養狀態ニ及ボセル影響

		實數	百分比
		人	%
皮膚ノ光澤	改善前トノ同樣ノモノ	25	56.8
	改善前ヨリ上向セルモノ	19	43.2
	改善前ヨリ下向セルモノ	0	0
皮膚ノ彈性	改善前トノ同樣ノモノ	30	68.2
	改善前ヨリ上向セルモノ	14	31.8
	改善前ヨリ下向セルセノ	0	0
皮膚ノ血色	改善前トノ同樣ノモノ	23	52.3
	改善前ヨリ上向セルモノ	21	47.7
	改善前ヨリ下向セルモノ	0	0

3. 副食費に及ぼせる影響

上記せる處に依り、副食物改善の受刑の體位を向上

せしむるものなりとするも、食費にして嵩むに於ては、今日直ちに實行に遷渉することは不可能なり。

乍併、世の多くの榮養改善の實例を觀るに、體位を向上せしむると共に、食費をも低減せしむるが通例なり。之一般に習慣食なるものが、主食量過多にして、之を改善するに當り主食量を適當に減少せしむ。之副食物を從前より御馳走化するも、尚且、食費の餘剩を見る所以なり。然れども、本食糧改善は、主食量は其のまゝになし置き、主として副食物のみの改善せるものなると、時恰も、改善直後より物價の趨勢漸く騰貴に赴きたるに逢着せるとの事由により食費の輕減をなし得ざりしと雖も、第14表の如く指定菜代を超過せしめざるものなり。

第14表

月別	改善前	改善後
拾月	2.720	3.497
拾壹月	3.043	3.993
拾貳月	2.904	3.798
壹月	4.342	4.215
貳月	3.477	2.796
參月	3.420	3.653
四月	3.305	4.348
五月	3.943	4.062
六月	3.691	4.207
七月	3.063	4.289
八月	3.569	3.980
九月	3.082	3.709
一ケ年間	41.559	46.547
一ケ年間指定代合計	42.000	47.100
菜	(+) 0.441	(+)0.553

（改善前トハ昭和拾二年拾月ヨリ昭和拾參年九月マデ）
（改善後トハ昭和拾三年拾月ヨリ昭和拾四年九月マデ）

4　受刑者の改善に對する感想

食事は、收容者により最大の慰安の一つなるは、謂ふを俟たざる所なる可し。從つて、如何に改善食が、彼等の收容者の、體位の向上に資する所ありとも、從前より不味なりとの非難ありとせば、眞に望む可きものに非ざる可し。然れども、その實際を觀るに「一人殘らず美味と云ひ、保健的なりと云ふよりは美味なるが故に好む」と謂ふのが、受刑者の改善食に對する態度なり。

參考迄に受刑者の感想文の一部を原文のまゝ載せておく。

一一番　星〇〇郎

今度から榮養研究所のお方が食事の獻立をするといふ事は榮養食を戴く、二、三日前より聞いて居ましたが、始めて榮養食を戴いた時には唯吃驚しました。誠に私達は有難いといふ感が胸一ぱいに廣がつて、思はず萬歳と叫びたいやうな、氣がします。僕はこの榮養食を戴いてより三瓩肥る事が出來ました。僕はこの事によつて何となく自分の體に自信がつき、又一種の優越感をも感じるやうになりました事は、心から感謝致して居ります。

廣〇英〇

今度當所にも榮養食を戴けるやうに成りました。自分達は榮養物を戴いて一日々々と丈夫になつた樣に思ひます。私達は社會に出るには一番體が大切で有りますから榮養食を戴ける事は非常に幸福だと思ひます。

五、あとがき

本食糧改善事業が、少年受刑者の體位の消長、其他に如何なる影響を及ぼしたるやを考察するに既に詳述したる如く、

一、體位の向上を示したること。

二、改善前に比し副食物は甚しく美味となり、又變化にとみたるを以て、受刑者皆改善食を謳歌せること。

三、而かも、經濟的には、食糧改善に依りて何等指定菜代を增加せしめず。

等科學に立脚せる食糧の改善の實施が、如何なる成果を結ぶ可きかを、力行實踐以て、現示せるものなり。

乍併、食糧の改善をなさむとする。素より副食物の改善と共に、主食量、質の適正を計り、始めて根本的の榮養改善を行ひ得るものなる可し。況や刑務所食糧の缺陷は、之を總括的に、觀るとき「主食の偏重」なりとせらるゝに於いてをや。然るに、刑務所に於ける主食量は法規の定むる所によるものにして、遽かに、之を改更するを得ず、よつて、本改善事業に於いては、副食物の改善を主とし、主食物は調理上の改善にとゞめたるものなり。故に、本榮養改善は、今や全國的に展開を見つゝある勤勞者榮養改善事業に見る如く、「主食物の質の改善に伴ふ効果」、「主食減少により食費の輕減」と云ふ二大利益を全く享受し得ざる謂はゞ極めて羈束を加へられたる榮養改善の方策たり。而かも其の効果は上述の如く一つにして止らず。

若し、夫れ、主食物をも、適正に改善するの自由を與へらるゝならば、本改善事業の齎す効果の更に大なるものありたるは、想像に難からざる所なる可し。

依之觀之、本榮養改善の方法は、刑務所の僅少なる指定菜代を超過せしむることなく、且つ主食量は、何等改變することなく法規の定むる範圍に於て今日直ちに實踐し得る所のものにして、寔に現下の事情に卽應せる方法なりと信ず。

刑政第53巻第1号
矯正図書館

資料

プロシヤ刑務法（十完）

第十三節　釋放。他ノ施設（Anstalt）ヘノ引渡（Überführung）執行ノ停止及分割（Teilung）逃走。

第一三〇條　受刑者ハ刑期ノ終了ヲ以テ特別ノ指揮ヲ俟タズシテ之ヲ釋放スベシ。此ノ目的ノ爲ニ收容ニ際シテ釋放ノ時期ヲ計算シ之ヲ釋放曆簿（Entlassungskalender）ニ記載スベシ。一日ハ二十四時間、一週ハ七日、月及年ハ曆ニ從ヒ計算ス。刑期ハ特ニ他ノ時期ヲ定メザル限リ司法省所管刑務所ニ入所ノ時ヲ以テ始マル。疑アル場合ニ於テハ照會ヲ爲スモノトス。病者ニシテ刑務所ヨリ區隔セラレタル病院ニ移送セラレタル場合移送ト同時ニ釋放ノ命令ナキトキハ入院中ノ日數ハ刑期ニ算入ス裁判所ノ決定アリタル場合ニ限リ之ヲ算入セザルコトヲ得。（刑事訴訟法第四六一條）債權者ノ申立ニヨリ拘禁セラレタル民事拘留者ハ債權者ガ釋放ノ申立ヲ爲シタルトキ又ハ食糧費豫納金（Vorpflegungsvorschuss）ヲ消費シ盡シタルトキ若ハ拘禁日數六月ニ達シタルトキ之ヲ釋放ス。コノ旨釋放曆簿ニ記載スルコトニ依リ此ノ規定ノ遵守ヲ監督スベシ。

軍籍ニ在ル者ノ釋放ノ日ハ原則トシテ少クトモ釋放ノ七日前ニ上級主務官廳ニ之ヲ報告スベシ。

刑期終了前ニ在リテハ文書ニ依ル指揮アル場合ニ限リ收容者ヲ釋放スルコトヲ得。

收容者ノ釋放ガ電信ニ依リ指揮セラレタルトキハ其ノ情況ニ依リ指揮ノ眞正ニ付疑ナキ場合卽時之ヲ釋放ス。其他ノ場合ニ於テハ電話ニ依リ照會ヲ爲シ又ハ釋放スベキ時間ヲ卽時電信ニ依リ通知スベシ。

釋放時ニ至ルモ之ニ相違スル指揮到着セザル場合ニ於テ始メテ釋放ヲ爲スベシ。電話ニ依ル釋放指揮ハ反問ニ依リ其ノ眞正ヲ疑ヒナク確認シ得ザル限リ之ヲ拒否スベシ。

釋放ハ指揮官廳ニ文書ヲ以テ通知スベシ。

未決拘禁及ビ刑罰拘禁ノ競合スル場合ニ於テハ刑罰拘禁ノ

終了ハ之ヲ裁判所竝ニ指揮官廳ニ通知スベシ。

收容者ハ釋放ニ當リ刑事々件ノ記錄ノ番號及ビ釋放地ノ記載ヲ爲シタル拘禁期間、拘禁ノ始期及ビ終期（未決拘禁アル場合ハ之ヲ含ム）ニ關スル證明書ヲ受ク。特ニ保護ノ目的ノ爲ニハ其ノ他ノ記載ヲ許ス。

收容者ノ希望アルトキハ刑務所々在地ニ在ル警察上ノ屆出官廳（polizeiliche Meldebehörde）— Meldestelle — ハ刑務所ガ拘禁期間ノ終了直前釋放證明書ノ提示（事後返付スルモノトス）ニ依リ之ヲ斡旋シタル場合無料ニテ滯在證明書（Aufenthaltsbescheinigung）ヲ下付スルコトヲ要ス。コノ證明書ハ釋放者ガ新住所又ハ居住所ニ於テ警察上ノ屆出ヲ爲ス場合ニ於テ最終住所ノ屆出官廳ニ依ル退去證明書（abmeldeschein）ニ代ルモノト看做ス。

第一三一條　所長及監督官吏ハ收容者ガ特定ノ刑期以上ニ渉リ拘留セラレザルコトニ關シ責任ヲ負フ。刑ノ終期ニシテ午後六時ヨリ翌朝七時ニ至ル間ニ該當スルトキハ釋放ハ既ニ前晩六時ニ之ヲ爲スベシ。收容者ノ希望アルトキハ翌朝マデ在留ヲ許スベキモノトス。民事拘留者ニ對シテモ同樣ノ許可ヲ與フベシ。

所長ハ刑期ノ最終日ニ於テ收容者ヲ交通ノ事情又ハ其他重大ナル理由ヲ斟酌シテ刑ノ滿了前適時釋放スルノ權ヲ有ス。

第一三二條　假釋放（Vorläufige Entlassung）ニ對スル申立（刑法第二三條乃至第二六條）ハ收容者ノ拘禁中ノ個性及ビ全行狀竝ニ釋放後ノ諸關係ニ依リ收容者ガ合法的生活ヲ再開スルニ當リ假釋放ヲ利用スルノ見込確實ナル場合ニ限リ之ヲ考慮スベキモノトス。其他ニ付テハ釋放後ノ殘刑ガ釋放者ノ善行ノ眞摯ナル調査ヲ爲シ得ルニ充分ナリヤ又ハ刑ノ條件付執行停止ヲ爲スベキモノニ非ルヤニ付審査スベキモノトス。

第一三三條　重懲役受刑者、加重拘留ノ受刑者及ビ將來善行ノ見込ナキ輕懲役受刑者ニ關シテハ犯行、裁判所及ビ記錄番號ヲ記載シテ豫メ適當ナル時ニ警察官署ニ通知スルコトヲ要ス。外國人及ビ「チゴイネル」ニ付亦同ジ。

警察監視（Polizeiaufsicht）ニ付スルコトヲ得ベキ言渡ヲ受ケタル收容者ニ付テハ地方警察官署ヲシテソノ決定ヲ爲ス準備ヲ整（シムル爲所長ハソノ釋放ノ六週間前ニ行狀證明書ニ警察監視ノ適否ニ關スル意見ヲ添ヘ之ヲ歸住地ノ地方警察官署ニ送付スベシ。コノ場合本人ニ對シ保護ヲ爲シタリヤ及ビソノ保護方法ニ付通知スルコトヲ要ス。外國人ニシテプロシア邦內ニ未ダ一定ノ住所ヲ有セザルモノニ付テハ刑務所々在地ヲ管轄スル地方警察官署ニ釋放ノ六週間前ニ書類ヲ送付スベシ。地方警察官署委托（Überweisung an die Landespolizeibehörde）ノ言渡ヲ受ケ（刑法第三六

二條）且ツ三月以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付テハ委托ノ決定ヲ停止スベキ條件ノ存否ニ付遲滯ナク審査スルコトヲ要ス。刑期中ノ行狀ニ依リ決定ノ停止ヲ得ルヤ否ニ付テハ特ニ愼重ニ審査スルコトヲ要ス。決定ノ停止ノ條件ニ該當セザル場合ニ於テハ經歷及ビ行狀ニ依リ如何ナル期間事後拘禁（Nachhaft）ニ付スルヲ適當トスルヤノ意見ヲ定ムルニ付審査スベシ。右ノ意見ハ少クトモ釋放ノ二週間前之ヲ地方警察官署ニ通知スベシ。

第一三四條　保護敎育（Fürsorgeerziehung）ニ付セラレタル收容者ハ保護敎育官廳（Fürsorgeerziehungsbehörde）ニ又ハ遲延ノ虞アルトキハ少年保護司（Jugendamt）ニ引渡スベシ。尙保護敎育官廳ニ對スル通知ニ付テハ一九二二年十月十二日回章ヲ參照スベシ。

收容者ニ付其ノ釋放後一定期間內之ニ保護敎育ヲ加（又ハ之ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ必要ナリト思料スルトキハカカル處分ヲ必要ナラシムル事實殊ニ保護者ナキコト（Verwahrlosung）ヲ明カナラシムル事實ヲ提示シテ後見裁判所（Vormundschaftsgericht）及ビ管轄少年局ニ報告スベシ。此ノ報告ハ既ニ檢事ヨリ報告濟ナル場合ニ於テモ尙之ヲ爲スベク又命ゼラレタル保護處分ガ成ルベク刑ノ執行ニ引續キ執行シ得ル樣速ニ之ヲ爲スベシ。

公共ニ對シ危險アル精神病者ハ犯行、裁判所及記錄番號ヲ通知シテ遲滯ナク警察官署ニ引渡スベシ

第一三五條　收容者ヲ他ノ刑務所ニ移送スル場合ニハ其ノ以前ニ醫師ヲシテ其ノ移送能力及收容能力ヲ診查セシムベシ。此診查ハ其者ノ健康ガ從來何等苦痛ヲ訴フルコトナク又著シク醫師ノ手數ヲ煩ハシタルコトナク或ハ其ノ他ノ配慮ヲ掛ケタルコトナカリシトキハ之ヲ省略スルコトヲ得。

送付狀ニハ收容者ニ毒蟲ノ附着シ居ラザルコト及ビ傳染病ニ罹カラザルヤ否ヲ記載スベシ。

受刑者ヲ他ノ施設ニ移送スル場合ハ監督官廳ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

其他ニ付テハ移送ニ關スル一般的規定ヲ遵守スベシ（特ニ一九〇六年十二月八日鐵道ニ依ル收容者ノ集團輸送ニ關スル規程ヲ參看スベシ）。制縛（Fesselung）ニ付テハ第六七條第一九b項ヲ參照スベシ）。

第一三六條　自由刑ノ執行猶豫（Aufschub）又ハ執行停止（Unterbrechung）ニ關シテハ一九三三年八月一日「プロシア」刑執行並恩赦法ニ依リ管轄司法官廳之ヲ決定ス。

刑務所ニ對スル請願ハ記錄番號ヲ付記シテ執行指揮官廳ニ之ヲ提出スベシ。刑ノ執行停止ノ申立ノ場合ハ刑務所ノ意見書ヲ添付スベシ。恩赦ノ請願ニ付テハ第一二〇條第七項ヲ參照スベシ。

檢事ニ對シテ爲ス刑ノ執行停止ノ請願ニ關シテハソノ決定

ノ前ニ刑務所長ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス（一九三三年八月一日ノ規定第四七條）。刑務所長ハ重大ナル事情ノ存在シ其ノ事實ヲ知リタリシナラムニハ刑ノ執行停止ハ拒否セラレタリシナラムト認ムル場合ニ限リ電報又ハ電話ヲ以テ執行停止ノ施行ニ先立チ之ヲ決定官廳ニ通知スルコトヲ要ス。所長ハ急迫ナル理由ノ存シ豫メ執行指揮官廳ノ決定ヲ得ル能ハザルトキニ限リ輕懲役又ハ拘留ノ刑ニ服スル受刑者ニ對シ取消ヲ留保シテ一週間以內ノ賜暇ヲ與フル（beurlauben）權能ヲ有ス。所長ハ直ニ檢事ニ對シ賜暇ノ通知ヲ爲シ其ノ後ノ決定ヲ檢事ニ委付スルコトヲ要ス。所長賜暇ノ請願ヲ許サザルトキハ直ニ之ヲ檢事ニ通知スベシ。所長賜暇ヲ與ヘタルトキハ賜暇ノ始期、期間及刑ノ再開期ヲ書面ヲ以テ執行指揮官廳ニ通知スベシ。檢事ハ重要ナル理由ニ因リ必要ナル場合ニ限リ賜暇以前ニ於テ受刑者ノ刑務所外ニ若干時間外出スルコト（Ausführung eines Strafgefangenen aus der Anstalt）ヲ許スコトヲ得（例ヘバ民事裁判期日出廷（Termin）個人的要務ノ處理　葬式ヘノ參列等）。急迫ナル場合ニシテ檢事ノ決定ヲ受クルノ暇ナキトキハ所長ニ於テ外出ヲ許スコトヲ得但シ遲滯ナク執行指揮官廳ニ通知スルコトヲ要ス。外出ニハ警察官吏又ハ刑務官吏引率ス。之ニハ特定ノ場合法定旅費ヲ支給ス。旅費其他ノ費用ハ收容者之ヲ負擔シ原則トシテ前拂スルコトヲ要ス。

第一三七條　收容者逃走シタルトキハ直ニ之ヲ追跡スベシ。追跡效ヲ奏セザリシトキハ所長ハ犯行、裁判所及記錄番號ヲ付記シテ收容者ノ詳細ナル人相書ヲ刑務所々在地及鄕里ノ警察官署ニ直チニ送付シ且ツ執行指揮官廳ニ通知スベシ。同時ニ逃走ノ方法ヲ確定シ他ノ收容者ガ逃走ヲ援助シタルヤ否官吏ニ義務ノ懈怠ナカリシヤ否及刑務所ノ設備ニ欠點ナカリシヤ否ヤヲ查明スベシ。所長ハ調查書ニ專門的意見ヲ添ヘ監督官廳ニ提出スベシ。

收容者歸還シタルトキハ監督官廳及ヒ執行指揮官廳ニ之ヲ報告スベシ。

逃走及ビ逃走ノ企圖ハ期日出廷（Termin）勾引（Vorführung）及ビ外出ノ場合ト雖モ重キ犯則トシテ之ヲ懲罰ニ付ス。

逃走シタル收容者ノ遺留物ニ付テハ一九二四年十二月三日命令——法律公報第四〇五頁——ニ依リ取扱フベシ。

第十六節　保護

第一三八條　收容者並ニ釋放者ノ保護ハ國民及ビ國家ノ共同事業トス。保護ノ目的ハ收容者ヲシテ其ノ釋放ノ後ニ於テ合法的ニシテ且ツ秩序アル生活ヲ爲サシムルニ在リ。公私ノ福利行政ノ機關並ニ施設ト共同シテ既ニ刑期中ニ於テ此ノ目的ノ達成ニ努力スルコトヲ要ス。保護ハ保護ヲ必要トシ且ツ其ノ人格及ビ行狀ニ於テ保護ニ値スル總テノ收容者ニ之ヲ及ボスモノトシ且收容者ガ從來扶養シソノ扶養ニヨ

リテノミ生活シ居リタル家族ニモ之ヲ及ボスモノトス。

家族又ハ將來ニ對スル收容者ノ顧念ヲ當初ヨリ取去ルコトハ保護事業ノ意義ニ反スルモノトス。寧ロ總テノ收容者ニ對シ自己ノ力及ビ自己ノ活動ヲ喚起スルコトニ決定的ナル價値ヲ置クコトヲ要ス。收容者ハ先ヅ第一ニ且ツ自ラ自己ノ生計ヲ顧慮スルコトヲ要シ、コノ目的ノ爲ニ自己ノ費用ヲ節シテ殘金ヲ釋放時ニ準備スルコトヲ要ス。

釋放者ニ對シ能フ限リノ支援ト就職口トヲ與ヘ又適當ナル場合ニハ釋放者ニ保護者ヲ設定スルコトニ努ムル爲所長及ビ保護ヲ委任セラレタル官吏、就中敎誨師及ビ敎師ハ收容者ノ釋放前適當ナル時ニ公共福利施設、未成年者ニ在リテハ又少年保護司ト協定シ、尙釋放者保護會及ビソノ施設ト協定スルコトヲ要ス。

勞働證書 Arbeitspapier ノ調達ニ當リテハ刑務所ハ收容者ニ對シ助言ヲ與ヘ支持ヲ爲スコトヲ要ス。

收容者ニハ其ノ釋放ニ當リソノ保護ヲ考慮スル場所ニ出頭スル樣勸告スルコトヲ要ス。收容者ノ作業賞與金額ハ特別ナル事情ニ依リ濫用ノ虞アル場合所長ノ裁量ニ依リ收容者ノ保護ヲ考慮スル保護所又ハ將來ノ滯在地ノ警察署ニ釋放者ニ對シ卽時又ハ徐々ニ交付スル爲ニ之ヲ送付スルコトヲ得。金額ハ遲滯ナク之ヲ送付スルコトヲ要ス。

刑罰拘禁又ハ未決拘禁ヨリ釋放セラルヽト同時ニ保護敎育ニ付サルヽ收容者ノ作業賞與金ハ護送者ヲシテ之ヲ携帶セシムルコトナク保護敎育官廳ニ於テ保管シテ保護敎育ノ終了ノ後收容者ノ生計ヲ改善セシムル爲ニ保護敎育官廳ニ送付スルコトヲ要ス。

收容者ニ付釋放前、保護敎育開始ノ申立ガ爲サレ假收容ガ命ゼラレタルトキハ作業賞與金ハ決定ノ到達マデ之ヲ抑留スベシ。保護敎育ガ命ゼラレタルトキハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ取扱フベシ。保護敎育ガ拒否セラレ又ハ釋放ニ至ルマデ終局ノ決定ナキ場合ニ於テハ一般ノ規定ニ依リ取扱フベシ。

大刑務所ニ於テハ成ルベク一保護會ヲ設置スベシ。小刑務所ニ於テハ附近ノ保護會ト適當ニ聯絡ヲ計フモノトス。刑務官吏ハ保護會ニ對シ積極的ニ支援ヲナスコトヲ期待セラル。監督官廳ハ保護會ノ實質的協力ヲ求ムルニ努メ且ツソノ地方事務所 (Bezirksstelle) トノ斷ノ連絡ヲ爲スコトヲ要ス。保護會ノ代表者ニハ保安又ハ秩序ヲ害セザル限リ保護用務ニ付收容者ト交通スルコトヲ許スコトヲ得。

保護用務ニ關シ個人ニ書信ヲ發スルニ際シ必要アル場合ニ於テハ外觀上刑務所ヨリ發送セラレタルモノト認メ得ザル樣注意スルコトヲ要ス。此ノ目的ノ爲ニ官廳用切手ヲ用ヒズ通常郵便切手ヲ用フルコトヲ得、コノ場合ニ於テハ經費第七六款第三六項ノ費用ヨリ支辨スベシ。コノ規定ハ敎誨

師及ビ敎師ヨリ發送スル書信ニ付特ニ適用セラルヽモノトス。此等ノ書信ハ他ノ官廳ノ文書ト同樣速ニ發送スルコトヲ要ス。

第一三九條　六月以上ノ刑ニ處セラレタル受刑者ニ付テハ其ノ釋放前健康及ヒ勞働能力ヲ診査スベシ。

釋放ニ際シテハ收容者ニ其ノ所有ニ屬スル衣類、現金其他ノ物品並ニ之ニ交付スベキ作業賞與金（第一三八條第五項參照）ヲ受領證ト引替ニ交付スベシ。

收容者ハ自己ノ衣類ヲ着用シテ釋放セラルヽモノトス。必要ナル修繕ハ適當ナル時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス。衣類劣惡ニシテ修繕モ叶ハズ又ハ特ニ注意深ク吟味シタル場合收容者ノ誠實ナル生計ニ對スル眞摯ナル努力ヲ阻害スルトキハ刑務所又ハ保護會ノ現在品ヨリ衣類ヲ支給スルコトヲ得。コノ衣類支給ニ當リテハ先ツ第一ニ再生事業 (Wiederherstellungsbetrieb) ニ付顧慮スルコトヲ要ス。費用ノ支辨ニ付テハ收容者ニ之ヲ爲サシメ、特ニ作業賞與金ヲ使用スルコトヲ得（第九三條參照）。

刑期三月以下ノ受刑者ニ付テハ釋放時ノ衣類ニ關スル許可ヨリ之ヲ除外ス。

第一四〇條　釋放者十五「キロメートル」以上ノ地ニ歸住セントスルトキハ旅費ヲ自辨シ能ハザル場合之ニ最下等ノ乘車券ヲ給與スベシ。病者又ハ步行シ能ハザル者ニ付テハ十五「キロメートル」以下ノ距離ノ場合ニ於テモ乘車券ヲ給與スルコトヲ得、歸住地ニ到着スルニ四時間以上ヲ要スル者ニ付テハ辨當料 Marschverpflegung ヲ支給スルコトヲ得。

如何ナル場所ヲ以テ歸住地トスベキヤハ個人的事情及ビ保護關係ヲ斟酌シテ所長之ヲ定ム。

乘車券ノ費用ハ一〇「レンテンマルク」以上ニ渉ルトキハ之ヲ作業賞與金ヨリ徵收スベシ。行狀善良ニシテ特ニ勤勉ナル收容者ニ對シテハ所長ハ無料額ヲ二〇「レンテンマルク」マデ上スコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ收容者ガ拘禁中如何ナル目的ニ作業賞與金ヲ費消シタルヤヲ斟酌スルコトヲ要ス。作業賞與金ニヨリ支辨セラレザル額ハ國庫ヨリ支辨ス。特別ナル行政上ノ都合ニヨリ遠隔ナル刑務所ニ收容セラレタル收容者ニ付テハ乘車券ハ國庫ヨリ支辨スベシ。

作業賞與金及ビ所持金ヲ併セテ一〇「レンテンマルク」以下ナル場合ニ於テハ其ノ必要ヲ愼重ニ審査シタル後扶助ヲ與フルコトヲ得。此ノ場合ニハ第三項第三段ノ規定ヲ適用ス。三月以下ノ刑ニ在リテハ適度ナル扶助ヲ與フルハ例外的場合ニ限リ之ヲ考慮ス。

以上ノ規定ハ假釋放ノ場合並ニ刑ノ執行ガ行政上ノ理由ヨリ、收容者ノ疾病ノ爲又ハ恩赦ノ證明ヲ受クルノ見込アルコト（in Aussicht genommener Gnadenerweis）ヲ斟酌シテ中斷セラレタル場合ニモ亦適用ス。賜暇ヲ許サレタル收容者ガ其ノ旅費ヲ自己ノ作業賞與金計算高中ヨリ支辨シ得ルト否ハ所長之ヲ決定ス。

出發ノ爲公ノ交通設備ヲ利用スベキ釋放者ニシテ徒ラニ刑務所々在地ニ在留スベキ疑アルトキハ旅費ヲ國費ヲ以テ支辨シタル場合ニ限リ刑務官吏ニ於テ之ヲ出發地マデ同伴スルコトヲ得。釋放者同伴ヲ拒ミタルトキハ旅費ノ支給ヲ拒絕スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ刑務所々在地ノ警察官署ニ遲滯ナク通知スベシ。

第十五節　若年收容者ノ處遇

第一四一條　少年受刑者（十四歲以上十八歲未滿）及ビ未成年受刑者（十八歲以上二十一歲未滿）ハ他ノ收容者ト嚴格ニ分離スベシ。短期刑（通例三月以下）ニ處セラレタル場合ニハ特別區ニ、其他ノ場合ニハ特設刑務所（少年刑務所）ニ收容スルモノトス。

少年刑務所（區）ニ收容スルニ當リテハ年齡ノ相違及ビ經歷ヲ斟酌スベシ。少年刑務所ヘノ收容ハ前科ノ數及ビ性質ニ依存スルコトナシ。但シ敎化ノ困難ナル者又ハ他ノ收容者敎化ニ著シキ害アル者ハ監督官廳ノ承認ヲ得テ成年刑務所ニ移送スベシ。滿二十一歲ニ到達シタル後既ニ開始シタル刑ヲ少年刑務所ニ於テ引續キ執行スベキヤ否ヤハ少年刑務所長之ヲ決定ス。此ノ場合ニ於テハ原則トシテ其ノ全部ノ刑ヲ少年刑務所ニ於テ執行スベキモノナルコトヲ留意スベシ。

夜間收容者ハ相互ニ嚴格ニ分離スベシ。晝間ニ於ケル獨居拘禁ノ期間ニ關シテハ所長刑務醫師ノ意見ヲ聽キ之ヲ決定ス。

第一四二條　若年收容者ノ行刑ニ於テハソノ敎化及ビ訓練ヲ特ニ重視スベシ。敎化ノ目標ハ誠實ニシテ秩序アリ且ツ性格上純潔ナル人及ビ國家ノ一員タルコトヲ意識スル國民タルコトヲ要シ、訓練ノ目標ハ生活ノ任務ノ爲ノ鍛練トス。少年刑務所又ハ少年區ノ官吏ノ撰擇ニ當リテハ若年者ノ處遇ニ適任ナルコト、殊ニ其ノ個人ノ模範的ナ性行ニ決定的ナル價値ヲ置クベシ。

官吏ハ孰レモ敎化ヲ其ノ任務トスルコトヲ要ス。敎誨師、敎師及ビ保護司（Fürsorger）ハ少クトモ一月一回各收容者ヲ其ノ居房ニ訪問スベシ。

行刑ノ管理ハ所長之ヲ司掌ス。所長ガ個々ノ內容ニ付テハ其ノ經驗ノ良心的ナル利用ニ委ネラレタル階級的執行ノ範圍內ニ於テ各收容者ノ特別處遇ヲ敎化的ニ效果アル樣遂行スルコトハソノ創造的力量ヨリ之ヲ期待ス。收容者ノ改善ヲ可能ナラシムル爲ソノ個人的事情殊ニソノ經歷ヲ徹底的ニ調査スルコトヲ要ス。コノ爲ニ裁判記錄及ビ保護記錄ヲ取寄スコトヲ要シ且ツ牧師及ビ少年保護司其他適當ナル場所ニ照會シテ家庭事情及ビ生育關係ヲ調査スベシ。犯罪生物學的調査ニ付テハ刑務醫師ヲシテ之ニ當ラシムベシ。

原則トシテ總テノ若年收容者ヲ參加セシムル學科敎育ハ特ニ重視スルコトヲ要ス。若年者ノ精神的敎化可能性ハ敎師ニ對シ眞正且ツ持續的ナル生命ノ價値ヲ之ニ敎ヘ而シテ之ヲ國民並ニ國家ノ一員タラシムルノ拍車タラシムベシ。此ノ高貴ナル任務ノ爲ニ又宗敎ノ道德的力ヲ喚起セシメ之ヲ働カシムルハ敎誨師ノ特別ナル任務タラシムベシ。

第一四三條　每日ノ休憩時間ハ屋內作業ニ從フ少年受刑者ニ在リテハ少クトモ二時間トシ、休憩時間ハ主トシテ體操及ビ遊戲ニ之ヲ用フベシ。嚴格ニシテ且ツ元氣アル態度ヲ養成スルニ努ムルコトヲ要ス。

少年ニハ四週間每ニ一回ノ接見並ニ二週間每一回ノ信書ノ發受ヲ許ス。此度數以上ニ涉ル接見及ビ信書ノ發受ニ關シテハ所長之ヲ決定ス。信書ニ依ル交通ニ在リテハ敎化目的ヲ斟酌シテ特ニ愼重ナル檢閱ヲ爲スコトヲ要ス。此ノ目的ニ反スル信書ハ之ヲ許サズ。

第一四四條　少年ニ職業ヲ授クル爲又ハ職業ニ一層習熟セシムル爲實習場並ニ農業及ビ園藝作業ヲ設定スベシ。

少年ニハ誠實ナル勞働ヲ爲ス樣敎化スルコトヲ要ス。些細ナル物ニ關スル場合ニ於テモ亦義務ノ履行ノ價値ヲ知ラシメ且ツ成果ニ對シ內心ノ滿足感ヲ知ラシムルコトヲ要ス。

勞働時間ハ同一年齡ノ普通勞働者ノ勞働時間ト同一ナルコトヲ要ス。授業時間ハ之ヲ勞働時間ト看做ス。

第十六節　特　則

第一款　受刑者ニ對スル特則

(a)　重懲役受刑者

第一四五條　重懲役受刑者ハ刑務所ニ於テ施行セラルル作業ニ服スベキモノトス。重懲役受刑者ハ刑務所外ニ於テモ其ノ同意ヲ要スルコトナク作業ニ就カシムルコトヲ得。（刑法第一五條）

重懲役受刑者ハ官衣ヲ着用ス。官衣ハ他ノ種ノ收容者ノ官衣ト異リタルモノナルコトヲ要ス。

優遇（第四二條）、購求（第九三條）ハ少クトモ受刑後一年ヲ經過シタル後ニ非レバ之ヲ許サズ。自辨糧食ハ之ヲ許サズ。接見及ビ信書ノ發受ニ關スル輕懲役受刑者ノ場合ヨリモ長キモノトス（第一一七條、第一一八條）勞働時間ニ付亦同ジ（第八二條）。重懲役受刑者ニ付テハ重キ犯則アリタルニ反スル信書ハ之ヲ許サズ。

刑政第53巻第1号
矯正図書館

ル場合重屏禁（第七八條第一項k）ノ懲罰ヲ科スコトヲ許ス。重懲役受刑者ノ釋放近ヅキタル場合ハ遲滯ナク警察官署ニ通知スルコトヲ要ス（第一三三條）。

(b) 輕懲役受刑者

第一四六條　輕懲役受刑者ハ原則トシテ其ノ能力及事情ニ相應セル作業ニ就カシムベシ、其ノ希望スルモノアルトキ希望セル方法ニ依リ就業セシムベシ（刑法第一六條第二項）。能力及ビ事情ニ相應セル作業トハ收容者ノ既ニ習得シ又ハ從事シタルコトアルモノニ限ルベキニ非ラズ。作業ノ選擇ニ當リテハ成ルベク收容者ノ希望ヲ斟酌スルコトヲ要ス。刑務所外ニ於テハ本人ノ同意ヲ得タル場合ニ限リ就業セシムルコトヲ得（刑法第一六條）、コノ同意ハ書面ニ之ヲ記載スルコトヲ要シ且ツ許サレタル作業ニ付テハ確實ナル理由アル場合ニ限リ之其ノ同意ヲ取消スコトヲ得。

刑務醫師ノ診定ニ依リ規定ノ官給食ヲ持續スルトキハ健康狀態ニ障碍ヲ來シ且ツ刑務所ニ於テハ充分ナル他ノ食糧ヲ調達スルコトヲ得ザル場合ニ於テハ自辨糧食ヲ許スコトヲ得。

刑ノ階級的執行ハ初犯者刑務所又ハ區ノ輕懲役受刑者ニ限リ之ヲ適用ス（第一二四條以下）

(c) 單純拘留

第一四七條　拘留刑ハ單純ナル自由ノ剝奪ニ在ルモノトス。（刑法第一八條）

刑法第三六一條第三號乃至第八號ニ依リ言渡ヲ受ケタル者ヲ除クノ外拘留受刑者ハ作業ノ强制ヲ受クルコトナシ。此等ノ受刑者ニハ秩序及ビ保安ヲ害スルコトナキ自己作業ヲ許ス。此等ノ受刑者希望シタルトキハ之ニ作業ヲ賦課スルコトヲ得。

自己作業ハ報酬ノ支拂ニ關スルコトナク之ヲ爲スモノトス。賦課シタル作業ニ在リテハ其ノ作業及ビ作業賞與金ニ付一般ノ規定ヲ適用ス（第八二條以下）、但シ收容者ハ作業賞與金ノ全部ヲ第八九條第五項ニ依リ處理スルコトヲ得。拘留受刑者ハ自辨ノ衣服及ビ下着ヲ着用シ且ツ自辨ノ臥具ヲ使用スルコトヲ得、但シ該品ハ充分ニシテ質實且相當ノモノタルコトヲ要ス。其他ノ場合ニ於テ之ニ官衣ヲ交付ス。必要ナル物品ノ許可ニ付テハ第四九條ヲ參照スベシ。拘留受刑者ニ對シテハ其ノ希望ニ基キ第九二條ニ依リ自辨糧食ヲ許ス。自辨糧食ヲ用ヒザルカ又ハ其濫用ニ依リ許可ヲ取消サレタルトキハ刑務所ヨリ糧食ヲ給與ス。喫煙ハ之ヲ許スコトヲ得。

拘留受刑者ニハ自己ノ書籍及ビ印刷物ノ看讀ヲ許シ支障ナキ限リ新聞ノ購讀ヲ許ス。

信書ノ發受ニ付テハ期間的制限ヲ付スコトナク之ヲ許ス。屏禁ノ懲罰ハ之ヲ科スコトヲ許サズ。之ニ反シ第二項乃至第七項ニ規定セラレタル權利ハ懲罰トシテ之ヲ剝奪スルコトヲ得。尙第五一條以下（拘禁）第五五條（緩和獨居拘禁）參照。

其他ニ付テハ輕懲役受刑者ト同樣ニ處遇ス。

(d) 加重拘留

第一四八條　刑法第三六一條第三號乃至第八號ニ依ル受刑者ハ其ノ能力及ビ事情ニ相應シタル所內作業ニ就カシメ且ツ自由勞働者ト分離スル場合ニ於テハ所外作業ニ就カシムルコトヲ得（刑法第三六一條）。所外作業ニ付テハ本人ノ同意ヲ要セズ。

加重拘留受刑者ハ官衣及ビ官ノ臥具ヲ貸與セラル。

糧食ノ自辨ハ之ヲ許サズ。

釋放ニ付テハ第一三三條ヲ參照スベシ。

其他ニ付テハ輕懲役受刑者ト同樣ニ處遇ス。第一四七條ノ特則（第八項）ハ之ヲ適用セズ。

(e) 要塞拘禁

第一四九條　司法省所管ノ刑務所ニ於テ要塞拘禁ヲ執行スル場合ニ於テハ特設セル要塞拘禁刑務所（又ハ區）ニ於テ之ヲ爲スモノトス。執行ハ一九三三年十一月一日命令——法律公報第二五二頁——ニ據ル。

第二款　民事拘留者ニ對スル特則

第一五〇條　民事拘留者ニ對シテハ單純拘留受刑者ニ對スル規定ヲ適用ス（第一四七條）。

必要アル場合ニ於テハ良ク設備セラレタル場所且ツ能フ限リ普通ヨリ大ナル窓ヲ有スル場所ヲ準備スルコトヲ要ス。

信書ノ發受ニハ制限ヲ付スルコトナク且原則トシテ檢閱スルコトナシ。

收容者ハ支障ナキ限リ新聞ヲ購讀シ自己ノ書籍及印刷物ヲ看讀スルコトヲ得。

接見ニハ官吏ノ立會ヲ付スコトナク之ヲ許可ス。

拘禁場所、夜間用桶等ノ掃除ハ刑務所ニ於テ之ヲ爲ス。

其他ニ付テハ第四三條以下（收容）、第五一條（拘禁）、第五五條（緩和獨居拘禁）、第八二條、第八七條（作業）、第九六條（拘禁場所ノ表示）、第一〇六條（疾病）、第一三〇條（釋放）ヲ參照スベシ。

第三款　護送中ノ收容者、警察拘留者及ビ引渡スベキ犯人ニ對スル特則

第一五一條　護送中ノ收容者ハ其ノ資格ニ從ヒ假逮捕ノ者、

刑政第53巻第1号
矯正図書館

未決拘禁者又ハ受刑者トシテ處遇スベシ。特別ナル規定トシテ第四三條（收容）、第九四條第一項（衣類）、第六七條第一ト項（制縛）、第七九條（懲罰）ヲ參照スベシ。

保護拘禁（Schutshaft）又ハ警察監置（Polizeiliche Verwahrung）ニ付セラレタル者並ニ追放處分（Ausweisung）ヲ受ケタル外國人ヲ警察拘留者ト稱ス。刑務所長ハ懲罰權ヲ有ス、ソノ處遇ハ他ニ規定ナキ限リ單純拘留ニ關スル規定ニ從フ。

警察拘留者ハ單純拘留ノ言渡ヲ受ケタル者ト同樣ノ處遇ヲ受ク。特別規程トシテ第四三條以下（收容）、第五一條（拘禁）ヲ參照スベシ。

假ノ引渡者ノ拘禁（die vorläufige Auslieferungshaft）引渡者ノ拘禁（die Auslieferungshaft）一九二九年十二月二十三日引渡規則第二一條ニ依ル拘禁（法律公報I第二三九頁）及ビ護送中ノ引渡者ノ拘禁（die Durchlieferungshaft）ニ付テハ未決拘禁ノ實行ニ關スル規定ヲ適用ス。必要ナル裁判所ノ決定ハ引渡（auslieferung, Durchlieferung）ノ許可ニ付決定スルコトヲ要スル控訴院ノ刑事部長之ヲ爲スモノトス。

B　建物及ビ備品ノ維持、帳簿及ビ諸表ノ記入

第一五二條　建物並ニ備品、臥具、被服ハ常ニ良キ狀態ニ保存スベシ。

修繕ノ必要アルトキハ速ニ刑務所ノ長ニ書面ヲ以テ報告スベシ。

刑務所ノ建物ノ狀態ハ規則的間隔ヲ置キ建築官廳ニ於テ之ヲ檢査スルモノトス。

第一五三條　各刑務所ニ於テハ所定ノ樣式ニ依リ左記帳簿ニ記入スベシ。

A　帳簿式又ハ「カード」式ノ收容者名簿
B　收容者現員表
C　領置物品書留簿
D　懲罰簿
E　釋放曆簿
F　備品簿
G　監督簿
H　病床簿

少クトモ一名ノ監督官吏ノ配置アル刑務所ニ於テハ此ノ外尙收容者ノ出入ニ關スル表ヲ記入スベシ

他ノ表ヲ記入スベキヤ否ハ地方的事情ニ依リ所長之ヲ定ム。

第三編　服務及ビ執行規則ノ施行

第一五四條　本服務及ビ執行規則ハ一九三三年九月十五日ヨリ總テノ刑務所ニ對シ一九二三年八月一日ノ服務及ビ執行規則及ビ一九二九年六月七日ノ刑ノ階級的執行ニ關スル規則ニ代ルモノトス。

一九三三年八月一日ベルリン

プロシア司法大臣ケルル

未決拘禁ノ實行ニ關スル規則

（略稱 V D U）

第一條　總則

(1) 未決拘禁ハ專ラ拘禁者ノ逃走ヲ防止シ證據ノ湮滅ヲ豫防スルコトヲ以テ目的トス。其故所內規則ノ節圍ニ於テ拘禁ノ目的ヲ確保スルニ必要ナル制限ニ限リ之ヲ拘禁者ニ付スコトヲ許ス（刑事訴訟法第一一六條第二項）。

(2) 拘禁者ノ身分及ビ資產狀態ニ相應スル慰安（Begustlichkeiten）及ビ用務（Beschäftigungen）ニ付テハ拘禁ノ目的ニ副フモノニシテ且ツ所內ノ秩序ヲ紊リ保安ヲ害スルモノニ非サル限リ之ヲ自己ノ負擔ニ於テ調辨スルコトヲ得（刑事訴訟法第一一六條第三項）

(3) 拘禁者ニ關スル命令ハ他ニ規定アル場合ヲ除クノ外判事之ヲ爲スコトヲ要ス。

第二條　拘禁所

未決拘禁ノ實行ハ特別ナル未決拘禁所（Untersuchungsgefängnis 又ハ裁判所附設拘禁所 Gerichtsgefängnis）ニ於テ之ヲ行フ。輕懲役刑務所ニ於テ常時多數ノ未決拘禁者ヲ收容スル場合ニ於テハ此ニ特別ナル區劃ヲ設備スベシ。

第三條　收容

收容ノ條件ハ判事又ハ檢事ノ書面ニ依ル囑託ナリトス。

收容ハ之ヲ遲滯ナク囑託官廳ニ通知スベシ。

第四條　拘禁

(1) 拘禁ハ場所ノ事情ニ依リ可能ナル限リ且ツ健康上ノ理由ニ反セザル限リ獨居拘禁ニ依リ之ヲ行フ。未決拘禁者ヲ收容シタル居房ニハ外部ニUナル記號ヲ付スコトヲ要ス。

(2) 性ノ異ナル拘禁者ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ同一居房ニ雜居セシムルコトヲ得ズ。同性ノ拘禁者ト雖モ互ニ分離スルコトヲ要シ且ツ受刑者ト同一居房ニ之ヲ拘禁スベカラズ。本規定ハ拘禁者ノ同意アリタル場合並ニ病者ニ在リテハ同意ナキ場合ニ於テモ適用セザルコトヲ得。

(3) 同一ノ犯行ニ關シ共同正犯、共犯、庇護又ハ贓物犯ノ疑アレ拘禁者ハ成ル可ク相互ニ離レタル場所ニ拘禁スベ

シ。此ノ種拘禁者ニハ所ノ管理上符號ヲ付スルコトヲ要ス。

(4) 少年拘禁者ヲ雜居拘禁ニ付セザルベカラザル場合ニ於テハ少年拘禁者ガ道德上惡感化ヲ受クルコトナキ樣豫メ注意スルコトヲ要ス。少年者ヲ成年者ト同一居房ニ收容スルハ其ノ身體的又ハ精神的狀態ニ依リ必要ナル場合ニ限ル。

第五條　作　業

(1) 拘禁者ハ作業ノ强制ヲ受クルコトナシ。拘禁者實施中ノ作業ニ參加スル場合ニ於テハ所定ノ科程ヲ了スルコトヲ之ニ求ムルコトヲ得。作業賞與金ニ付テハ一九三三年八月一日服務及ビ執行規則第八九條ノ規定ヲ準用ス但シ小遣錢及積立金ニ分割スルコトナシ。

(2) 拘禁者ハ所外作業ニ就業セシムルコトヲ得ズ。自己作業ハ之ヲ許スコトヲ得但シ此ニ依リ秩序ヲ紊シ且ツ安全ヲ害スルコトヲ得ズ。

第六條　糧　食

(1) 拘禁者ハ食糧ノ自辨ヲ爲スコトヲ得。糧食ノ自辨ハ拘禁所ノ長ノ指定シタル差入店ニ依ル場合ニ限リ之ヲ許ス。必要ナル金額ハ所ノ會計ニ豫納スベシ。豫納金ナキニ至リタルトキハ糧食ノ自辨ハ之ヲ停止ス。濫用アリタルトキハ糧食ノ自辨ハ之ヲ剝奪スルコトヲ得。拘禁者糧食自辨ノ權利ヲ行ハザルトキハ司法大臣ノ發シタル給養規則ノ規定ニ依リ官ヨリ糧食ヲ給與ス。

(2) 個々ノ生活必要品又ハ其他ノ個人的必要品ニ關シテハ其ノ購入ニ付所長地方的狀況ヲ斟酌シテ他ノ方法ヲ許シタル場合ヲ除キ拘禁者ハ所ヲ經由シテ之ヲ調達スルコトヲ得。輕度ノ酒精飲料ノ飲用ハ適度ナル場合之ヲ許可スルコトヲ得。男子ノ拘禁者ニハ火災ノ虞ナキ場合ニ限リ契煙ヲ許可スルコトヲ得。

第七條　被　服

(1) 拘禁者ハ自己ノ衣類及ビ下着ヲ着用スルモノトシ、物件ガ充分ニシテ正式ナルモノナル限リ且ツ判事ガ他ノ命令ヲ爲サザル限リ自己ノ臥具ヲ使用スルコトヲ得。其他ノ場合ニ於テハ官衣ヲ貸與ス、官衣ハ又作業ニ就ク場合又ハ自己ノ衣類ヲ保護スル爲ニ願出ニ依リ之ヲ貸與スルコトヲ得。判事又ハ檢事ノ囑託アルトキハ逮捕ノ當時着用セル衣類ヲ着用シテ出廷セシムベシ。

(2) 未決拘禁者ノ官衣ハ司法大臣ノ發シタル被服規程ノ定ムルトコロニ依リ受刑者ノ官衣ト之ヲ區別スルコトヲ要ス。

第八條　照　明

獨居房ニ收容セラレタル收容者ニ對シテハ申出ニシテ理由アルトキハ午後九時迄點燈ヲ許ス。

第九條　戶外運動

戶外運動ニ當リテハ拘禁者ハ受刑者ト觸接セシメザルコトヲ要ス。

第一〇條　疾　病

(1) 疾病ノ場合ニ於テハ拘禁者ハ判事ノ許可ヲ得テ自己ノ費用ヲ以テ刑務醫師以外ノ醫師ノ診療ヲ受クルコトヲ得、醫師ヲ干與セシムルニ當リテハ豫メ刑務醫師ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス。

(2) 病者ニ付テハ判事ノ同意アルトキハ之ヲ罹病セル收容者ノ處遇ノ爲ニ特ニ設置シ他ノ所若ハ區又ハ病院若ハ公立ノ治療看護所（Heil- oder Pflegeanstalt）ニ收容スルコトヲ得。妊婦ヲ分娩所（Entbindungsanstalt）又ハ病院ニ引渡ス場合ニ付亦同ジ。

(3) 精神病ニ罹リ又ハ精神病ノ疑有力ナル拘禁者ハ判事ノ同意ヲ得テ刑務所精神病區（Beobachtungsabteilung）ニ收容スルコトヲ得。

第一一條　教　誨

禮拜ニ參加スルハ拘禁者ノ任意トス但シ之ニ異ル規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第一二條　書籍及ビ新聞

(1) 拘禁者ハ判事ノ同意ヲ得テ自己ノ書籍ヲ看讀スルコトヲ得且ツ自己ノ費用ヲ以テ新聞及ビ雜誌ヲ購讀スルコトヲ得、拘禁者ニ對シ未決拘禁ノ目的又ハ所ノ保安及ビ秩序ヲ害スル虞アル內容ノ書籍、新聞及ビ雜誌ヲ抑留スルハ判事ノ職務上ノ義務ナリトス。

(2) 刑務所新聞「燈臺」ノ購讀ニ付テハ許可ヲ要セズ。

第一三條　接　見

(1) 拘禁者ニ對スル接見ノ許可ハ判事之ヲ爲ス。接見ノ時期、度數、及ビ時間ハ所長ト協議ノ上之ヲ定ムベシ。

(2) 接見ハ立會ヲ付ス。立會ハ判事又ハ裁判所ノ官吏若ハ檢事之ヲ行フ。

(3) 判事ハ接見ノ許可ニ關スル決定ヲ一般ニ又ハ特定ノ者殊ニ保護用務ニ付所長ニ委任スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ所長ハ接見ノ外部手續、度數、時期及ビ時間ニ關シテ決定ヲ爲シ且ツ接見ニ立會ハシム。

第一四條　辯護人トノ交通

(1) 判事ガ制限ヲ命ジタル場合（刑事訴訟法第一四八條）ヲ除クノ外公判ノ開始セラレザル間ハ拘禁者ニ辯護人トノ個人的交通ヲ許ス。判事ノ特別ナル接見許可ヲ要スルハコノ制限ノ命ゼラレタル場合ニ限ル。

公判開始後ハ辯護人ト拘禁者トノ交通ハ如何ナル制限ニモ服スルコトナシ。辯護人ハ裁判所ノ證明書ニ依リ辯護人タルコトヲ證明スルコトヲ要ス。常ニ多數ノ未決拘禁者ヲ收容スル所（Anstalt）ニ於テハ辯護士會又ハ其ノ指定セル辯護士ノ地方代表者ト協議ノ上通常ノ接見時間ヲ定ムルコトヲ要ス。

(2) 少年拘禁者ノ場合ニ於テハ少年保護司及ビ拘禁者ガ保護觀察ニ付セラレタルトキハ之ヲ委託セラレタル保護者ニ辯護人ト同樣ノ範圍ニ於テ拘禁者トノ交通ヲ許ス。少年裁判所法第二九條第三項ニ依リテ任命セラレタル補佐人ニ付亦同ジ。

(3) 辯護士ニハ書面ニ依ル照會ニ對シ又ハ電話ニ依ル照會ニ於テモ疑ナキ場合之ニ對シ拘禁者ガ其ノ所ニ在ルヤ否並刑事々件ニ記載セラレタル記錄番號ヲ通知スルコトヲ要ス。

第一五條　信　書

(1) 拘禁者ノ信書發受ニ付テハ期間ノ制限ヲ付スルコトナシ但シ期間ノ制限ヲ命ゼラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。拘禁者ハ自己ノ書翰紙ヲ用フルコトヲ得。

(2) 書信ノ發受ハ判事之ヲ監督ス。此ノ場合ニ在リテハ刑事々件ヲ斟酌スルノ外服務及執行規則第一二二條ノ原則ヲ基準トスルコトヲ得。

發受信ノ送達（Weitergale）ノ場合ニ於ケル手續ハ一九二七年十月十八日收容者ノ書信發受ニ關スル命令ノ定ムル所ニ依ル（法律公報第三二二頁）

書信ヲ事後ニ於テ所長ニ提示スベキヤ否ハ判事之ヲ決定ス。書信ノ內容所ノ事情ニ關スル場合又ハ所內ノ秩序若ハ保安ニ對シ又ハ拘禁者ノ處遇ニ關シ意義ヲ有スル場合ニ於テハ之ヲ所長ニ提示セザルベカラザルコトアルベシ。

(3) 書信ノ發受ニ異議アルトキハ判事ハ之ヲ拘禁者ニ通知スルコトヲ要ス但シ之ニ依リ審理ヲ阻害スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

(4) 拘禁者ニ對シテハ辯護人トノ書信ノ發受ヲ許ス。公判開始以前ニ於テハ通知ノ內容ニシテ收容者ニ知ラシムベカラザルモノナルトキハ判事ハ之ヲ却下スルコトヲ得。（刑事訴訟法第一四八條）

(5) 拘禁者ガ辯護士ニ對シ單ニ面會ヲ依賴スルモノニシテ他ノ如何ナル通知ヲモ附加セザル信書ハ公判開始前ト雖モ之ヲ判事ニ提示スルコトヲ要セズ。

第一六條　保安的處置

拘禁者ニ對スル特別ナル保安的處置ハ判事之ヲ定ム。場

合ニ依リ所長ノ提議ニ基キ之ヲ定ムルコトアベルシ。危險ノ切迫シタル場合ニ於テハ所長ハ假ニ之ヲ命ズルコトヲ得但シ遲滯ナク之ヲ判事ニ通知スルコトヲ要ス。

第一七條　懲　罰

(1) 懲罰ハ所長ノ提議ニ基キ判事之ヲ決定ス。

(2) 犯則ニシテ受刑後始メテ執行シ得ベキ懲罰ナルトキハ犯則ノ行ハレタル所ノ長之ヲ決ス。

第一八條　外　出

判事ノ同意アルトキハ一身上、業務上又ハ法律上ノ重要ニシテ且ツ猶豫スルコトヲ得ザル用務ニ付數日間拘禁者ヲ外出セシムルコトヲ得。外出ニハ警察官吏、司法官又ハ刑務官吏之ニ同伴ス。其ノ費用ハ拘禁者之ヲ負擔シ且ツ原則トシテ之ヲ豫納スルコトヲ要ス。

第一九條　刑罰拘禁ト未決拘禁トノ競合

受刑者ニ對シ未決拘禁ノ繫屬シタルトキ又ハ未決拘禁者ニ對シ他ノ事件ニ依ル自由刑ヲ執行スベキトキハ刑罰拘禁ヲ中斷シ又ハ刑ノ執行ヲ猶豫セザル限リ之ヲ受刑者トシテ處遇ス。但シ他ノ受刑者ト之ヲ分離拘禁シ且ツ刑務所外ニ於テ就業セシメザルコトヲ要ス。辯護人トノ交通ニ付テハ未決拘禁者ニ對スル規則ヲ適用ス。未決拘禁ト刑罰拘禁ト競合スル場合ニ於テハ刑罰拘禁ノ始期及ビ終期ハ之ヲ執行指揮官廳ニ通知スルノ外尙未決拘禁ヲ管轄スル裁判所ニ通知スルコトヲ要ス。

第二〇條　釋　放

拘禁者ハ判事又ハ檢事ノ書面ニ依ル命令アル場合ニ限リ之ヲ釋放スルコトヲ得。釋放ノ日時ハ之ヲ囑託官廳ニ報告スルコトヲ要ス。

第二一條　服務及執行規則ノ規定ノ適用

(1) 以上ノ規定ノ補充トシテ一九三三年八月一日プロシア司法省所管刑務所服務及ビ執行規則（DVO）ヲ準用ス、

(2) 判事ハ其ノ處理ニ當リテハDVOノ規定ニ依ラザルコトヲ得但シ之ニ依リ所內ノ秩序及ビ保安ヲ侵害スルコトヲ得ズ。所長ハ秩序及ビ保安ヲ侵害スル虞アリト思料スルトキハ判事ノ命令ニ對シ假ニ異議ヲ申立ツル（beanstanden）コトヲ得但シ即座ニ判事ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス。意見一致セザル場合ニ於テハ所長ハコノ判事ノ決定ニ對スル抗議ヲ受諾セシムル爲ニ之ヲ秩序ニ依賴スルコトヲ得。

(3) 判決確定スルモ未ダ執行刑務所ニ移送セラレザル收容者ハ其ノ期間中之ヲ受刑者トシテ處遇ス。

第二十二條　附　則

本規程ハ一九三三年八月一日DVOト同時ニ施行セラルルモノトス。

一九三三年八月一日「ベルリン」

「プロシヤ」司法大臣「ケル」

刑政第53巻第1号
矯正図書館

Science Teaching in Prison Education

Jack Shuyler

受刑者の教育に於けるサイエンスの任務

ヂヤツク・シヤイラー
（ニーウヨーク州ウツドバーン學院 成人教育部教師）

人間の最初の社會的集團たる家族の生じた以來、犯罪の原因は論爭の種となつてゐた。今迄に已に色々な說が出てゐるし、今日でさへ、猶烈しく論議されてゐるのである。しかし、犯罪や犯人の存在は何か或る一つのファクター（要因）にその原因を歸することもできないし、また、よし或一つの優位を占むるファクターがあるとしても、それを他のファクターより游離せしむることはできないと言つて可いのである。大部分の權威ある學者の意見は犯罪の原因を次の三つの範疇の內に入れることに一致してゐるとみて差支ないのである。

一、個人の肉體、精神並びに感情上の素質
二、貧窮、教育の缺如、不愉快な多人數の家庭學校、一般醫療及び齒科治療の便なきこと等の社會的事情環境
三、適當の娛樂機關の缺如（ダンスホール、プール、プレーグラウンド運動場等）、陋隘なる住宅等の如き物理的環境

しかし、すべての犯罪を此等三つのカテゴリー（範疇）の等しき勢力に歸することはできない。個人はそれ〴〵異つてゐるのであるし、犯罪の原因も人の異るが如くに甚しく異つてゐるのである。しかも、此等のカテゴリーの中幾何か又はすべてが個々のケース（犯件）の原因たる要因の全體を包含してゐるのは明かな事實である。

個人の素質並びに環境の種々のファクターが相合して犯罪生活を形成せしむるに至ることはたしかなことで、ファクターの此等の二つのグループはその相互關係に於て研究せらるべきもので、人間の行爲の動因を理解するためには、個人は一個の統合された人格として考究せられなければならないのである。

社會の防衞のためにプリズンに拘禁せらるる犯人は、電流椅子か病院で死なない限り、いつかは釋放せらるゝのである。長期の刑を科して由て以て犯罪を防遏しようとした過去に於ける企圖はレペンター（改悛者）を出すよりもむしろレピーター（累犯者）を生ずる傾きを持つてゐたのである。犯人の拘禁中彼をして道義的にも、精神的にも且つは肉體的にも更らに一層悪化せしむる手傳ひをするよりも、むしろ彼をして再び世に出でて他に害を及さずに社會的經濟的の事業任務に參與することを得せしむるような精神上の或る變化を犯人の身上に起こしてやらうと試みるために拘禁中の時間を善用するのは、たしかに社會の義務と言はなければならない。

大抵の犯罪は社會的境遇の產物とみて可いのであるから、犯人の性格に有利に役立つべき境遇と彼の肯んじて以て生活に對する態度を改むるに至るような目的とするに足る或る價値を創造してやるように努力すれば、犯人の更生に助力してやることになるのである。刑の言渡は本來が處罰ではなく、犯人にも社會にも双方の爲めになる方法で犯人を社會に更めて適應せしめる機會なのである。犯人に存する肉體上、精神上並びに德性上のハンデイキヤップはプリズンに於ける拘禁中に除かるべきものなのである。疾病を有つてゐるものは治療せらるべく、望ましくない態度を持つて居れば改めしむべく、其上に本人に適した職業を修練せしめて將來の計を立てしむべきである。或る程度までは、犯罪が行はれるのは、我等の社會制度が個人の生活の求めて已まない所のものを滿すことのできない失敗に因るものと見て可いので、個人と制度とがお互にしつくり適合して行けない不幸な缺陷なのである。犯人はその正路でない生活の中に或種の習慣と態度とを獲得し、日々の經驗で或種の性格を作り上げてしまつたのである。であるから、プリズンではこの習慣態度に代ふるにクリミナル（犯人）の求むる所のものを滿足せしめる他の別な習慣態度を養はせなければならない。

教育（Education）は犯人のレハビリテーション（社會的更生）の過程に於ける主要なる武器の一つである。といつても、教育のための教育ではない。教育のための教育といふ觀念は根本的に誤つてゐるものである。教育は目的ではなく、手段であり、道具である。受刑者は、自ら知るにせよ知らざるにせよ、教育を求めてゐるのである。世界人類並びに自己についての智識見解を廣むるため、社會上政治上又は職業上に於ける將來の活動に備へるため、又は、少數ではあるが、自由な閑暇の時間を利用するために滿足な手段を見出すの目的で、そのいづれなるにせよ、彼等は自分を教育しようとしてゐるのである。故に、彼等をエデユケート（教育）するための任を負ふものはエヂユウケーションの原義たる指導を旨として、已に彼等の心中に醱酵してゐる智識慾に秩序を立てゝやり、且つ、彼等をして自分のために自分で考へさせるよう助力するに努めなければならないのである。

教育は自己並びに社會に對する受刑者の態度を改めしめ、且つ、本人の行動の誤れる型を矯め直させるに役立つものである。

心理的に言へば、元來總じて犯人の特質として視るべきは、彼等が不安と焦慮と同時に倦怠との感情に支配されてゐることである。住みにくい家、悪い仲間、愛の缺けてゐる家庭、經濟上の不安定、すべて此等の環境上の事情は彼の嫌忌、恐怖並びに孤獨の感情を助長せしむるに與つて力があつたのである。で、彼の反社會的な行動は、或る意味からして、たとへ社會的に看て不十分であるとしても、個人としての犯人にとつてはこれによつて滿足な整理をつけたことになるのである。而して、教育は社會的に望ましい方法で、安全で、價値を認められて、信用されたいといふ根本的な要求を充たしてやらうと試みるのである。犯人の社會的更生に於ける教育の成功は此等の根本的な要求に代るべき社會的に看て滿足な要求の發達せしめられた範圍と程度によつて量られ得るのである。

教育は個人の可能的素質の最大限度の發達を目的とするものである。しかし、同時に、此等の可能的素質は承認さるべき社會的目的に向つて進んで行く一個の集團の一員としての個人の中に發達せしめらるべきものである。安定、自信、勇氣並びに友情といふようなものは樂しい集團活動への參加によつて養はれるのである。個人の可能的素質の發達は彼れの興味と能力とに基いた價値ある經驗を享受するの機會を作つてやることから始まるのである。若し智識が自分の問題を解決するの努力に於て個人自身で運用さるゝのでなければ、大して價値のあるものではないのである。

自分の住む社會で完き生活を營ましむるため受刑者を豫めエデュウケート（教育）するエデュウケーター（教育者）の努力中に在つてサイエンス（科學）の教授が、果してどんな役割を演じ得るものであらうか。科學の教授の根本的に貢獻する所のあるのは、恐らく思想と實行との領域に存することと思ふ。教育の目的は、「健全なる身體に健全なる精神」（"A sound mind in a sound body"）なる古い格言の中に要約され得るのである。しかしながら、サウンド・マインド（健全なる精神）が同時にクエッシオニング・マインド（疑問する精神）でなければ、それは大した價値は有たないのである。サイエンスの教授はこのクエッシオニング・マインドを呼び覺まさうとするのである。智識する以前に我々は先づ疑はなければならないのであつて、サイエンスの精神は永久に疑問する精神なのである。

我等の社會は斷えず變化しつゝあるもので、斷えず新しい情勢を呈露しつゝあるのであるから、斷えず變化して行く整理が餘儀なくせらるゝのである。しかし、不斷の整理も、若し效果的に考ふる能力の持合せがなければ、斷じて效果的でも有力でもあり得ないのである。人間をして他の動物と別たしめ而して自己の環境を支配することを得せしむるものは智識で培ひ育てられた理解力（インテリゼンス）である。このインテリゼンスと推理の能力を驅

使することの大なれば大なるほど文明の程度は高くなるのである。何となれば、人間の社會の周圍に傳統と因習のネットをからみつける迷信を打破するものは箇の理解力と推理の能力との二つであるからである。切に疑ひ切に求むる熱情は人をして萬般の人事に對して寬容ならしめ、且つ、批判を容れざる絶對の眞理なるものを排斥せしめる。解剖的でない思弦とちよろつかな速成の判斷は偏見誤解に累せられ且つプロパガンダに誤られ易いものである。プリズン・エデュウケーション（受刑者の教育）の目的は畢竟するに受刑者の社會的更生に存するのであつて、受刑者をして事物を科學的に考へしむるよう訓練し、且つ、受刑者本人の紛淆した事情とからまつてゐる重大問題と並んでもつと大きな社會的及び經濟的問題について科學的な態度を持せしむるよう努めなければならない。サイエンスの教授は受刑者の智性の眞實を確立するばかりでなく、新しい思想を容るるに吝かならざらしめ、進んで現在の判斷を改て、一つの角度からばかりでなく色々な角度から問題を考察する能力を養はしむる手助けをするのである。サイエンスの教授は、人と物とを偏見や感情や先入概念で判斷することなく、それ自體の眞價で判斷する主義を受刑者の頭にしみ込ませる效用があるのである。我々の情緒の產物であるか若しくは慾求の滿足である信條といふものは疑はしいものである。一切の信條は經驗と推理とのテストにかけられなければならないのである。

色々なプロブレム（問題）に宛てはめてサイエンスを教しへるといふことは、すべての創造的努力の下に潜むでゐる冒險、探究進んでは實行の精神を賦活するものである。我々の身體の機能を包含する一切の自然の作用を理解せんとする熱烈なる欲求を助長することによりて、サイエンスは我々自身並びに我等の周圍の世界についての好奇欣求の心を滿足せしむるのであつて、自然の法則を理解し由て以て迷信と恐怖とを一掃するは、安全と自由との觀念の基礎を造るものである。受刑者は自己と自己の周圍の事物を正しく視るの道を學ぶのである。かくして、彼の人生觀と世界觀とは著しく恢大せらるゝことゝなり、自己のその一小細胞である社會組織體に必要缺くべからざるものゝ何たるかを覺知すると共に、人間の築き上げた事業の意義を理解し鑑識するを得るに至るのである。是に至つて、彼は初めて豁然とした心胸で今までとは全く異つた新しい世界に對することができるのである。しかも、この世界はそれが彼の生活する世界であるの故を以て、彼にとつては非常に重要な世界なのである。而して、彼は自分の研究した物を製作し試驗し使用する必要に逼まらるゝが故に、學び得たる理論の遂行と實驗とによつて更らにまた新たなる眞理を獲得することゝなるのである。之を要するに、サイエンスの學修はこれを學ぶ受刑者をして克く事物の現實に面して勇敢にこれに對處するの覺悟を樹立せしむるもので、これに由て十分の自己表現の滿足感を起さしめ、終には彼をして自己並びに社會に對して健全な態度を持せしむるに至るに與つて大いに力あるものである。（完）

Journal of Criminal Law and Criminology, August, 1939

海外時報

英國の行刑制度に於ける最近の發達 (六)

——Recent Developments in English Penal System——

ベルリン大學教授
ドクトル・ヴエルネル・ゲンツ

(八) 少年犯人の刑罰執行

——ボースタル施設

(つゞき)

固より英國の行刑局では此等の缺點を熟く知つてゐたのである。それで、今迄に幾度か引用した一九三八年十一月の行刑改良法案（Criminal Justice Bill）は少年專用のレマンド・ホーム（拘置所）の創設を規定してゐるのである。これは、この特別の施設で少年をして成年受刑者との直接の接觸を免かれしむるのみならず、これまで用ひ慣れた意味での凡てのかんごく的なものの印象を避けしめようとするに外ならないのである。更らにまた、この法案では、手續の促進を謀るために將來速決裁判所（Courts of Summary Jurisdiction）に直ちにボースタル勾留を宣告するの權限を與ふることにしたのである。從來は此等の裁判所は、ボースタル勾留を適正なりと認めた場合は、事件をクオーター・セッションス（重罪裁判所）に移し、少年がそのために拘置せられなければならなかつたならば、クオーター・セッションの次のセッション（會合）のあるまで普通の拘置所に收容せられなければならなかつたのである。

女子のボースタル收容者（エールスバリー）の累犯件數は男子よりも著しく少ないのである。

一九三三——三五年にエールスバリーの女子ボースタルより釋放せられて、一九三七年十二月卅一日までに再び有罪判決を受けたるものは次表の通りである。

	有罪判決ナキモノ	一回アリタルモノ	二回以上アリタルモノ
1933：65	35＝53.9%	19＝29.2%	11＝16.9%
1934：64	33＝59.4%	16＝25.0%	10＝15.6%
1935：64	44＝68.7%	14＝21.9%	6＝ 9.4%
計 193	117＝60.6%	49＝25.4%	27＝14.0%

英國の少年行刑施設に於ては、女子施設に於ける職員は男子施設に於ける職員に比べても平均して豫備教育も十分であり訓練も良く、且つは、收容者の數の少なく、從つて個別的處遇を

強化するの容易なるがために、その職務上の條件は極めて有利であり、且つまた、イングランドに於ては下婢となるもの、缺乏してゐるため家庭内の勞務に釋放者を就かせるのも比較的容易であるのはよく知られてゐる事實なのであるから、成績の好いのは當然であるが、成功の最高の限界に近づかうとするならば、職員の選擇訓練、處遇の個別化、少年成年の嚴重な隔離、釋放後の保護等の領域に於て更らに一層の努力が拂はれなければならないのである。

なほリポーツは個々のボースタル施設に於ける敎化處遇の發達に關して細目に亙りて興味ある多くの事實を擧げてゐるが、精細にこれ等について述ぶるのはこの報告の範圍を越ゆることになるので、玆處には割愛しなければならない。ボースタルに於ける刑罰執行規則卽ちボースタル規則(Borstal regulations)が一九三六年三月六日に新たに可決せられ、同年四月一日實施せられたことを序に注意してをく。この規則では、一般の刑罰執行のために制定せられたもので、しかも少年の刑罰執行に適合せざる一九三三年八月十二日のかんごく規則（Prison Rules）中の一切の規定はボースタル施設にとつては削除せられることになり、又はボースタル勾留の特殊の性質上なくてならない特別規定によりて補充せられ、若しくは改正せられたのである。

(九) 釋放者の援助

英國の行刑制度に於ける最近の發達

刑罰執行の最も重要な問題の一つは隔離された拘禁生活から關係の疎遠になつた廣い社會生活の中へ受刑者を導き入れてやるその手際である。組織的に活動する釋放者援助の伴はない刑罰執行は渾て是れ片々たるつぎはぎ細工に過ぎないものである。若し箇のエード（援助）が缺けてゐたか又は拒まれたならば、刑罰執行のすべての時間と勞力と費用とは大部分空費されたことになるのである。而して、累犯率は堪ふべからざる程度に膨大してくるのである。釋放者援助の缺陷は已に久しくイングランドに於て辛辣な非難の的となつてゐた所で釋放者援助のシステムは數多き小保護會(aid society)の分立對峙によりて組織の分裂に惱み、しかのみならず、保護會の間には宗敎團體の手によるエードと俗間篤志の團體の手によるものとの相拮抗するあり、且つ、有給の專門のプロベーション・オフイサー（日本の保護司）を用ふると無給の篤志の保護事業家を用ふると組織上いづれが勝れるやの論爭は斷ゆることなく、爲めに統一ある釋放者援助を妨害すること甚しかつたのである。

懲役監（convict prison）の受刑者の釋放後のエードについては非難すべきものが甚だ少ないように思はれるのである。この部類の釋放者に對するエードには、一層官廳的で、中央機關からの統制の行屆いた、職員としてのプロベーション・オフイサーも其の員數が多く、且つ篤志のソーシアル・ワーカーによつて助力せらるゝ强力な組織が存在してゐるのである。この團體

の最近に公にせられた統計によると（一九三七年度行刑局年報）、一九三五年に釋放せられたる懲役刑者にしてこの團體の援助を受けた五百六十人の内、次の二年間即ち一九三七年の末までに、その五六パーセントは再び罪を犯さなかつたのである。この統計で特に好成績を示してゐるのは、矯正施設たるウエーフイールド及びメードストーンで、右の無疵のものは八八・五パーセントに達してゐるのである。之に反して、特に成績の悪いのは、保安處分たる豫防勾留より釋放せられたる受刑者で、このパーセンテージは僅かに一七%に過ぎなかつたのである。これは、誰しもそうだらうとは思つてゐた所なのである。

最近に至りて、ローカル・プリズン（地方の小刑務所）の釋放者に對しても亦た同樣の中央機關を設るに至つたのである。これについては一九三五年以後のリポート（年報）に詳細に報告されてゐるのである。大體から見て、しかし、なほ多くの能率の擧がらない地方の小保護會の分立割據の弊が未だ除かれてゐないようである。サルモン委員會(Salmon Committee)の提案にかゝる英國全土に統制の網を擴げる中央機關を設けようとする遠大な計畫はこれまでほんの實行の緒に就いたばかりである。

引渡の管轄區域の小さく、しかも英國のすべての地方から一定のタイプの受刑者を收容するウエークフイールド・プリズンは釋放者援助の點でも一個の除外例を成してゐるのであつて、この施設に對しては釋放者援助のための特別補助金が交付されてゐるのである。――イングランドの刑罰執行の一大轉向がウエークフイールドの受刑者の處遇に於ける前述の新しい實驗の成果に歸すべきであるといふ意味で、一九三五年のリポートに、「將來眞面目なる生活に入らんとする善意の受刑者に復歸の道の遮られざるよう、勞働と生計との保證せらるゝことなしに、一人の受刑者をして刑務所を去らしめたくない」といふ內務省の希望を成就せんとならば、英國に於ける一般釋放者の援助も亦た前きのサルモン調査委員の援助の組織に關するプランを採用する外なからうと思ふのである。

釋放者援助に關しても亦た、ウエークフイールドに於ける試みがその設計工作を誤つてゐないといふことは、これと同じ組織を有つてゐるボースタル施設のために設けられてゐる援助機關の事業遂行の良好なる成績がよくこれを證明してゐるのである。ボースタルの援助についての詳細のことはジーフエルツの英國の少年犯人の刑罰執行に關する記述を參照せられたい（昭和十三年五――十二月「刑政」所揭ジーフエルツ「英國のボースタル・システム」參照）。

更らにまた、ボースタル施設に於ける釋放者の援助は施設の敎化方針並びにその事業と相關する所極めて深いのである。以前行はれてゐるような施設とボースタル・アソシエーション（ボースタル釋放者を援助する協會）との間の文書上での接觸の維持に代つて、今日では猶ほ一層親密な人と人との交涉が結ばれてゐるのである。アソシエーションの代表者は釋放になる受刑者を、彼れが「アウトサイド」（外）へ出て自分の所へ出頭した時になつてから、初めて其面を識るのではなく、今日では協會附きのワーカー（世話係）が自分の方から施設へ出向いて行くのである。其處で釋放になる前に彼等は幾度か一人々々各別に受刑者に面接して話し合ふのである。夜間に於けるかゝる訪問は、胸襟を開いて世話係に意中を語る機會を少年に與へるのである。世話係はまたハウスマスター（舍長）と詳細に亙りて一切の用件について語り、工場に行つては職長と談合し、更らに少年の性格のもつともよく啓示せらるる休憩とスポートの時間に施設にやつて來て仔細に少年を觀察し、最後に個々の釋放のケースについてガヴアーナー（所長）と相商議してその可否を決定するのである。

ロンドンのボースタル・アソシエーションの本部は國家の大都市に於けるアソシエーションの代表者を通じて其の土地の慈善團體と密接な聯絡を保つてゐるのである。その目的はボースタル・アソシエーションと會の事業とに興味を有たせようとするばかりでなく、喜んで援助の手を伸ばさうとする人々の協力を得て、ボースタル收容者が施設を去るやいなや、一個の「フレンド」（友人）として彼に忠告を與ふるは勿論實際の行罰の上で釋放者たる彼を幫助してもらはうといふのである。これは、釋放者援助の方法として、施設の敎化訓練を釋放後の强制的でない指導の中に合流せしむべき規模の大きい賢明な試みといふべきで、若しこの二つが巧くしつくり合つて、社會復歸の目的を理解した思慮ある援助が行はれたならば、到處に感ぜられてゐる行刑施設と社會との間に存する間隙も現實に橋渡しができて、釋放者の社會的更生といふむづかしい問題も自ら解決せらるゝことゝならうと思ふのである。

（十）刑罰執行改良の行刑施設の規律に及ぼせる効果

過ぎ去つた四半世紀（二十五年）の行刑改良事業を回顧して最後にこれを機會に、一九三四年のリポートは、人間の精神的素質に刑罰執行の目安を置かんとする一切の努力を以て微溫的な軟弱な甘やかしとなし、只だ〳〵過去の嚴刻な方法にその救濟を求めんとする根本的に意見を異にせる改革反對者の疑懼を鎭めようとしてゐるのである。彼等反對者の意見は、巡察判事（visiting Justices）（A）刑務職員其他事情を知悉した男女にして施設の現場で新しい處遇方法の結果を觀察した人々の有つてゐる經驗とは全く相反してゐるのである、とリポート（一九三四年）は言つてゐるのである。施設に於ける規律は今日も以前と同じく勵行されてゐるのである。只だ以前とは異つた方法

で規律が維持せらるゝのである。しかも、以前よりは改善された手段で維持せらるゝのである。「施設の規律が處遇方法の變化したお蔭で決定的に改善せられ、且つ、一層重要な事は、かくして受刑者が、この改革期以前には普通のことであつたように、社會に對する憤懣と憎惡とを懷いて外部の世界へ歸つて行くようなものがなくなつたことで、この事は無條件で認められなければならないのである」、とリポートは言ひ添へてゐるのである。内務長官サー・サミユウル・ホーアも一九三八年十一月下院に提出した行刑改良法案（Criminal Justice Bill）の説明に於て、「峻嚴な處遇は受刑者を殘忍にし、却てその目的とする所を誤るのである。年と共に刑罰執行の層一層情味あるものとなるに從つて、同じ程度で累犯の件數は減じてゐるのである」と述べてゐるのである。

（A）各裁判所は毎年その陪席判事中より刑務所の巡察委員（visiting Committee）を選擧する。委員は裁判所の管區に屬する行刑施設を視察し、且つ施設よりの陳情を内務省の行刑局（Prson Commission）に報告する權利と義務とを有つてゐる。彼等の主たる機能は施設の規律に對する重大なる違反のありたる場合に受刑者に懲罰を科する權限である。彼等は何時たりとも施設の各部に立ち入り、自分の面晤したいと思ふ受刑者は何人たりとも訪問し且つ受刑者の不平陳情を受ける權限をも有つてゐる。委員の一人は少くも一週一回施設を巡察しなければならないのである。委員は毎年施設の規律、職員の行狀態度、受刑者の健康狀態、糧食、施設の建築狀態其他につき一般報告を内務省に提出するのである。懲役監（convict prison）に向つても同樣な委員（Board of Visitors）が存在してゐる。委員のメムバーは内務省によつて指命せらるゝもので、委員の中の一定數は必ず有給の判事（Magistrate）でなければならないのである。

行刑施設の規律に關してリポートに言はれてゐる所のものは理由のない誇張文飾でないことは、懲罰の統計がこれを證明してゐるのである。プリズンに於ては一九二八年末懲罰の件數は一年中の在監者の約四パーセントの周圍を動いてゐるのである。一九三七年に於ては全受刑者數六萬二千四百三十九人の内二千七百十五人即四・三パーセントが懲罰を科せられたのである（一九三七年々報）。紀律違反者の數は三千九百七十人である。これを細目に分かつていふと、

屛禁	一千九百三十二回
減食	二千三百三十八回
特權、善行章の喪失及び刑罰短縮の取消	二千六百〇二回

である。

案外に少ないのは逃走（既遂及び未遂）の件數である。

1934 — 受刑者總數	74,427 人ニテ……22件
1935 — 〃 〃	69,735 人ニテ……11件
1936 — 〃 〃	63,596 人ニテ……13件
1937 — 〃 〃	62,439 人ニテ……13件

懲戒手段としての施設内の懲罰の評價に原則上の變化が事實上生じたことは、懲戒監の統計がこれを示してゐる。

	規律違反ノ件數	懲罰ヲ科セラレタルモノ	在監受刑者ノ内
1904—07年間ノ一年平均	4225回	1607＝37.4％	4296
1934	827〃	288＝15.7％	1829
1935	682〃	289＝16.6％	1745
1936	656〃	285＝17.2％	1646
1937	558〃	233＝14.4％	1608

懲罰の本質と目的とに關する見解の變化は笞刑（男子受刑者にのみ）の適用に於て最も感銘深く現はれてゐるのである。笞刑の件數は、

1898/1902 間ノ一年平均數	44より
1903/1907 間ノ一年平均數	37
1908/1912 間ノ一年平均數	30
1922	14
1933	6
1934	3

減じたのである。一九三五年のリポートは、この一九三五年といふ年は法律上依然として猶ほ適法なものとして存在してゐたこの笞刑といふ懲罰手段が只だの一件も適用されなかつた英國の行刑史上の最初の歳である、と誇り顔に注意してゐるのである。もつとも、一九三六年には五回、一九三七年には二回の適用が再び見られたのである。

大部分は手に負へない、何をしても損をすることの極めて少ない犯人に出會すものと期待されてゐる保安勾留施設で已に一九三二年以來一回も笞刑が適用されなかつたことは、特に注目に値するのである。

一九三八年十一月下院に提出された行刑改良法案（Criminal Justice Bill）が刑法上の刑罰としての笞刑を斷然廢止したにも拘らず、笞刑を極度の懲罰處分として行刑施設に保留したことである。

英國の行刑制度に於ける最近の發達

懲役監に於ける逃走（既遂未遂）の件數は、

1934	6
1935	5
1936	2
1937	2

は、他の點では一般に非常な好感を以て迎へられたこの法案の悲しむべき缺點としてイングランドに於て大方の非難を受けてゐるのである。しかも、この法案が、笞刑が結局適用せられ得る所に、その價値が疑はれるといふ以上に怪しいものと見えるほど、しかく多くの保留條件を笞刑のために規定せんと欲する時に、この非難は一層正當なものであると言はなければならないのである。若しかゝる體刑が微罰處分として議論の餘地の十分あるものであるにしても、然らば只だ一つの場合卽ち重大な襲撃の場合にはこれを適用しても差支なからうと思ふのである。しかし、それは襲撃のあつた場合直後に適用せらるべきで、考慮、調査、報告と、それから最後に、決定を與ふべき中央管轄權の（內務長官自身の）認可を得るために數日若しくは事によれば數週の後になつてやつと適用せらるゝようなことがあつてはならないのである。かゝる手數のかゝる持つて廻つた職務上の手順を踏んでゐる內には、嗜虐性を帶びたこの中世紀的の刑罰手段で企てゝゐる心理的の效果は失はれてしまつて、單に露骨な殘忍性より外には何物も殘らないのである。

これまでの經驗では女子施設に於ける規律違反はその件數は非常に少ないのである。これはリポートの統計に一瞥を與へればすぐに分明となるのである。逃走（既遂及び未遂）は一九三五、三六、三七年の三年間一件もなかつたのである。

	受刑者總數	平均收容數	懲罰件數
1935	3875	352	94＝24%
1936	3758	347	70＝1.9%
1937	3542	331	43＝1.2%

元來少ない懲罰のパーセンテージが二年以內に再び半數に減じたことは、特に女子に對する刑罰執行と實行に意を用ひ、一九三六年のリポートに力說せられてゐる彼の不必要に强壓を加ふる拘禁處遇を除去する主旨の結果に外ならないのである（受刑者もメートロン（女看守）もいづれも昔のユニホームは着けないのである。彼等は自分々々好みの裁縫による衣服を着けるのである。見苦しくない快適な身姿をしたいといふ女らしい努力が贊成されてゐるのである）。この主旨の效果として、受刑者の自尊心、彼等の心の落着き、責任感の著しい增加が見られたのであつて、これに由つて彼等の行狀も著しく改まつたのである。リポート（一九三六年）には、「女子受刑者が施設內で交涉しなければならない人々は、何人も、刑罰を彼女等に執行することに價値を認めてゐるものではなく、彼女等の生活の建直しに力を假さうと思つてゐるのであつて、しかも、この助力は釋放後も猶ほ保證さるゝのである」、といふ意識を女子受刑者に與へるのがこの種の刑罰執行の指導精神であると言はれてゐるのである。

（つゞく）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Juli 1939.

ベルギー社會防衞制度の現勢（二）

C 政治犯人

○ 一九〇五年の監獄一般規則は政治的犯罪を指揮した受刑者に對する特別制度を設定した。一九一九年七月三十日の勅令はこの諸規定を完成し、政治犯被告人並びに普通犯罪人とは異れる制度の取扱を受ける受刑者の優遇を決定した。

○ 此の勅令の適用を受ける政治犯罪の觀念は、從來用ひられた此の言葉の意義よりも狹く、且外延的なものである。實際、一方に於ては此の勅令は明白に、叛逆、間諜、敵との商取引に關する犯罪人を此の優遇より除外してゐる。一一五條第四節に依つて處遇される受刑者は、司法大臣の特許を得た場合にのみ此の規定の適用を受ける。

○ 又一方、『一般の輕罪に該當する被告人並びに受刑者にして、その犯罪の動機が全然個人的利害を離れ、社會的・政治的責任の要請を是認する者』は、その優遇の享受に關し政治犯罪人と同一視されてゐる。罷業、政治的團體運動參加、宗教反對（les objecteurs de conscience）等の被告人及び受刑者は、政治犯人に含まるゝ者と定義され、同制度の優遇に均霑することを得る。

同規定の適用に關する見解の紛糾を避くるため、政治犯人の制度に均霑する可能性のある收容者のある毎に、施設所長は報告のため行刑局に出頭を命ぜられる。

○ 所長は、運動中政治犯人の、相見、交談することを許可する。所長は、豫め豫審判事（magistrat instructeur）に通報する。

○ 絕對的に不可能の場合を除いて、政治犯人の訪問者は、一般應接室以外の場所で行はれる。

○ 政治犯被告人が自己の家族（兩親、直系親族、後見人、配偶者、兄弟、姉妹、伯叔父母）から受取る書信取締りは、所長の權限外である。尙、夫等の人々宛の收容者の書信は、所長の管理を受けない。

○ 政治犯罪を指揮した受刑者は、次の如き被告人取締り規則に服する——

勞働の義務及びその賞與金規定。
受刑者工錢規定。
自費獨房の許可。
外部からの食糧品差入の許可。

矯正図書館

頭巾及び獄衣の着用。

○ 鬚を伸ばすことの許可。(le port de la barbe)

書信は全部所長の管理するところである。

受刑者は、該監獄の特別規定に依つて定められた日と時間に、一週間七人の接見を許されてゐる、但し、その接見の性質が所内の秩序及び安全を害する虞れあるとき、所長が權限を以てその訪問を禁止し或は制限をなす場合を除いて。

絶對に不可能の場合を除いて、その接見は一般應接室以外の場所に於て行はれる。

○ 司法大臣は、特令に依つて、一般規則第二七五條に依つて設定された規定の優遇の適用を、出版法違反、政治犯罪に關連せる犯罪、決鬪罪を犯せる受刑者に迄擴張した。

○ 禁錮刑受刑者(les condamnés à détention)、又法律の規定せる範圍内で、强制勞働又は懲役刑同受刑者は、一般規則第二七五條の規定の適用を受ける、但し、一週二人の訪問者、並びに一日二回の書信授受に關する適用を除く。

○ 所長は、該施設圖書館外の書籍の使用を許可する。政治犯被告人及び受刑者に關しては、所長は此の權限を廣汎に使用する。

これ等の收容者は省令に依る表の中から選定せる最大限三種の新聞を購讀することを得。この優遇が濫用される場合、それは行刑當局に依つて停止される。

D 女子受刑者——家庭教育

○ 家政及び育兒の觀念を教育する主婦學校が、一九二二年フオーレスト監獄に設定された。

最少限三ヶ月以上の拘禁に處せられた十六歳から滿三十歳迄の女子受刑者は、フオーレスト監獄に押送される。

身分記帳の際或は下獄(la mutation à la catégorie des condamnés)の際に、上述の條件を充足して居り、且所長が移送の延期を正當と判斷した場合、所長は自己の提議の正當を立證する報告を直に行刑局に提出せねばならぬ。

主婦教育の課程を完全に終へた後、青年女子受刑者は原監獄に移送される。

F 青年受刑者——教育監獄

○ 社會防衛法草案には『受刑青年』といふ表題を持つ第三番目の項目があり、それは新しい取締り法即ち教育學校への拘禁を規定してゐた。草案の此の部分は全體から切り離して、一九二八年一月二五日の委員會に移附されたが、その時以來未だ討論に附されたことはない。

○ 行刑局は、以下の諸條件を充足する未成年受刑者をウーグスツレーテンの農・工業教育監獄へ移送する。で、その移送は單なる行政手段に過ぎず、本質上裁判所の宣告せる刑の性質に基くものではない。

○ 下獄の際、少くも六ヶ月間の刑期に該當する十六歳から二十五歳迄の輕罪受刑者は、教育監獄へ移送される。併し、二十一歳から二十五歳迄の受刑者にして教育學校の特別制度から何等の利益をも蒙る可能性のない者は、司法大臣の決定に依り原監に留められる。

有罪が確定した時に、教育監獄管理者はそれ等の條件を具足する收容者につき公文書を以て記載する。同管理者は、自己の指導する施設個所に移送の日を知らせる。

例外的に次の者は、行刑局の決定を俟つて教育監獄に收容される。

A 外國人受刑者にして國語の一つを充分に知得せる時。

B 無期刑を除く二十五歳以下の刑事犯罪人。

C 二十五歳から三十歳迄の初犯輕罪受刑者にして長期刑の者。

○ 教育監獄へ入所すれば、青年受刑者は觀察監房に收容され、そこで肉體的、精神的、心理的考査を受ける。職員は社會環境の影響を調べ、各人の才能を調査して職業訓練を決定する。

醫師、人類學者、世話役(l'assistant social)管區長、教育者は此の考査に協力する。

此の考査の結果、各個人に就き處遇方法を決定し、此の制度に浴するを不適當と認められた者の送還を提議する。

如何なる場合に於ても次の者は教育監獄からしめ出されてゐる——性慾倒錯者、常に好ましからぬ影響を與へ、その肉體的・精神的狀態が教育監獄制度に不適當であるところの精神的に大きな缺陷を有する者。

○ 教育監獄の制度は敎化的基礎の上に立つ累進的方法である。その制度は、收容者の心理的、社會的傾向の發展に從つて適用される個人處遇の方法を以て實現される。

觀察期間を終へた收容者は、處遇に應じて順次に二舍房の生活を送る。第一の舍房に於ては、處遇は家庭的の性格を持つてゐる。そこに於て收容者は、狹義の監督の對象であり、職員側から絶えざる支持を與へられる。

第二の舍房に於ては、職員は全努力を傾けて收容者自身の創意力を刺戟し奬勵する。收容者は、常に職員の監督下に相對的の自由を享有する。

○ 道德的・社會的教育、一般的・技術的指導、職業の修得、身體訓練は、施設の綱領の主たる對象である。

第一舍房に於ては、青年は十人宛の組に分たれ、一敎師の指導下に置かれてゐる。此の組を聯合して、彼等の社會精神を刺戟し、相互間の競爭心を鼓舞する事を目指してゐる。

○ 第二舍房に於ては、各種の組織は青年の道德的、社會的敎化を目指してゐる。それ等の組織は、アメリカの改革者トーマス・モット・オスボーンが若干の同國監獄に於ける試みに倣つ

たもので、彼等に與へられた自治的な制限された權利の表現である。

第二舍房の青年に依つて、行はれる主なる組織は次の如し——

(1) ギルド——職業團體であつて、その使命は仕事の趣味を敎へ、メンバーの職業訓練に協力し、生産を發展させることにある。

(2) サークル——メンバーに依つて選擧された委員會の指導下に、敎育監獄の社會的活動に協力することを目的としてゐる。同會は各職場、各農場毎に代表者を指名する。その代表者の任務は自己の屬する職場の收容者の行狀を同會——職員にではなく——に報告するにある。

同會は行狀不良なる者に對し、その態度の修正を强制して壓迫を加へる。再三の注意を肯ぜざる者は當局者の記載するところとなる。

○ 暇な時間を利用して、『スカウト』組織、研究會、フットボールのクラブが組織される。

三ヶ月毎に一回、青年受刑者に依つて編輯され、印刷される"Chaines Brisées" "Verbroken Boeien"（切られたる鎖）といふ題名で、二國語の雜誌が發刊される。

青年等の釀金に依つて行はれる相互扶助は豫想的仕事の遂行を彼等に理解させる。

○ 舍房の移行は、秩序、淸潔、行狀、勉强、勞働に對して與へられる點數に基いて所長の決裁を受ける。

若し點數が不足し或は收容者が重大な不行狀を示すならば、下級の舍房に下げられる。

敎育監獄には、所謂准自由の第四舍房がある。充分なる期間の拘禁を受け、釋放前轉房することが必要と判斷される青年受刑者は三ヶ月から六ヶ月の期間同所に收容される。

これ等青年を准自由處遇に附する前に、敎育監獄所長は、將來の假釋放の許可に關し、司法大臣の原則的認可を得なければならない。

○ 准自由監房の受刑者は、雇主と所長の協定の下に同地方標準賃銀を以て勞働する。

賃銀は事務所に於て與へられる。その勞働のために要する雜費は、同監獄の負擔である。收容者の勞働に比例し、收容者賃銀の一般率に從つて、賃銀は收容者に交付される。

○ 三ヶ月間准自由監房收容の後、行狀優良なる受刑者は每月家族の訪問を許可せられる。彼等は土曜日の午後から日曜日の夕方迄監房を空けることが出來る。

○ 敎育監獄の職員次の如し——所長一名、副所長二名、一名は特に敎育、管理の仕事の責に任じ、他は經濟、作業の責任を持つてゐる。牧師一名、醫師一名、人類學者一名、自己管區の安全、訓練、道德性に關し所長に直接責任を負ふ管區長四名、事務長一名、會計官吏數名、文書係書記數名、收容者の敎育、

訓練、監督の責に任ずる敎務主任、敎師、技術家、看守若干名。小學敎員の免狀を持つ敎師が收容者の敎育に携はる。

○ 敎育監獄に於て課せられる作業次の如し——指物細工、鐵工、ブリキ製造、印刷、飾附、農業及園藝業。

F 身體薄弱なる受刑者

メルクスプラスの行刑施設の特別區は、次の理由に依つて一般制度に服し得ざる輕罪及び重罪の受刑者用に充てられてゐる。

A 老年又は早老。

B 慢性病或は病弱（不具）。

C 高度の肉體的薄弱の狀態。

○ 所長は、所屬醫師の適法な理由書を得て收容者の移送を行刑局に提議する。

行刑局の反對がない場合、メルクスプラスへの移送は執行される。その內申書は少くも移送確定日の三日前に行刑局に提出されねばならない。

○ 例外の場合を除いて、殘刑が三ヶ月以下なる場合、同區への移送は考へられない。

同所長は醫師の移送證明書の寫しを受取らねばならない。

併し、移送は一時的の手段であり、メルクスプラス收容が必要でなくなつた時、原監獄への送還が行刑局に提議されねばならない。

醫師は送還の目的を以て少くも三ヶ月毎に各受刑者を診察一なければならない。

高度の身體虛弱者にして六ヶ月以上メルクスプラス收容を必要とする者に關しては、その期間の終末に、所長は行刑局宛詳細なる醫學的報告を提出する。

○ 同區の制度は健康狀態と精神的傾向に從つて處遇を異にする。最も病狀の重い者は病室樣の臥床室で手當を受ける。他の者は獨房を占めてゐる。輕業に從事し得る者は工場或は監房に於て作業する。

散步は頻繁に庭に於て行はれる。食糧の改善と處遇の緩和は受刑者の狀態に依つて行はれる。

G 精神耗弱受刑者

○ その精神的狀態が、監獄の一般的處遇に不適當な輕罪及び重罪の受刑者は、オードナルドの行刑施設に移送される。その精神異常のために社會防衛施設への拘禁が正當であると判決出來ず、且人類學部が他の行刑施設の制度に服さしめることを不適當と認めた受刑者は、この種類に屬するのである。

受刑者が危險であり、矯正不可能といふ事實は、未だ同施設への移送を理由づけるものではない。

例外を除いて、殘刑が三ヶ月以下なる場合、オードナルドへ

の移送は考慮されない。

オードナルドへの移送は、メルクスプラスへの身體虚弱者移送と同樣の方法で提議され、決定される。

その移送は常に一時的な手段と見做されてゐる。三ヶ月毎に人類醫學者は收容者を診察する。所長はその狀態がオードナルド收容を要しなくなつた受刑者の原監送還を提議する。

オードナルドの行刑施設の制度は雜居制である。收容者は、工場に於て作業することなく、集團教誨も受けず、體操も行はずして監房で日暮しをする。

不行儀或はその心的傾向の故に、他と接觸不可能の收容者のために、純然たる獨居區が用意されてゐる。

同施設へ入所するや、獨房に拘禁され、最大限十五日間觀察に附せられる。

○ 收容者の善行爲を剩戾し、且秩序と訓練の維持に資するため、累進法が設定された。收容者は行狀に從つて與へられた點數に依り、夫々『普通』『中級』『優良』の團體に組織される。

○ 各級は每月、所長、人類醫學者、敎師、文書主任（le chef de bureau）、看守長（le chef surveillant）、看守から成る指導委員會に依つて編成される。

○ オードナルドの行刑施設に於ては、次の如き工場が營まれてゐる。——織物、莚、毛氈製造、裁縫、嚢（sachetterie）。

H 結核受刑者—療養監獄

○ 結核罹病或は呼吸器系統の疾患の疑ひある輕罪並びに重罪受刑者は、メルクスプラスの療養監獄に移送される。

例外の場合を除いて、若し殘刑が三ヶ月以下なる時は、メルクスプラスへの移送は考慮されない。

療養監獄への移送が提案された受刑者は、豫め命令を以てオーレスト監獄へ移送される。彼等はそこで專門の肺病醫の診察を受けてメルクスプラスへ移送する時機上の注意書を與へられる。

緊急の場合には、直に療養監獄への移送が行はれる。その際、電話を以て行刑局の許可が要請される。

メルクスプラスへの受刑者の移送は常に一時的手段として考慮されねばならない。原監獄への移送を考慮しつゝ、三ヶ月毎に、受刑者は療養所醫師の診察を受ける。

療養監獄の制度は特に醫學的に配慮されてゐる。收容者は一日の大部分を療養廊下（une galerie de cure）で送る。その生活の單調性を破り且つ少許の金錢を病人に給する目的を以て、簡單な仕事が、若干人に與へられる。だが大部分の者は仕事を持たない。

食事は共同で、靜かに攝られる。營養の制度は增强されてゐる。

○ 呼吸器病に罹患せる被告人は、療養監獄移送の爲めこゝに移送された受刑者と齊しく、フオーレスト監獄の療養廊下で日

を暮すことを許されてゐる。

I 初犯輕罪受刑者

○ 成年受刑者にして相當期間の刑期を宣告され且つ以前に引續き三ヶ月以上拘禁されたことのない者は、ヴエルヴイエとチユルヌー監獄に送られて、特別な敎育制度に服する。

J 累犯輕罪受刑者

○ 累犯輕罪受刑者にして以下の條件を充足した者はテルモンドとツールネーの監獄に移送される。

(1) ベルギー或は外國に於て、嘗て少くも六ヶ月或は十年以下の拘禁に處せられたる者。少くも各罪三ヶ月三犯の者。

(2) 少くも新たに一年の拘禁刑に處せられたる者。

この方法は、身體虚弱者監獄、療養監獄、精神耗弱者監獄に收容された累犯受刑者、又政治犯罪人制度に服する受刑者には適用されない。後者はその刑期を區（都）監獄に於て勤めてゐる。

テルモンド監獄はフラマンド語の、ツールネー監獄はフランス語の受刑者を收容する。

外國人の輕罪累犯者にしてツールネーやテルモンドに移送され得る狀態にある者は、行刑局に通報されて、同所に移送さるべきや否やを決定される。

ツールネー或はテルモンドへの移送は人類學部の考査後に行はれる。判決謄本受領後十五日間に、その考査は完成しなければならない。

○ 累犯受刑者用監獄は獨房型に出來てゐる。獨房分離制度は監獄一般規則の規定に相應して適用されたのである。

○ 入所時累犯者は一ヶ月間の觀察に附せられた後、その處遇方法が決定されて所定の管區に收容される。

管區別次の如し——

A 未成年管區

B 非職業的特に危險ならざる累犯者管區。

C 危險にして職業的な累犯者管區。

D 不道德、惡性者の特別管區（特別區と呼ばれる）

E 老年者管區。

この階級別を作業組織の必要と一致させることは困難である。

○ 監獄は四つの扇形に分たれてゐる。各管區は一人の管理職員に託されてゐる。彼は所長の監督、責任の下に部內看守と協力して積極的に收容者の個人的德性の涵養に努めてゐる。

○ テルモンド監獄に於ては製本工場を除いて作業は監房で行はれて居る。

これ等施設の情況は一般規則の嚴格な適用に依つて感銘的である。

○ 假釋放は例外なしに改悛に關する嚴重な保證、階級交替が

行はれた場合にのみ提案される。

○ 一九三〇年四月九日の法律に依る政府の處置に附せられ、刑期滿了後社會防衞施設に送られる者は、例外的な資格に依つてのみ假釋放に附される。

○ 社會防衞施設への收容猶豫は階級交替に好都合な情狀が認められる場合は何時でも提案される。

○ 階級交替案が刑期滿了の日に實現されない場合、收容猶豫が與へられてゐる累犯者は社會部の手で累犯監獄の特別區に留め置かれる。

彼等は、嚴密に階級交替案の實現に必要な時間だけ取め置かれる。

社會防衞法

第一章　異常犯罪人の拘禁

○ 一九三〇年四月九日の法律は、精神異常犯人に對して新しい法律制度を設定した。

第一節　精神病附屬收容所

○ 被告人の觀察のために、精神病附屬收容所が下記の如く各地域管轄區別に揭記されてゐる。

收容所	管轄區
フオーレスト	ブリユクセル
ルーヴアン	ニベル ルーヴアン
アンベール	マリーヌ アンベール
シヤルルロワ	チユルヌー シヤルルロワ
モン	モン ツールネー
リエージユ	リエージユ アツセル（Hasselt） マルシユ トングル（Tongres） ヴエルヴイエ
ナミユール	ナミユール アルロン デイナン ユイ ヌーフシヤトー
ガン	ガン テルモンド オードナルド ブリユツジユ ルールトレー イープル フユルヌ

○ 行刑局は必要の際は、檢事局と打合せを行つて、或る被告人を他の附屬收容所に移送することが出來る。豫審や鑑定に必要な場合には檢事局は同樣のことをなす。

移送の際には、被告人の觀察を命令する裁判所が、移送附屬

收容所を指名しないことが望ましい。

○ 一九三〇年四月九日の法律第一條より第二十三條の規定に依る精神病附屬收容所收容者の特別身分帳が創定された。

第二節　精神病附屬收容所委員會

○ 一九三〇年四月九日の法律第十三條は、精神異常者の拘禁決定の執行のために、精神病附屬收容所の特別委員會を規定してゐる。一九三〇年十二月二十日の省令は同委員會の內規を認可した。

○ 同委員會は、拘禁決定の執行を指揮する檢事局の通牒が刑務所長に到達してから十五日間のうちに拘禁の執行される施設を指名しなければならぬ。

收容者の他施設への移送並びに假釋放の許可要請は總て、當人の收容施設を指名せる同會委員長宛にされねばならない。

○ 同委員會は、拘禁中重い精神異常の徵候を示す犯罪人の收容の時期及び收容施設に對する自己の意見を呈示しなければならぬ。

同委員會は又、それ等の受刑者が特別施設を出所して、刑務所に復歸するに充分な程、回復した場合には會議を開催する。

釋放迄同施設收容を命ぜられてゐる受刑者——被告人も同樣——に關しても、同委員會は該精神異常者の收容施設の指名、移送、假釋放を規定する權限を持つ。

○ 同委員會は行刑局に對し外國人醫師の意見を要請することが出來る。行刑局は、同意見書の提出のために十五日を超えざる期間の猶豫を附する。

その際、同委員會の選定せる醫師の診斷が行はれる。而して同委員會は最大限十五日間の期間を決定し、同期間內に醫師は同會宛報告を提出する。

○ 同委員會は總べての必要なる報告を受領した後に決定する。

收容者の收容施設の指名、移送、假釋放の決定以前、該管轄區の檢事、同人收容の施設所長、或はその代理者、收容者とその後見人の意見を徵する。

收容者の訴訟、行刑の記錄は——就中醫師報告は、事件を決定する委員會の召集に先立つ四十八時間內に、收容者の後見人と監獄文書課に送られる。

○ 同委員會の決定は、三名の委員が出席した場合にのみ有效である。併し、支障ある場合には、その定員は代理人に依つて代位される。決定は多數決に依る。

○ 收容者が假釋放を要請する場合は、同收容者の家庭的環境、社會復歸の可能性に關して、同委員會がよく知悉した時に限つて許容される。

同施設の醫師が、收容者の精神狀態は假釋放の條件に相應すると認めた際、該收容者の社會的補助に關する報告を同委員長

刑政第53巻第1号
矯正図書館

刑政第53巻第1号
矯正図書館

に提出するは、叙上の理由に因る。

○ 同委員會に出頭する收容者にして、その仲間が使ふ普通の言葉を話し得ない若くは殆ど話し得ない者に對しては、一般の諸規定は適用されない。國内の或る地方常用の言葉を使ふ收容者にして同樣の場合は、行刑局はその指定する委員會に同人を移送せしめる。

○ 又、控訴院所在地の委員會の負擔を加重せしめないため、控訴院で拘禁の確定した精神異常者は初審裁判所附屬の委員會附託となる。

○ 相異れる二個の委員會が、一拘禁期間中一人の精神異常者に對して各自に一つの決定或は意見を與へる混亂を避けるため、全委員會は、——假令他の委員會の附屬する裁判管轄區に依つて同人の拘禁中途に新判決を下されたとしても、——全委員會は、被告、受刑者その他收容者總べての事件を知悉し、釋放確定迄權限を持つてゐるものである。

○ 委員會の内部規定に依つて、同會は釋放者の行爲の日々報告を係り檢事に通牒する仕事を、社會防衛施設の所長に託してゐる。此の命令は、釋放者の住居が遠距離にある場合遵守され難い。一九三二年九月三十日の省令は委員會規則を改正して、收容者の釋放を決定し、釋放の條件を決定した委員會の會長に此の任務を委託することになつた。

（つづく）

要保護少年を技術で救ふ

明春・興亞學院開く

環境故に要保護少年として社會からさげすまれ更生の途を阻まれてゐる幾多の不良少年に對し堅實な教育を施し技術を修習させて聖戰下人的資源の一翼に馳せ參じさせようといふ意義深い企てが元檢事總長光行次郎氏、前偕行社總務理事高田豐樹中將等によつて計畫されてゐたがいよ〳〵東横沿線元住吉に『興亞學院』を建設し明春二月開校することとなつた。

少年刑務所、少年院及び感化院等の現狀では少年審判所で起訴猶豫とか微罪のかどで釋放になつた少年の處置までは到底保護監督が出來ずみす〳〵之らの少年をして再犯を犯させるやうな有樣で不健全な境遇から彼等を救濟しようといふ目論見。

院長には光行氏、副院長には高田中將が就任、結城日銀總裁等財界有力者の賛助によつて、この程川崎市木月町（東横線元住吉驛附近）に千六百坪の土地を得て校舍を新築、木工、蹄鐵工等の技術を修得させ、期間は六ヶ月で大陸進出にも資せんとするものである。

懸賞當選論文

我國に於ける行刑の指導精神を論ず

——三等當選——

行刑局第四課　安養寺春一

目次

緒言
世界の動向と我帝國
本論
一、我國體の本質
(イ)歷史的究明　(ロ)宗教的、哲學的、倫理的究明
神制國家の特性—天皇の地位—無私大愛としての地位—祭政一致
(ハ)日本道德の特性　(ニ)全體主義的哲學觀（世界革新の哲學）と我皇道精神との異同
二、皇道精神と行刑の指導精神。
三、行刑精神と刑法及行刑法規批判。
(イ)有罪判決の宣告猶豫及刑の執行猶豫制度。
(ロ)行刑精神と日本國民の勞働義務。
人間天性としての勞働の意義—勞働の倫理的意義

刑政第53巻第1号
矯正図書館

—醫學的に見たる勞働の眞價—法理的に見たる勞働の正義性。
(ハ)自由刑單一論
自由刑の種類—禁錮刑に定役を科せざる理由—非破廉恥犯—人間本性としての勞働の神聖—精神生活の基調、精神の正常保持と明朗化の原動力—人格陶冶の基本としての勞働。
四、行刑精神と行刑の使命。
(イ)行刑精神の無い行刑は魂の無い骸骨。
(ロ)事變を通じての收容者の日本魂の發露。
(ハ)科學無き愛は無力——愛無き科學は破壞である。
(ニ)牢番としての刑務官から教育官としての刑務官へ。
(ホ)敎化場としての看板の書換へ（改名問題）
(ヘ)皇道精神體得への刑務官の修養實踐。
五、結論。

緒言

世界の動向と我帝國

今日は偉大なる轉換の時である、最も高きものが最も低きものとなり、最も低きものが最も高きものとなる。華やかに踊り狂つてゐたものが舞臺から突き落されて未知の力が地中の中から若木の生命をもつて萠へ出でる。理性も常識も道德も一切の古き權威が秋の木の葉の樣に地面に落ちて嬰兒の如き若き魂がはち切れる樣なエネルギーを以て立ち現はれて來る。此れが現代である。今世界は我々の面前に於て轉倒を實現しつゝある。

世界の歷史は不斷に其の具體的な姿を變じて來た。今日思想に於いても個人主義的自由主義から全體主義に移行しつゝある。然し自由主義も全體主義も歷史を離れては存在しない。自由主義が意味を持つたのも時の力であり、此れが意義を失ふのも時の働きである。今日まで自由主義が大きな役割を世界史の上に演じて來た事は爭ふことの出來ぬ事實である。此の燦然たる文化此の偉大なる國家此の自己に覺醒した個人、此等の一切の近代的なものは個人主義的自由主義と堅く結びついてゐる。自由主義は時を通じて創造し建設し其して今日までの堅い人類の信條とまで高まりつゝあつた。まことに自由主義を語る事無く吾々は近代文明を語る事は出來無いのである。然し今や思想界は吾々の面前に於いて轉倒を開始つゝある。今日まで最も多く創造的であつた自由主義が最も多く破壞的なものとなり最も多く積極的であつた夫が最も多く否定的なものとなりつゝある。若い自由主義は創造したかも知れ無いが今や老い果てたる自由主義は最早其の創造的エネルギーの殆んど總てのものを費ひ盡して動脈硬化しそして專ら其の所有欲望のうちに晩年を享樂する外無いものとなつて了つたのである。斯くして自由主義は進歩的なものから自己的なもの自己防衞的なもの不動的なものへと一大轉化したのである。斯くして個人主義的自由主義は其使命を費し盡して沒落の運命を辿りつゝあるのである。是卽其出發の當時に於て幾多の矛盾を內包してゐた當然の歸結であり同時に永い間の人類の苦惱と社會進化の賜であるとも謂へる。

今や具體的な社會正義の理念は過去の個人主義的な自由主義卽自由及平等を理念とする僞瞞的博愛主義正義觀から人道及文化を理念とする人道主義文化主義的正義觀に轉化せねばならず無くなつて來た。是卽個人主義的利己道及の利益社會から人道主義的文化社會乃至は共同社會への轉換である。

斯の如く世界は今思想的にも政治的經濟的にも何れの方面に於てもさながら生きながらの地獄を思はす程に混亂し對立し衝突し狂躁してゐる。此の混迷の世界に於て吾々は今二つの動向を看取することが出來る卽其一は國際政治上に於ける二大勢力の對立であり其二は思想對立である。世界大戰後の平和工作たる巴里、華府兩會議が英佛米に依り舊勢力に依る世界指導權を確保せんとする現狀維持工作に終始し飽迄新興勢力の興起を抑壓した僞瞞的人道主義と其不合理性が今の大なる破綻を暴露し所謂持てる國と持たざる國との相剋卽倫敦巴里華盛頓を聯ねる現狀維持勢力と東京伯林羅馬樞軸たる新興勢力との對立が卽其れである。

思想的對立はソビエット聯邦の共產主義コンミニズムを指導原理とする世界赤化工作を完成せんとする所謂人民戰線派と之に對抗して立てる防共運動の樞軸をなしてゐる所謂國民戰線派との對立これである。

然し此等の現代世界不安や狂躁は單なる國際勢力均衡の破綻や赤化工作のみに原因されるものとのみ皮相的に見ることは出來無い。其れは政治經濟、思想、文化の全面、生活の全般に亙る全面的な動搖として國家組織社會組織の根底を動搖せしめてゐることに氣付かねばなら無い。其れは實に人類の文化其ものの轉換として觀察せねばなら無い。卽人類は今や新たなる文化の創造の必要に迫られてゐるのである。實にも現代の世界の不安は物質的機械文明と科學文化の持つ本質的な缺陷と個人主義に立脚する自由主義的僞瞞的博愛主義の根本的な缺陷の暴露に基づく歐米文化の破綻に基因する不安である。從つて是等の不安を根本的に取除き眞に人類の永遠の平和と幸福をもたらす大事業は消極的且一時的瀰縫手段にては到底其の恒久性を期待することは出來無い。其れは積極的な新文化の建設を目標とする新たなる世界の建設が必要である。其の建設の指導原理こそ物質文明の原理でも個人主義的自由主義の其れでも無く、

あたかも大陽の光りの如き八紘一宇全世界一家庭の大慈悲、大愛の心、宇宙の心、生命の愛其のものである無邊在無窮極の我皇道精神を唯一の指導精神として織込まれたる新文化の建設である。而して此の新文化の建設事業こそ世界人類の永遠の平和と幸福の爲めに日本民族に科せられたる吾々日本國民の最大使命であることを自覺するものである。私は我國には我國獨特の文化否宇宙の心、生命の愛である皇道精神が存する故に吾國行刑の指導精神も當然此の皇道精神を以つてすべきものと確信するが故に本出題に應ずる所以であるが何分にも制限されたる紙數に於いて私の思想の一端も徹底せしめ得らるゝかを憂ふるものである。從つて私は本論の始めに於いて我國行刑の指導精神となるべき皇道精神の眞髓を闡明せんが爲めに我國體の本質に付いて歷史的、宗教的、哲學的倫理的究明を而も出來得る限り簡單に述べる事につとめ、次に吾國の行刑精神も此の皇道精神を以つて其まゝに指導精神となされねばならぬと言ふ私の見解を述べ此の指導精神に基き現行刑法及行刑法規等に付思ひついた事を簡單に述べることにした。

本論

一、我國體の本質

(イ)歷史的究明

我國體の本質を明確にするには歷史的に國體の淵源を追及せねばならぬ。國體の淵源は神代時代から日本民族の創成、肇國の精神等を探究せねばならぬ。而して日本民族が人類學上ハイデルベルグ人、ピルドウン人、ジヤヴア人、ネアンデルタール人、クローマニヨン人の何れを祖先とするか到底其の確證を擧げるは困難なる事に屬する。從つて民族創成の歷史に於いては移住說と創成說とに分れ、其移住說に依ると半島說と南洋說とがあるが最も有力なる歷史學者は言語學や考古學の方面から蒙古人種に屬すると述べられてゐる。私は天孫降臨の傳說や又人種學的に考察して氣質の勇敢なる點武勇を尊び信義を重んじ信仰の強きこと等の點から此學說を信ずるものである。何れにしても天孫人種たる諸々の神々が日本民族の祖先なる點に於ては一致するところで疑ひの餘地は無い。此點に付日本書記、古事記には天照大神の御祖先であらせられる諸神々の事を傳へてゐる。卽古事記には「天地の初發の時、高天の原に成りませる神の名は、天之御中主の神、次に高御產巢日の神、次に神產巢日の神、此の三柱の神はみな獨神成りまして身を隱したまひき。」とあり又曰く「天先づ成りて地後に定まる。然して後神聖其中に生れます。故れ曰く開闢之初、洲壤浮かれ漂へること譬へば猶游ぶ魚の水の上に浮けるが如し。その時天地の中に一物生れり。猶葦牙の如し便ち化爲りませる神を國常立の尊と號す」とある。斯る傳承は古來の國家的信念でありて我國がかゝる悠久なるところに其の源を發してゐることを窺ふに足る。而して國常立の尊を初とする神代七代の終に伊弉諾の尊、伊弉冉の尊二柱の神が成りましたのである。二尊は天つ神諸々の命をもちて漂へる國を修理り固成の大業を成就し給はれたのである。日本書記には「伊弉諾の尊、伊弉冉の尊共に議りて曰く吾已に大八洲國及び山川草木を生めり、如何にぞ天下の主たるべき者を生まざらめやと。是に共に日神を生みまつります。大日靈貴とも申し上げ「光華しくして六合の內に照徹らせり」とあるが如く其御稜は宏大無邊であつて萬物をはぐゝみ育てに宇宙愛、生命愛其まゝを御靈とせられて顯現せられたのである。卽天照大神は此の六合の內を普く照り徹らせ給ふ皇祖の御德を具現し皇祖皇宗の御遺訓を繼承せられ天壤無窮の皇國の基礎を創成せられたのである。而して天壤と共に窮り無く彌榮えに發展せしむる爲皇孫瓊々杵の尊に「豐葦原千五百秋の瑞穗の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮りなかるべし。」との神勅を下し三種の神器を日本國の永遠無窮の示標として授け給ふたのである。我皇道精神は實に茲に光りをはなち神國日本の礎は茲に定まり、此神勅に基いて大神の御子孫が代々に君臨して天壤無窮の皇位を嗣がせ給ふことゝなつたのである。是卽建國の基礎にして今より凡そ二千六百餘年前此神勅に從ひ瓊々杵の尊の御曾孫であらせられる神武天皇が初代の天皇として高御座に卽かせられ我建國の大精神は具體化され確立されたのである。而して日本民族が民族として結合統轄せられ國家形態を顯はす以前の歷史卽神代時代に於ける諸々の神たる皇族的血族團體が中心人種として周圍の幾多人種を同化し統制して日本民族を創成するに至る過程は實に幾千年或は幾萬年の悠久なるものかは吾等の想像以上に遙かに久遠の昔であると思ふ。卽日本民族はさうした太古から皇室を中心として來た一元的民族國家であるのである。爾來皇統連綿として萬世一系の天皇が天壤無窮の寶祚を受け萬民を統治し給ふのである。卽ち天皇は神勅に依り生れながらにして皇位に卽かせられ神の大慈悲大理想を現實に體現せられる現人神であらせられるのである。民族日本國家の統治權は民族の中心たる萬世一系の天皇に屬する事は普遍的な絕體的な建國の精神であつて實に永遠無窮である。我國が萬世不易の國體であり金甌無缺の國柄であり而して世界に比類の無い國體を有する所以である。憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とは實に此の皇國國體を嚴かに宣言したるものにして天皇が我日本帝國の統治權の主體たる事は建國の肇より確立してゐるのであり、而して其れは萬古不易永遠無窮である。從つて憲法第一條の規定は天皇と雖も神意に反して之を變更すると謂ふことは絕對にあり得無いのである。從つて諸外國に於けるが如く或ひは元首の實力に依り征服し或は德望勢威の爲め迎へられ又は選擧せられて其地位を

得たるが如き國體とは本質的に異ることは其の多くを語るを要すまい。

(ロ)宗教的哲學的倫理的究明。

通常國家學者は國體を統治權の所在に依る國家體制として君主國民主國に分類してゐる。然し斯る形式的な分類では國體は決して明かになるものでは無い。其れは恰も國家を說明するに一定の土地、人民・權力と言ふ樣に形式分類に依り國家を說明せんとする如きもので遂に國家學をして動物園の研究に墮せしめる樣なものである。吾々は國家の研究をして單なる動物園の研究に墮せしめてはなら無い。國體の特性を說明するには社會發生學的に宗教的倫理的に觀察せねばならぬ。卽國家の本質的な究明把握は建國の體制と民族の歷史が織りなす國家存立の內包的生命其ものであらねばならぬ。今日までの國家觀の如く國家を單に抽象的に理想的にのみ思考せんとすることは歪められた形式論に依り遂に空想論に墮せしめるのみか、自ら現實世界から遠ざかりつゝあることに氣付かねばならぬ。國家を究明するには深奧に現實的に具體的に思念せられねばならぬ。其處には國家の現實性、國家の歷史性、民族人種と言ふ樣なものが深刻に思念せられ研討せられ、歷史的民族の創成肇國の精神、民族精神或は民族の血の流れの尊さが研討せられねばならぬ而も其れと同時に歷史的發展的に國家の將來、人種或は民族の將來其發展と言ふ事が深く思考せられる事に眞の社會科學としての國家學として學問的價値を見出し得ると言ふ事に留意せられねばならぬ。

我國體の特異性は宗教的、倫理的なもの卽ち民族の感情や信念が織り込まれた強い信仰卽民族的信念民族の確信たる精神的生命力乃至は國民道德觀の特殊性を明確にする事に依つてのみ知る事が出來得るのである。

神制國家の特性我國體の特性は肇國の精神と此大精神大理想に溶合歸一する民族意識卽民族の歷史が織りなす國家存立の內包的生命に求めねばならぬ事は旣に述べた。而して我國體の特性は神意にある、皇國の皇國たる所以にあるのである。此神意こそ我國體の本質的根本的な生命であり、此の生命の發展として日本國は創造せられたのであり、更に皇國三千年の歷史の發展となり、永遠の未來に發展する源動力であり、一切のものを生々化育する大愛の生命其ものである。然らば其神意とは一體如何なるものか？宇宙を主宰する絶對的統一的な力、造化の力を神と稱するも或は哲學愛若くは宇宙愛と稱するも且又宇宙の心と唱ふるもよい、要するに此の宇宙の心を以つて其儘我國創造の諸々の神（天孫神）は自らの心とせられたのである。此神意こそ實に皇道精神其ものであり、日本精神の本質であり、我國倫理の基本的理念である。日本魂も此の精神から流露したものであり我民族性も我國體の特性も實に玆に其根を持つのである。皇國と稱する所以も亦實に玆に存す。此の宇宙の心、生命

の大愛を基本とする我國家に於てのみ獨り國家は最高の道德たり得るのである。

我國に於ける天皇の本質は實に此の建國神の神意を受繼がせられ、永遠無窮に此神意を光輝發展せしむる具體的な神卽現人神にあらせられるのである。從て天皇も此神意に背く事は神の本質上あり得無いのである。天皇卽神である現人神であらせられるからである。故に天皇は如何に我國家が非常時に際會し危局に見舞はれるも我國を拋棄する事は想像し得られ無い。否我國に於ては天皇卽國家、國家卽天皇と謂ふが如きものなるが故に斯る事を考へる餘地も無いのである。實にも天皇は日本國家と共に、天地と共に窮り無く榮えしめ民を慈しみ育て給ふ御地位であらせられるのである。從つて諸外國の皇帝等とは其本質を異にする。諸外國の皇帝は一度び外國との戰ひに破れたならば民族も國家も拋棄して他國に逃れ去る事は吾々が屢々歷史を通じて見受ける所である。然るに我國の天皇は斯る事は絶對にあり得無い。日本民族の最後の一人たりとも拋棄して外國に逃れ去るが如きは現人神であらせられる天皇に於ては神の本質上斯る事を想像すると其自體が旣に矛盾である。故に諸外國の皇帝の如く自ら其地位を辭する。王位を辭すると謂ふ樣な事は考へる事が出來無い。曾つて　明治天皇陛下が伊藤公に對して「朕には辭職無し」と仰せられた御言葉は今尙國民の胸に深く銘記する所であらう。此の御言葉を味へば以つて知るべきである。

此の絶對的な大愛の御言葉を味ふ時吾々國民は實に感激して血湧き肉の躍動するを覺ゆるものがあるのである。實にも我天皇を生ける神現人神と稱する所以であり、神聖不可侵なる所以である。天皇の地位を今少し詳言すれば卽ち宇宙の心、生命の大愛、大慈悲の心たる神の心を日本民族に光被せしめ慈しみ育てる具體的な神其ものであり、日本民族の生命の大愛である。故に天皇には只々臣民を愛するだけであり慈しみ育てる大愛の心があるだけで憎しみの心と言ふものは絶對にあり得無い。其の善人たると惡人たるとを問はず唯々愛するのみである。假令過つて犯罪を犯すとも、日本國民たるの本質には何等變りは無い、共に大君の赤子たる點に於て何等異る所は無いのである。之に刑罰を科するは、眞に愛するが爲めである。愛すればこそである。卽神に遠ざかつて迷ひの道に入れるものを大愛の光被に依つて日本國民としての魂を呼び醒まし愛の御手に依つて救ひ神に近づけ、否神の心に歸順合一せしめることに依つて大愛の惠みに浴せしめんが爲の方法としてなされる愛の鞭撻であり敎化である。從つて諸外國の刑罰觀と我國の刑罰觀とは其本質を異にせなければなら無いのである。

我國の天皇は無私の大愛である。天皇には私心と言ふものはあり得無い。諸外國の皇帝の如き單なる自然人としてみの存在では無く理念的生命愛の存在である。卽神の大理想を身を以つて光被し化育する愛其ものである。唯々民族の幸福を希ひ國家

の隆昌を思念し給ふのみである。而も其大愛は日本民族のみにとゞまらず世界の人類にまで及ぶ大慈愛である。

皇位は萬世一系の天皇の御位であり唯一すぢの天つ日嗣である。皇位は皇祖皇宗の神裔にましまし皇祖皇宗の肇め給ふた國を承繼ぎ、これを安國と平らけくしろしめすことを大御業とせさせ給ふ「すめらぎ」の御位であり、皇祖と御一體となつて其の大御心を顯現し國を天壤と共に窮り無く榮えしめ民を慈しみ育つる天皇の御地位である。臣民は現人神たる天皇を仰ぐことに依つて同時に皇祖皇宗を拜し臣民として其の御惠に浴する事が出來、同時に亦神意に歸順靈合することも出來るのである。斯の如く皇位は嚴嚴極まり無き高御座であり永遠に搖ぎ無き我國の大本である。

我國は祭政一致の國と言はれてゐる。是卽天皇は宇宙愛、化育愛を顯現する地位に在せられるので其處には至誠天に通じて宇宙の心、神の心と靈合して神人合致の境に入る事が出來るのである。其神靈に相通ずる、卽神靈の世界に入る方法が卽祭祀である。故に我國に於ては祭祀と政治とが完全に一致するのは蓋し當然のことである。

(ハ)日本國民道の特性

私は皇道精神は宇宙の心に徹する生命の大愛である事は旣に述べた。從つて日本國民道德の基調も又此の生命の大愛の道であり、化育の道であり、慈愛の道でなければならぬ。卽我國最高道德の理念は宇宙の心に徹する生命の大愛と合一する親子の愛である。實にも親が子を愛する愛は沒我的絶對的愛である。其れは育てる心、祈る心、捧げる心であつて、宇宙の心、生命の大愛に一致する愛であつて絶對的な大慈悲の心である。顏や形の醜も心の荒穢も容す慈愛であつて、清い清い美しい世界卽美の極致である。從つて我國に於いては宗教乃至倫理の究極の世界と藝術の究極の世界とは完全に一致し握手するのである。卽善と美とが其の究極の世界に於て一致する所以も亦茲に存する。

要するに我國の道德の特異性は親子の愛を基調とするが故に國民は各々子の父となり母となつた時、親心を持つに至つた時に日本國民として最高の道德性を持つに至るのである。同時に亦父となり母となる事に依つて生命愛たる神に通じ從つて亦皇道精神に歸順合一する事が出來るのである。我國に於いては諸外國と異り結婚も實に神聖其ものである。其れは單に個人的の爲めの創造を目的とするものに非ずして日本民族共同體への創造の寄與と謂ふ意義を有つてゐるのである。其れは兒の父となり母となる事に依つて生々育々の宇宙愛が發動し、生命愛が湧起するに至るからである。殊に日本女性の母性愛は世界人類中其比類無しと謂はれてゐる。日本の偉大さは—日本の力は將に茲に存す。是卽皇道精神に依つて培はれ發展し成長して來た、日本女性の魂には根本的な宇宙愛、化育愛、生命の愛が內在し宿つてゐて受胎すると同時に魂の奧底に宿つてゐる根本的な生命

愛の靈動に依り大愛たる化育愛が躍動しはじめるのである。其處に嚴然たる母を感ずるのである。胎兒が成長するに從つて自己の生命が伸びひろがりはじめた事を知るのである。鎖の樣に神代から續いて來た皇國の生命の歷史を感ずるのである。皇國の歷史を、生命の流れを靈感する事が出來るからである。卽愛情の起ると謂ふ事は其處に根本的な生々化育の大愛の心が內在し靈動があるからである。斯の如き偉大なる日本女性の生命愛に化育せらるゝ事に依つて又日本魂は育つ卽日本魂は歷史を通じて絶對辯證法的に益々發展擴大されて行くのである。皇國の天壤と共に窮り無き所以も實に茲に存するものと私は確信する。故に我國民道德の根本は親子愛を基調とする縱の關係であつて西洋諸國に於ける男女愛を社會生活上の基調として打立てられた道德觀とは其本質に於て根本的に異る。歐米の個人主義的社會機構に於ける倫理的基礎は獨占慾を伴ふ對立的相對的な男女間の愛卽橫の關係に基礎根底を持つ故に、必然的に所有慾となり、或は憎みともなり、爭鬪分裂を來す事は當然である。由之觀之我國民道德の其れと諸外國の道德觀念とは其根本的な本質に於て異る事を以つて知るべきである。

(ニ)全體主義的哲學觀と我皇道精神との異同。

自由主義卽個人主義的自由及平等主義が歷史の過程に於いて如何に大きな役割を果したるかは旣に述べた。現代世界文化は此の自由主義の力に依つて築かれたと謂ふ此の嚴然たる事實は亦否定する事は出來無い。而して斯る自由主義は自然法論的基礎の上に立脚する革命思想家ルソーの「人は自由に生れたり、然るに到る處鐵鎖に繫がれたり。」と言ふが如き煽動的言動に依つて民人を煽動し封建的迷信的な當時の社會制度を打破する事にあづかつて力あつたのである。又ベンザム Bentham の如きは快樂說に基礎を置く功利主義的哲學觀を主張し、最大多數の最大幸福 The greatest happiness of the greatest number が眞の社會幸福である事を唱へ而も是等多くの自由主義思想は遂に佛蘭西大革命を導き、人權宣言となり、三權分立制度や罪刑法定主義を確立せしめた功績は實に偉大である。殊に斯る自由平等主義は經濟思想と結び付き必然的に自由競爭の展開となり遂に今日の資本主義文化を築いたのである。然し其うした個人主義の基礎の上に打立てられた哲學觀は今や其の出發點に於て幾多の矛盾を內包してゐた事が明確になつて來た。卽其れは個人を主として結合された社會である以上其本質は單なる個人の集合であり、其結合の紐帶は利益の交換である。卽人を利せしめることは我が利せんが爲めであり、其の指導原理は共存共榮に盡きる。然るが故に斯る個人主義的對立觀同等觀の上に打立てられた共存共榮の反面には、個人對個人階級對階級の利益の背馳があり、常に鬪爭より免れる事は不可能である。又ベンザムの主張するが如き最大多數の最大幸福も依然個人幸福の單なる累積であつて社會の幸福はあり得無い。斯くの如き利益社會

刑政第53巻第1号
矯正図書館

制國家が如何に其の內部的生命力としての力の薄弱なるものであり、內部的分裂解體する宿命を持つてゐる事は勿論、一度び外部的何等かの災厄に當面すれば忽ち滅亡離散の悲運を辿らねばならぬ事は强固な靈的結合を持たぬ單なる個人の集合である弱體國家の蓋し免れ難い宿命である。

右の如き自由及平等主義の缺陷に目醒め之を補はんと生れ出でたものが全體主義哲學觀である。是まさしくカント哲學の其れからヘーゲル哲學への移行であり轉換である。個人主義哲學はデカルトの「我の自覺」より始まりカントに依つて完成されたのである。カントは社會契約說に影響されて社會を個人相互から成立したものであると見た。彼の所謂「目的の王國」に於ては個人の人格は自律的意思の主體であつて實に絕對價值を有する目的自體 Zweck an sich selbst であると謂ふ基礎の上に出發し、之に依り導かれた社會觀なるが故に亦結局に於て個人人格に還元せざるを得なかつたのである。卽個人人格の價值尊嚴と言ふものが社會個人に先んじて承認せられねばならぬことは當然である。之卽カントの國家觀が個人主義的、市民社會的規範であつて現實的歷史性を缺し得無かつた所以である。此のカント哲學の缺陷に氣付いた者がヘーゲルである。彼は其の精神現象論 Phänomenologie des Geistes に於て主張したるが如く「個人意識個人人格から出立し之のみを以て絕對のものと爲す眞理は社會の歷史的發展の現實を洞察し認識する事は絕對に不可能である」との立論に基き新たなる原理を樹立せんとして生れたものが卽客觀的精神論である。客觀的精神とは決して個人意識を延長したもので無く個人意識とは全く異れる、個人意識には還元し得無い一つの社會的精神であるとするのである。卽其れは一つの表現的世界であつて結局人類の道德的世界を表現するのであり、玆に於ては個人の人格の絕對性は制限せられ其の價值は自ら限界を得るのである。斯くして國家は客觀的精神の表現の最も實在的のものであつて實に國家は最高の道德なりとせられたのである。要するに國家は普遍的なる人類の道德的世界であつて其價值に於て限られたる個人を個別的なるものとして其普遍的なるものとの綜合としての全體的統一體と觀念するのである。從つて個人人格の價值に絕對性を認めず、寧ろ之に限界を認め、個人に對して所謂全體的個體に卽したものとしての行動を要求するに至るのである。其れは個の絕對性より全體への絕對性の移行であり、個人主義より全體主義への轉囘である。而して斯くの如きヘーゲル哲學を世界革新の哲學と稱し最近のナチス獨逸は實に此の哲學觀の基礎の上に、國家の革新民族の革新を企圖しつゝあるのである。

尙最近に此の全體主義理論を一層强調されてゐるのはシュパン O. Spann 教授である。卽彼に依れば「先在するものは全體であつて個別では無い全體は實に個別に生命を與へ、個別を進歩せしめる構成的原動力である。全體は經驗的に理解する事は

出來無いで、却つて個別に卽して槪念的に把握し得られる。然し全體は個別の總和では無く、其れは別個な其以上の全統一體である。アリストテレスが既に「全體は部分に先行する」と謂つた如く、全體性の理念を承認するに非らざれば個別の自律性自存性は之を承認するに由無い。斯くて個別は全體からのみ其の存立を決定せられるのである。斯る原理から全體は個別を規定し得るが逆に個別は全體を規定し得無い。個別は實に全體の調和に於てのみ其の存立發展の意味がある。其れ故に個別は全體の爲めには自己を犧牲として奉仕せねばなら無い」とせられる。

然らば右の如きナチスの全體主義哲學と我國の皇道精神とは如何なる點に於いて差異ありやと謂ふ事である。惟ふに全體主義哲學の中心點は全體より離れて個人は無い。卽全體より獨立し隔離した個人は最早個體として存在する事は出來無い點に存する。是れ當然の議論であつて此點に就いては私も亦眞理性を認める。卽人間は歷史を離れては實に存在しない。而も歷史は、民族の血の歷史、血の流れを通じてのみ個人は存在する。個人の存在は祖先民族を通じてのみ可能であり、個人の價值も民族乃至は社會協同體を通じてのみ認識せられるのである。從つて其處には個人的理想の、民族的理想への奉仕と言ふ原理が生れて來る。故に各個人は民族と協同體の維持と發展との爲めに奉仕すべく、之を妨げ或は破る事は民族に對し協同體に對する反逆である。故にナチス獨逸に於ては各個人は民族協同體の發展と利益に協力する事は道德的義務であるばかりで無く、法律上の義務であるとせられるのである。從て之に違背する事は法律上の義務違反であると爲さねばならぬ事は當然である。

要するに全體哲學の根本は血の流れたる祖先乃至全體を通じて存在する個人の價值を限定し祖先—全體との牽聯關係に於て全體に對する個人の道德義務を導かんとするにある。假令親子關係に於いて子供は親の血を通じてのみ其存在價值が認められる親の血の流れを離れては存在しない。從つて子供は自己の存在の因つて生じた所以を自覺し親に感謝の祈りと奉仕を捧げねばならぬ義務を有すると謂ふのと始んど異る所は無い。其基本は飽迄も義務觀念の强制に過ぎ無いのであつて我國の皇道精神の如き宇宙の心、生命の愛が自然必然的に靈合歸一して魂の奥底から自然に湧き出る靈的作用に依る必然的な義務觀念とは根的に其本質を異にする。全體哲學は飽迄も目的意識的のものであつて自然發生的のもので無いと謂ふ點に於て其力が薄弱たるを免れ無い。且生命愛、化育愛を基調とする大慈悲、大愛の皇道精神の如く民族の信仰の中心點と言ふものが何等存在し無い。單に血統の連鎖に依る協同體と言ふ觀念に依り導かれたものに客觀的精神と言ふ絕對性を認め各個人を規定せんとする形式理論に依るもので皇道精神の如き、生命の愛、化育の大愛なる絕對的統一的な大愛の力、統一的な生命力と言ふものは認められ

無い。從つて結局個人主義に全體主義と謂ふ理論の衣を着せたと言ふだけであつて我國の皇道精神とは明確に區別せられねばならぬ。

又民族の信仰乃至確信と言ふものが我國の如く縦の關係に於て歸一靈合する絶對性を有する何物も存在しない。彼は飽迄も其本質は横の關係である。從つて全體主義を奉ずるナチス獨逸に於ては我國の如き皇道精神が中心を爲し民族を愛育し民族は皇道精神を心の根とする事に依つて完全に靈合歸一し更に其大愛の精神が民族の魂を培養して歴史と共に絶對辯證法的に發展する本質を有するものとは根本的に異る。

要するに皇道精神の如きものは外國が之を眞似て理論的に目的意識的に作り上げられるものでは無いのである。私は全體主義哲學たる世界革新の哲學に對し私の皇道精神に關する考察は宇宙生命の哲學たる事を信ずるものである。

二、皇道精神と我國行刑の指導精神

「刑は刑無きを期す」と言ふ格言は我國に於ては古代からの理想である。本來我國の刑罰觀が仁愛の精神に立脚してゐる事は今更論を俟たざるところである。天皇親裁政治が一時曇らされた時代に於ては概ね刑は殘酷なものがあつたとは言へ其れは一時的な變體現象として見るべきものであつて明治大帝の維新創業に至り忽ち其本來の姿が現われ、仁愛刑罰觀が明瞭にされたのである。例へば明治五年の監獄則に依れば「獄とは何ぞ罪人を禁錮して之を懲戒せしむる所以なり、獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐する者に非ず。人を懲戒する所以にして人を痛苦するものに非ず」とあるを見ても如何に我國の刑罰觀に仁愛の精神が織りなされてゐるかは多くを語る必要はあるまい。

勿論諸外國に於ても愛の心が織り返まれてゐた刑罰觀は無かつたわけでは無い。例へばアルバス宗教國家等に於いて其例を見るのである。即一〇六七年のアムステルダムの監獄建設に於て其門頭に次の樣な文句を以て其の仁愛の精神が顯示されてゐる即「怖るる勿れ！余は汝の惡行に復讐せんとする者に非ずして寧ろ汝を善に導かんとするものなり。余の手は嚴格なりと雖も余の心は親切なり」Zittre nicht! Ich will nicht Rache nehmen für Deine Übelshat, Sondern Dich Zum Guten führen. Wenn meine Hand auch strenge ist, Mein herz ist Wohlwollend. とは有名な言葉である。而して今日世界の文化國は刑罰觀に於ても過去の素朴的を慘酷なる感情論を基礎とする應報刑から次第に人道主義博愛主義を基礎とする教育刑に移行しつゝあるのである。我國に於ても既に刑は教育であると謂ふ信條は殆んど學者實務家の一致して唱へられてゐる所である。私は皇道精神が如何なるものであるかは既に明かにしたものと信ずるが故に茲では我國行刑の指導精神が何たるやを一言するに止めることゝする。

要するに我國の行刑の指導精神に就いての今日までの爭ひは刑法理論の應報論と、目的論、一般豫防主義と特別豫防主義、

客觀說と主觀說との爭ひであつた。其何れの學說に立脚するかに依つて自ら行刑の指導精神も結論を異にしたのである。否應報刑論を唱へる學者と雖も其行刑の實際に依つて統計學的に立證された累犯の增加等に依り其特別豫防の重要なる事を常に主張せざるを得無かつた。私は我國の行刑の指導精神は教育其ものでなければならぬ事は勿論なるも然し我國には皇道精神が一切の中心指導精神で無くてはならぬものと信ずるが故に亦行刑の指導精神も皇道精神其ものが直ちに行刑精神でなくてはならぬものと確信するものである。卽其れは皇道精神たる宇宙の心、生命の愛、大慈悲其のもの、日本民族を生々化育する仁愛其のものが其まゝ行刑の指導精神であるのである。

私は眞の日本國民、眞の日本魂の力強く光り輝いてゐる者、換言すれば皇道精神に相通じ靈合してゐる狀態に於ける者にとつては犯罪なるものは絶對にあり得無いとの信念を有するものなる故に行刑は此皇道精神を光被せしめる事に依つて受刑者の心奥に内在する大和魂（日本魂）に靈動を與へ其本來有する天性として保有する日本魂を呼醒まし本然の日本國民としての姿に復歸せしむる事が眞に我國の行刑で無くてはならぬと信ずる。從つて我國行刑の精神は皇道精神其もので無くてはならぬ事を强く主張し度い。

三、我國行刑精神と刑法及行刑法規批判

(イ)刑の宣告猶豫制度及刑の執行猶豫制度

有罪判決の宣告猶豫制度は刑法に於ける應報理論及一般豫防主義から完全に離れた純然たる特別豫防と言ふ教育刑理論の基礎の上に立つ制度である。此制度の運營に依つて本人の自暴自棄に陷るのを未然に防ぎ又一方短期自由刑に依る監獄の惡風感染（現在の監獄機構では惡風感染を免れ無い當局自らも之を認めてゐる。昭和十二年十月十八日、行刑局長通牒行甲第一〇九二號）を避けしめ得るの利益があるのみならず行刑の眞の理想は「刑は刑無きを期す」更に「刑罰からの犯人解放は犯罪からの人間解放である」と謂ふ格言に眞理性を認めるが故に且皇道精神を基調とする行刑精神に照し又心理的强制の敎化的效果の上からも一日も早く此制度が實施せられ、刑の執行猶豫制度と共に且保護監察制度及保護事業等と不可分的組織的に結びついて日本民族敎化の實を擧げるの日を期待するものである。

(ロ)行刑精神と日本國民の勞働義務

パウルは「働かざる者は食ふべからず」と言ひ、又クローネは「勞働は人類の道德的義務なり」と言つてゐる。又ナチス獨逸に於ては既に「勞働は凡ゆる勞働力ある人間の義務なり」との大原則を遂に刑法及行刑の上に實現するに至つたのである。私は勞働の義務を云々する前に勞働は神が人間に與へた攝理であり、人類の宿命である事を主張したい、卽造化の神が人類の幸福の爲めに人類に與へたる慈愛であつて人間は本來質的に働かずして生きる事の出來ぬ動物である。實にも働く事は人間

刑政第53巻第1号
矯正図書館

の天性的な運命であり、人間本然の姿でもある。「勞働は神聖なり」とは宇宙の絶對的な統一的な力卽神の攝理であるが爲めである。又同時に宇宙の心を基調とする皇道精神に、勞働を通じて、其精神的身體的健全さに於いて體驗を通じ融合歸一し神の大愛への靈妙を體得する上からも且又日本民族として文化に奉仕する意味に於いても將に神聖である。又人間は實際に於て働く事に依つて眞の幸福を感じ生活の意義と喜びとを感得するのである。働く事を厭ふ人は近視眼的に落入り煩惱に依つて曇らされて眞に自己の幸福を正確に知る事の出來得無い者である。眞に自己を知り、人生を解する者は何人も此の偉大なる恩愛の攝理に目醒し染々と勞働の有難みを感じ感謝と喜びを感ずる事が出來るのである。從つて勞働を卑下する者は神への反逆であり、同時に宇宙への逆行に自らを苦しめねばならぬのである。人間が本來働かねば生きられぬ動物であるとは人間の本性に基く自己完成、自己擴大の生命力、轉んでも立上らんとする力、押へても押へても尙進まんとする根本的なものがあるからである。然るが故に人間から働く事を取去つたならば自己完成、自己擴大の根本的な本然的な生命力を根こぎにした樣なものである。

私は今强制勞働を認められず徒らに拱手迷妄にふけるまゝに放任されてゐる未決拘禁者を考へる時に誠に其の地位は不當にして且不合理なる事を左の四點に於て斷せざるを得無い。

第一に既に述べたるが如く人間は働かずしては生きられぬことは人間の本性と人類の宿命であるのであつて勞働を與へ無いと謂ふ事は人間の天性を奪ふ事であり、人間性を剝奪する事である。且又未決拘禁者を極力普通一般の國民と同樣に取扱はんとする刑事訴訟法其他司法省令等の精神に照し自ら矛盾を承認する事となるからである。卽刑事訴訟の理想は國民の人間性と社會性とを奪つて社會に元の儘の健康體で復歸出來ぬ樣な不健康者をつくりてはならぬのである。殊に訴追の影響を受ける未決拘禁者の中には裁判の結果無罪となるべきものも多くゐるのである。從つて是等拘禁者には能力に應じ適當な勞働を爲さしめ健全な肉體と健全な然も正常な精神力を保持せしめねばならぬ。第二に怠惰嫌勞を原因とする變體的犯罪人に對し之を敎化せず却つて犯罪原因を肯定し之を增長せしむる結果になると謂ふ事は刑事政策の理念に照し實に不合理である。

第三は醫學的見地からの批難である。「健康なる身體には健全なる魂が宿る」とは醫學的就中精神病學或は心理學的にも其眞理性が確認せられてゐる。卽健康なる人は健康なる人としての精神が働き病人は病人としての精神が働くのである。亦逆に「健全な精神狀態の下にのみ健康なる身體が育つ」事も醫學の原則が示す所である。實にも人間の健康は正常にして明朗なる精神作用の下にのみ期待する事が出來る。而して精神の正常さは其神經の正常な働きに依るのである、一切の病患は究極に於

いて神經作用の麻痺、停滯、若くは缺陷に根據すると言ふも過言では無い。平凡なる風邪でさへ溫中樞神經の麻痺停滯に終局の根據を持つのである。右の如き醫學の原則に照し未決拘禁者に適當なる勞働を科する事は保健の中樞機能たる神經の正常を保たしむる事であり、同時に神經衰弱の豫防乃至は精神病の防遏に役立つのである。尙最近の醫學は過去の唯物的な西洋醫學の局部的對症的醫學の案外無能なる事に目醒め統一的、綜合的、生命の理の醫學に進化しつゝある。飜て未決拘禁を受けたる者を見るに、其等の者の感情は實に重苦しい重壓氣分に滿たされてゐるのである。卽不安、動搖、恐怖或は焦躁等の爲精神は疲勞の極に達し、加ふるに生活の單調と運動不足は遂に極度の神經衰弱に陷り其爲一切の諸機能は衰へ、凡ゆる病魔に侵入せられる狀態に置かれるのである。而も其うした拘禁者には必然的に病人としての魂が宿り、正常なる精神力、正しき認識力が鈍るのみか却つて人格が偏見的に傾き所謂陰險化されて遂に正しい精神作用に基く反省や正確な判斷を爲し得ざるに至るのである。私は斯る醫學的見地からも亦行刑の理想からも一日も早く刑法及刑事訴訟法の改正が爲され未決拘禁者に適當な併も各能力に應じた勞働義務が認められねばならぬものと信ずる。殊に非常時國家の人的生命力を構成する保險の上からも亦一面國家の勞働力を高むる事は日本國民としての最大の義務である。實に非常時の別名は偶像を現實から消滅せしめて人的、物的國家の全總力を動員する事である。何を以つて未決拘禁者のみを非常時日本國民の勞働義務から除外すべき必要があるであらうか。

(ハ)自由刑單一論

我國の刑法に認めた自由刑の種類は懲役、禁錮及拘留であるが、懲役には作業が强制せられ、其他の自由刑には之れが强制せられてゐない。然らば何が故に斯る區別を認めたるか、此命題に答へて泉二新熊博士は「懲役は主として破廉恥傾向を有する犯罪行爲者に科せられる」と說明して居られる。事實懲役禁錮の區別は此の思想の影響を受けてゐる事は明かである。要するに禁錮に定役を强制せず且累犯の觀念も認め無い理由は非破廉恥犯であると謂ふに盡きる。而し非破廉恥犯に何故勞働を與へ無いかと言へば結局其處には自ら勞働に對する侮蔑觀念の殘存してゐる事に氣付くのである。卽勞働は賤しむ可き行爲なるが故に非破廉恥犯人には之を科せざるを妥當なりと誤信したが爲である。今日一般國民敎育が高まり其結果勞働の眞價が次第に學問的に明確にされ、適當なる勞働が健康保持の唯一最高の良藥なりと言ふ事が闡明せられ今や勞働を賤業なりと早下する程認識不足の者は多くあるまいと思ふ否此非常時下に日本國民としての良心を有する者は斯る夢を追ふ者は一人もゐない筈である。私は勞働は神が人間に與へ賜つた宿命であり、神の攝理である、働く事は人間の本性であつて、人は働かずして無爲徒食

してはゐられ無いものなる事は既に述べた。實にも勞働は人間の本性であると共に精神生活の基調でもある。其れは精神の正常と明朗保持の原動力であり、精神修養人格陶冶の基本である。「勞働即神聖である」果して然らば禁錮刑に勞働を伴はしめる事に一點の不合理の存すべき餘地は無いと信ずる。否斯る勞働を賤業として併も法律を以つて國民に其範を示す結果となり、延いては國民就中收容者の精神の健全性と體力の向上を阻害し、日本國民を精神的に或は體力的に健全にはぐくみ育てんとする建國の大精神、大慈愛の心たる神の意思に反し皇道精神に反するものなる事を私は確信する。私の自由刑單一論を主張する所以である。

四、行刑精神と行刑使命

我國行刑の指導精神が何であるかは既に述べた。而して行刑の使命は行刑精神を具體的に實現するにある。即宇宙の心、生命の大愛、生々化育の慈悲の心、其儘の皇道精神を、煩惱に依つて幾分曇らされてゐる收容者の心奥に内在する日本魂に反映注入する事に依つて靈感を感ぜしめ、日本魂の躍動を促す事に依つて本然の姿たる良心的日本國民に復歸せしむるの努力が即行刑であり、總ての行刑組織は斯る行刑精神を中心指導原理として組織化され統一化されねばならぬ。行刑精神の織り爲されてゐない行刑機構は魂の無い骸骨に等しい。自己に確固たる魂を持たずして受刑者を改過遷善するなどは求めて之れを得られず、恰も生命無き枯木に花を咲かさんとするに等しい妄想である。

而して受刑者と雖も同じく日本國民であり、日本魂の保持者である事には變りは無いのである。否此度の事變が如何に收容者の魂を搖ぶり立てゝ本然の善良なる日本國民に立歸らしめ、而も彼等の燃えあがる愛國の情熱が如何に滅死奉公の誠を捧げ聖戰の目的達成と言ふ國家的全國民的大事業に直接又は間接に參加しつゝあるかを見れば之を實證して餘りある。私は收容者の日本魂の發奮に依る作業成績就中刑務所工場内で日夜を分たず孜々營々として特殊作業に沒頭してゐる事に思ひを致す時、亦自發的國防獻金或は赤誠の表象である赤誠號至誠號が鵬翼を張つて大陸の空に雄飛してゐる事を思ふ時、誠に涙ぐましい感を與へられるのである。實に日本魂は刑務所の一角にも具體的な姿を現はし聖戰遂行に如何に國民的偉大なる役割を果してゐるかは多くを語る必要はあるまい。

大慈悲の具體的顯現は科學の光りを伴ふ莊嚴嚴肅なるものでなければならぬ。「教育の本質は愛である」とのペスタロッチ Pestalozzi の言葉は餘りにも有名である。而して我國の皇道精神なるものは本來大陽の光りの如く萬物をはぐゝみ育てる大慈愛であるが故に萬物を育て成長せしむるには當然全智、全仁、全勇等一切を包含する圓滿なる光りである。故に其具體的な大愛の顯現には當然智が伴ふのである。智の光りが伴はぬ愛には

成長はあり得無い。盲愛は眞の愛では無く、收容者の魂を死滅せしむるものであり、却て人間性、社會性を沫殺せしむるものなる事を知らねばならぬ。實にもバートランド、ラッセル Bertrand Russell が其教育原理 On Education Especially in early childhood に於て「科學無き愛は無力であり、愛無き科學は破壞である。」Without Science love is powerless; without love Science is destructive. と謂つてゐる。即愛には常に智の科學、智の光りが伴はねばならぬ。從つて眞の愛は嚴かであり嚴肅でなければならぬ。愛するの餘り子供の欲するが儘に菓子を與へ遂には可愛いゝ我子を病體に導き、時には死さへも導くの盲愛であつてはならぬ。而も是等は我等が日常生活に於て如實に見受ける眞理の體驗である。玆に於て我々は行刑教化の具體的顯現としての愛の嚴肅性と其の節度とを知る事が出來る。要するに行刑職員の心の裡に眞に皇道精神を體得し皇道精神が宿つてゐるならば即鐵をも溶すと言ふ愛の焔と如何なる者と雖も教化せずんば止まずと謂ふ情熱の向ふ所誰か靈動順應せざるものあらんや、である。

最後に「看守」の名稱問題と刑務官修養問題に一言觸れて結論に急がねばならぬ。

今や我國行刑精神に照して刑務官吏は民族を育てる偉大なる使命を有する民族の善良な母であり、民族教化の重責を負ふ教育官である。刑務官吏が牢獄の番人として見られた時代は古い昔となつた。監獄を此世の地獄と見、刑務官吏を地獄の番人と見た過去の野蠻な素朴的思想は最早果敢い昔の夢と消え去つて了つた。從つて私は過去の應報思想に依り導かれた行刑觀の下に付せられたる看守たるの名稱は既に現在の行刑精神に照し妥當せざるに至つたものと信ずる。徹底的な効果を期待する所には又徹底的な態度が要求されねばならぬ。此の眞理性に目醒めた一人として大正十年當時の監獄局長であり、吾國刑事政策の開拓者でもある山岡博士は監獄と謂ふ自然發生的な觀念が教化目的使命達成の障礙となるとの理由で刑務所其他幾多の改名を爲された。

惟ふに今や行刑は社會性から隔離した別世界でも或は亦行刑官吏の獨占的な其れでも無く國家的、全國民的の大事業である。從つて全國民の深い理解と協力無くしては到底充分なる効果を擧げる事は絶對に不可能な事に屬する。從つて國民の理解を高める上からも教化場として妥當しない不合理な名稱形式の一切が改革なされる事を私は希望するものである。殊に非常時財政と無關係に爲される點に於いても曙光が見出され得るからである。

次は刑務官の皇道精神體得の修養である。私は皇道精神たる行刑精神を持た無い行刑は魂の無い形骸行刑への轉落である事は既に述べた。而して行刑精神は行刑職員たる刑務官吏の各自の魂の中に宿つてゐなければなら無い事は當然である。從つて

眞の行刑は刑務官更の修養を前提とせねばならぬ事も當然の事に屬する。實にも刑務官の血管には皇道精神が脈動してゐなければならぬ。果して然らば皇道精神を體得する具體的方法如何の問題である。其れは皇道精神其ものを學理的に知る事も一方法であるかも知れ無い。然し最も効果的な方法は自らの修養に依つて靈感を得る事である。即誠を以つて神に通ずるの其れである。此頃滅死奉公と言ふ事が唱へられてゐるが、實に其れは刑務官自らが「自己を亡ぼし盡すことであり、自己を殺し盡す事である」此の「自己を殺し盡す」とは煩惱を完全に克服する事であり其修養は次の二つの意義を有つ。即其一は生死を超越すると言ふ事であり、其二は私心を根本的に取去る事である。生死を超越する處に絶大の勇氣が生れ、私心を取去る所に不撓の信念が湧いて來る。誠の姿が現はれて來るのである。此の心境に達した時に至誠天に通じ皇道精神に融合歸一し皇道精神も亦自己の魂に宿るのである。而して自己と皇道精神と全く不可分となり、區別のつかなくなつた時に於いて始めて自然界の存在としての人間も靈界としての神の世界に通ずる事が出來るのである。

五、結　論

沒落への運命を辿りつゝある個人主義的自由主義の最後のもがきの渦中に於て、世界革新の哲學觀に基づく全體主義の新興勢力の出現と可急的な發展とに並行して我帝國は宇宙愛、生命愛たる皇道精神に基き東洋民族の救濟と人類永遠の幸福と平和を求めて新文化の建設といふ大聖業に人的、物的總力を動員して邁進しつゝある。而して世界の危機は一步一步加重しつゝあるの時、我國の非常時は寧ろ今後にある事を自覺せねばならぬ。從つて我國の行刑の使命も加速度的に無限の複雜性を內包して來たのである。即今や行刑は刑事政策と一丸に結合し社會政策や其他凡ゆる社會事業と握手せねばならぬのみならず直接間接に戰時國家經濟と必然的に結び付いて經濟ブロックの一環として國家經濟の生命力を構成し、今や監獄經濟の自給自足に滿足し安心してゐられる時期では無くなつたのである。更に進んで大聖業達成の計畫經濟の一環として一元的國家體制へ其行刑の總力を動員せねばならぬ運命に置かれてゐる。茲に於いて行刑は一切の國家機構と牽聯し結合し他方民間事業家、實業家とも握手協同し否全國民と完全に手を握つて其最大の能力を發揮せねばなら無くなつて來たのである。茲に於いて愈々其複雜性をもつに至つたるの時、行刑職員の責任も益々加重されて來た。從つて行刑職員は愈々自己の重且大なる國家的使命を自覺し、皇道精神を益々體得發揚し、上下心を一にして一致協力し、他方全國民と理解協力して共に共に滅死奉公の誠を盡さねばならぬ事を痛感する。私は日本國民が一丸となつて皇道精神を發揚し向ふ所日本民族の頭上に必らずや輝かしい祝福の日の來る可き事を確信するものである。

終。

天覽を賜りたる行刑關係の出品目錄

○統計圖表

一、收容者ノ消長（最近十年）
一、刑務費決算額ト收容者一人宛ノ經費額及逐年刑務作業成績表（最近五年）
一、軍需作業成績調（最近二年）

○寫　眞

事務所	府中刑務所	
教誨堂	府中刑務所	
炊場	府中刑務所	
內科診察室	東京拘置所	
手術室	東京拘置所	
舍房	橫濱刑務所	
ラヂオ體操	大阪刑務所	
國旗揭揚	小菅刑務所	
印刷工	豐多摩刑務所	
木工	府中刑務所	
鍛冶工	府中刑務所	
革工	姬路少年刑務所	
牧畜（牛）	網走刑務所	
牧畜（緬羊）	網走刑務所	
宇治（大村海上刑務支所）	長崎刑務所	
少年愛國丸（遠洋漁撈船）	小田原少年刑務所	
豐岡（構外作業）	豐多摩刑務所	
調布（構外作業）	府中刑務所	
美幌（構外作業）	網走刑務所	
獻納飛行機	貳	

○刑務所製作品

刑務所名	種別	品目	數量
東京拘置所	代用品	靴、軍用足袋	額 二
小菅刑務所	軍需品	九五式甲號騎兵通信器具箱	一
同	同	通信器具箱	一
同	浮胴衣		一
同	同	鐵牌	一
同	代用品	短靴（豚、鮫革）	二
府中刑務所	軍需品	九三式戰車地雷木箱	一
同	同	機銃部分品	額 一

同	同	金屬筒一纏メ	額一	同	一
同	同	交流計器、小型計器、マグネット各部分品	額一	同	一
同	同	縫製品（襟章、胸章、劍帶、水筒紐、背嚢、雜嚢、靴、靴下、繃帶、袴下）	人形一表示	同	一
同	準軍需品	劍道具	人形一表示	同	一
同	代用品	合成樹脂製品	額一	同	一
横濱刑務所	軍需品	縫製品（冬用整備作業服、同用帽）	人形一表示	同	一
栃木刑務支所	輸出品	廣巾織	二	三重刑務所	三
大阪刑務所	軍需品	92HH RD彈丸	五	廣島刑務所	三
同	輸出品	魔法瓶	一	同	一
同	同	水牛製品婦人用梳櫛	（三箱）六	岡山刑務所	一
同	同	普通牛角製品男子用散髪櫛	（二箱）三	同	二
同	同	貝釦手製品各種	一箱	宮城刑務所	四
同	同	同詰合各種	一箱	網走刑務所	一
同	同	ナット釦製品	（二箱）一四	小田原少年刑務所	三
同	同	ナット釦作業工程見本	五	同	一
同	同	同原料見本	四	姫路少年刑務所	一
同	同	石油瓦斯ランプ二〇〇燭光	一	同	一
奈良刑務所	同	人造眞珠製品ノ部	額一	盛岡少年刑務所	三
同	同	工程ノ部	額一	同	三
德島刑務所	準軍需品	木刀、枇杷製大小	二		

名古屋刑務所	軍需品	彈嚢	一		
同	同	後盒	一		
同	同	双眼鏡嚢	一		
同	同	三脚架嚢	一		
同	準軍需品	青訓用銃	一		
同	同	同劍	一		
同	代用品	同背嚢	一		
同	同	布具	一		
三重刑務所	輸出品	魚網	三		
廣島刑務所	軍需品	防寒用襦袢袴下（毛製）	一組		
同	同	防舷物（大）	一		
岡山刑務所	特殊製品	軍刀	一		
同	同	日本刀	二		
宮城刑務所	同	女受刑者ニヨル刺繍品	四		
網走刑務所	同	ホームスパン	一		
小田原少年刑務所	同	漁撈製品（鮪、鰹、螺）罐詰	三		
同	同	同（鹽辛）瓶詰	一		
姫路少年刑務所	代用品	トランク	一		
同	同	背嚢	一		
盛岡少年刑務所	特殊製品	乳製品（パーリン）	三		
同	同	（ハルターゼ）	三		

裁判所構成法施行五十年記念式典被表彰者

裁判所構成法施行五十年記念式典に際し、四十年以上勤續者として表彰せられたる行刑關係者氏名は左の如くである。

勤續年限 年月日	廳名	官職名	氏名
四一、九、八	熊本刑務所	典獄	赤堀一雄
四二、〇、二四	高松〃	看守長	藤澤清
四〇、四、二	名古屋〃	作業技手	河合鏞太郎
四一、一、二六	長野〃	雇	高橋茂平治
四五、三、二六	高知〃	同	眞島清海
四三、六、七	名古屋	火夫	木村七太郎
四〇、一、一三	宇都宮	小使	高橋松次
四四、三、二九	網走	雇	生島貫一

司法展覽會出品目錄

松阪屋に於て開催せられた司法展覽會に陳列せる行刑局關係の出品目錄は次の如くである。

天覽を賜りたる行刑關係の出品目錄その他

一、江戸傳馬町牢屋配置狀況圖（軸物） 二、仙臺藩牢屋（岩見重太郎ノ拘禁セラレタル獄舍）（寫眞） 三、石川島人足寄場景況圖（軸物） 四、品川溜配置圖（額入） 五、淺草溜（男、女）配置圖 六、足枷（一） 七、桎梏（一） 八、手足鎖（一） 九、足鎖（一） 一〇、棒鐶（一） 一一、首輪（一） 一二、笞（一） 一三、笞杖刑數取（一） 一四、首枷（一） 一五、突棒（一） 一六、鎭（一） 一七、長脚鐶（一） 一八、十手（一） 一九、鉢割 二〇、切腹申渡書 二一、禁錮申渡書 二二、首桶 二三、鎗 二四、刀 二五、石川五衞門ノ釜（實物）並處刑ノ圖（掛圖） 二六、刑務所設備寫眞（七） 二七、刑務作業寫眞（十二） 二八、少年刑務所寫眞（十六）

全國刑務所時局作業製作品品評會狀況

裁判所構成法施行五十年記念として企てられた全國刑務所時局作業製作品々評會は、昨年十一月二日午前十時東京拘置所講堂に於て賞狀授與式を擧行し、同日午後を招待日として、府中刑務所西巢鴨事務所構内に於て開催せられた。而して翌日より三日間に亙り一般公開日とし卽賣會をも併せ開いたのであつた。

賞狀授與式に於ては陸海軍部、各官廳よりの來賓、司法省關係者、全國刑務所長、作業技師及入賞の榮を擔つた作業技手等出席の上、開會の辭に續いて國歌齊唱、宮城遙拜、戰歿將士の英靈に追悼、出征軍人の武運長久祈念の默禱が捧げられ、次で秋山行刑局長の挨拶、賞狀賞品の授與があり、最後に岩村審査委員長の挨拶があつて、式を閉ぢ、之に引續いて審査委員の講評に移つた。

先づ軍部代表内山少佐の軍需品、次で東京高等工藝學校伊東教授の印刷物、雜貨、代用品、同校竹屋教授の機械類、最後に同校木檜教授の木工製品に關する講評があつた。

◇秋山行刑局長の挨拶

今般裁判所構成法施行五十年に當りまして、畏くも　聖上陛下には、鳳駕を大審院檢事局並在京五法衙に枉げさせられ、優渥なる勅語を賜りましたことは、一同の均しく恐懼感激に堪えざるところであります。

其際司法裁判に關する種々の品に付き、　天覽を賜りましたのでありますが、中には行刑の概觀寫眞、刑務所製作品、獻納飛行機寫眞、統計に關する諸表等もこの光榮に浴することが出來まして、眞に恐懼感涙に咽び居る次第であります。

就きましては、この機會を持ちまして時局下に於ける刑務作業の現況を認識し、同時に將來の動向に正しき指針を與へんが爲、記念事業の一端として刑務所時局作業製作品々評會を開催致すことになりましたのであります。

御承知の通り、近時相次ぐ事變に際し刑務作業はその都度、全機能を擧げ軍需作業に力を傾注しまして、一つは以て特種官業の使命を全ふし、一つは以て收容者の精神敎化に資し來つたのでありますが、今次事變の勃發以來、刑務作業統制の運營と相俟つて最善の努力を拂ひこの目的達成に邁進して居るのであります。

而して現時局下に於きまして重要物資の節約、輸出品の增進等の國策に順應致しますとせば、刑務作業に於きましても代用品の使用奬勵、或は輸出品の製作等に關心を持たねばならぬことは申す迄もないことであります。

今回の品評會は、この意味に於きまして刑務作業關係職員就中技術指導員並受刑者の現時局に對する關心と技能の啓發進歩に資することが眼目でありまして、從來の品評會に於けるが如く單に製作品の紹介販賣と言ふ目的とは些かその趣を異にして居るのであります。

實は今回の催は準備期間が非常に短かく又出題が可なり六ケ敷かつたが爲に出品點數の如きも如何かと案ぜられたのでありましたが、幸に各所は素より朝鮮等に至る迄奮つて多數出品せられ審査品六百九十四點と言ふ狀況でありまして、從前の品評會に比し敢て遜色を見ないことになりましたのは、眞に御同慶の至でありまして各位の御努力に對し深く謝意を表する次第であります。

審査の結果は審査委員長から御發表になることになつて居りますが、關係者各位に於かれましては、その入選したと否とを論ぜず今後とも一層刑務作業の向上發展に御精進あらむことを希望して止みませぬ。

次に、今回の品評會の審査を御願ひ致しました審査委員長閣下を始め各審査員諸賢に於かれましては貴重なる時間を御割き下されまして綿密、公正に且つ極めて熱心に御審査下されましたことは、主催者側と致しまして洵に有難く存ずる次第でありまして茲に厚く御禮を申上げます。

又本日特に御來臨を得ました御一同に於かれましては、時局下極めて公務御多端なるにも不拘御貴臨の榮を得まして本會の催に一段の光彩を御添へ下されまして洵に有難う御座ゐました。

以上甚だ簡單ではありますがこの品評會實狀並賞品授與式に當りまして御禮旁一言御挨拶を申上る次第であります。

◇審査委員長の挨拶

審査委員長と致しまして審査の結果に付所感の一端を申述べます。

今回の品評會は、刑務所時局作業製作品品評會と名付けられました通りに現在この非常時局下に於きまして、刑務所の作業が如何に經營せられて居るかを認識すると同時に國家の一官業としてその特種なる性質に鑑み、作業が現時の國策に順應し如何に合理的に發展せしめねばならぬかと言ふ將來の動向に正しき方針を與へる爲に今回の裁判所構成法施行五十年記念事業の一端として開催せられたものと存じます。

從つて、審査出品物に付きましては、軍需品、輸出品、代用品、技術員竝受刑者の時局作業に關する獨特の考案品と言ふものに出品上の重點が置かれたのであります。　其の關係上今回の出品物は從前とは些か趣を異にし概して質に於て勝れたもの

が非常に多數を占め、前回當所に於て開催せられた時のものに比べまして華美雄大なるもの、所謂豪華版的のものが極めて尠なかつたのであります。

從つて一見極めて低調の如く感せられたのでありますが併し仔細に之を觀察致しますならば出品物の大部分は現時局に卽應して製作せられ極めて有意義に之を反映して實に眞摯なるものであると思ひます。例へば日本刀の如きもの又從來製作上極めて困難とされて居た金屬性機械類の如きもの、或は皮革代用品等の製作品が多數出品されまして光彩を放つて居るのであります。

此の點は刑務作業將來の發展の爲め洵に喜ばしき現象であつて御同慶に堪えませぬ。

次に、審査出品の數量に付て一言致しますならば、これも前回と比べては稍々尠なかつた憾がないではありませぬ。併しこれは製作期間が至つて短かく且つ昨今軍需作業が極めて輻輳して居る結果、出品物の設計、製作に相當の無理がありましたことが窺はれ眞に已むを得ざることと存じます。乍併製作期間約一ヶ月と言ふ短期間なりしに不拘而もこの多忙の時に於て審査出品總數六百九十四點に達しましたことは、關係者各位の御盡力の結果でありまして眞に心强く又欣快に存ずる次第であります。

次に、審査の結果に付て一言致します。各審査員に於かれましては、各出品物に就きまして非常に興味を持たれ終始熱心なる態度を以て審査を續けられたのでありますが、其の詳細の結果は各審査員より各講評を願ふことになつて居ますから私からは單に總括して大體を申上げて置きます。

總出品點數六百九十四點、其の內刑務所出品五百五點、技術職員の出品百五十六點、受刑者の考案出品三十三點であります。

次に、入選した總品數は百六十八點で總出品數に對し二四・二パーセントに該り仲々嚴選であつたことが窺はれます。

今回の品評會に於て注意すべき事項が二點あります。其の一は從來何れの品評會に於ても受刑者の考案審査と言ふことが無かつたのであります。今回は刑務作業本來の使命に鑑み受刑者の直接關心を深めその技能訓練に資する爲め受刑者獨特の考案製作を審査することに致したことであります。

其の二は技術職員竝刑務所出品物にして入選した最優等のものに對し大臣賞が與へられたと言ふことであります。大臣閣下を始め當局の意のあるところが窺はれ刑務作業の爲め御同慶の至に堪えませぬ。關係者各位は益々奮闘努力せられ所期の目的を達せられんことを期して已みませぬ。

終に臨み今回の品評會に於て大臣賞の榮譽を擔はれたる刑務所は固より其の他入賞せられた刑務所及技術員は此の意義深き榮譽を永く保持せられ、又不幸選に洩れました向に於かれても他日の榮冠を目標に努力一番せられ倶に時局に卽應して作業を經營し銃後行刑報國の實を擧げらるる樣邁進せられ度いのであります。

甚だ簡單でありましたが所感の一端を述べて御挨拶と致します。

今回の審査員は左の諸氏であつた。

東京高等工藝學校　上　竹屋金太郎
同　上　伊東亮次
同　上　木檜恕一
陸軍被服本廠　三浦信一
陸軍東京工廠　二木貞夫
陸軍兵器本廠　內山福三
陸軍造兵廠　稻葉哲
陸軍火工廠　津留田之敬

なほ、出品總點數、入賞品點數等一覽に供すれば次の通である。

出品總點數　六九四點
入賞〃〃　一六八〃

全國刑務所時局作業製作品品評會狀況

內譯

(一) 刑務所出品點數　五〇五點
同入賞點數（賞狀授與）　一二〇點
優良　一六〃
佳良　二三〃
良　三三〃
可　四八〃

(二) 受刑者考案出品點數　三三點
同入賞點數（賞狀授與）　一〇〃
優良　一〃
佳良　二〃
良　五〃
可　二〃

(三) 技術職員考案品出品點數　一五六點
同入賞點數（賞狀及賞品授與）　三八點
一等　五〃
二等　一二〃
三等　二一〃

◇ 技術職員入賞者氏名、等級等左の如し。

一等	應接セット	豐多摩	角尾他喜夫
同	國民服	府中	齋藤爲一
同	講演臺	同	濱千代吉
同	短靴	千葉	諸戸肇
同	卓子	川越	關口久直
二等	座敷用衝立	小菅	野上義夫
同	版額	大河内恭三郎	
同	寫眞版印刷	豐田作治郎	
同	飾棚	浦和	大藤源吉
同	文机	府中	齋藤正
同	銃劍術防具用手刺用具	靜岡	西岡延男
同	ラヂオセット	甲府	齊木義博
同	應接用卓子	京都	小西庚
同	背廣服	同	前川久七
同	鏡臺	神戸	上田禮一
同	日本刀	高松	北出文男
同	短靴	盛岡	川村德助
三等	代用品ハンドバック	小菅	湯川左右
同	代用品取手	同	深津幸雄
同	官公吏制服（考案）	同	齊藤運藏
同	背廣服	同	油井五郎
同	飾棚	府中	應原一夫
同	洋服	宇都宮	米陀市藏
同	短靴	甲府	山本茂一
同	帶止	長野	浦田武夫
同	家具圖案	京都	勢井實
同	木工玩具	大阪	海老塚四郎
同	卷煙草入箱	神戸	池永正義
同	短靴	神戸	牛島重夫
同	半紙型障子紙	高知	森木秀馬
同	サラダボール	岐阜	甲野定家
同	竹製卸	廣島	石澤信次
同	圖案	函館	渡邊一郎
同	電氣スタンド	小田原	高橋俊夫
同	ゴルフ用靴下	同	中村理三郎
同	靴	川越	藤田倉吉
同	飾棚	姬路	村上悅治
同	スキー服	同	飯田一二

◇今回特に刑務所出品及技術職員出品中の最優秀のものに對し司法大臣賞が授與せられ、品評會を一層光輝あるものとした。

その榮譽を擔つた二點は左記の通である。

大臣賞	日本刀	岡山刑務所
同	卓子	川越少年刑務所作業技手 關口久直

◇

◇審査員講評

(一) 軍需品の審査所見

陸軍兵器本廠東京監督班板橋事務所長 工兵少佐 內山福三

國民體育御奬勵の有難き御思召を以ちまして、行幸を仰せ出されて居ります此の佳き日に於きまして、體位向上と對蹠的の國力充實の二大要素を結成致して居りまする、生産部門の一つの大きな力でございます各刑務所の時局作品の品評會に於きまして、審査委員の一人に選ばれまして、軍部の審査意見を代表致しまして、所懷を申述べることが出來ますことは、私の非常に光榮に存ずるところであります。

最初に兵器關係に付て申上げます。今回出品せられました百四十數點の兵器關係の軍需品を拜見致しました結果、何れの製品を見ましても、極めて念入りに結構の出來でございまして、甲乙を付けるのに非常に困難を感じた次第でございます。

どうか今後常時納入されますところの軍需品に付きましても、之に負けないやうな立派な成績に向上させて頂きたいと切望する次第でございます。

御承知の通りに軍需品は工藝美術品と異なりまして、其の使用目的に應じまして寸度であるとか、重量であるとか、形狀であるとか、防濕であるとか、耐久性等に付きまして、色々嚴格に規格を設けられてありまして、見掛の仕上げなんぞと云ふのは寧ろ問題でないのでございまして、此の點は製作に當つて必ず大變に御苦心を爲すつたことと推察して居ります。のみならず不必要の仕上げと云ふものは軍需品に取りましては、時に依りまして害を伴ふものでございます。此の點今回の作品を通觀致しますると、稍々叮嚀に過ぎまして、鉋仕上げをしないで宜しい所を叮嚀に工作をして居ります。或は中仕上げで宜しい所をグラインダー仕上げをして居つたり、色々さう云ふやうな叮嚀過ぎる點がありまする一方に於きまして、以下申上げまするやうな稍々注意の缺けて居る點も相當に發見せられましたので、此の點に付きまして氣の付いたことを申上げたいと存じます。

木箱類を通じまして、提案の綱撚が足りないもの、或は毛羽燒の不良のものと云ふやうなものがございましたが、特に火藥

箱等のやうなものに付きまして考へて見ますと、重量まで一杯に封印をされました場合を考へますと是等の不注意は非常に危險を招來すると云ふことを考へまする時は、どうか丈夫の上にも丈夫と云ふ御注意が願ひ度いと存じます。

尚火藥とか炸藥などは金屬と接觸致します時に危險が伴ふものでございまして、金屬との接觸は極端に嫌ふものでございますので、一本の釘と雖も適正に且つ愼重にお打ちになる注意が必要と存じます。

接目、節或は釘の頭等に防濕の爲めに塗りまする瀝青が充分でないもの、不良のものがありましたが、防濕と云ふものは特に大切のものでございますので、御注意を願ひたいと存じます。

箱類に乾燥の不充分のものが多々ございまして、蓋の反つたもの、橋の上端の方に隙のあるもの等がありましたが、水分率と云ふことに付ては、軍需品に於ては特に御注意を願ひたいと存じます。

板の接合に於きまして本實接の不良のもの、充分に接手が這入つて居ないもの、或は八糎以下の小幅物の接合は軍需品では禁ぜられてありますが、是等の小幅物を利用されて接合してあると云ふやうなものは共に將來止めて頂きたいと存じます。

釘着並に金物の裝着がしつかり出來て居ないのが中にございましたので、是等も軍需品としては大切の注意でございますので、どうぞ御注意が願ひたいと思ひます。

縫製品ではミシンの調子の不具合のやうな感じの致しますもの、縫目の不同のもの等がございましたが、縫製方法に付てはもう少し御注意を願ひたいと存じます。

以上所見を申述べましたが、先程も申上げました通り全般的に見まして、非常な好成績でございまして、何れ甲乙と云ふものを付けられないやうな結構な出來榮でございまして、審査委員はお互に階級を付けますのに非常に苦勞をした次第でございます。

畢竟致しますのに是等はよく軍需品の重要性と云ふことを御認識になつて、製品の向上に關して眞劍に御努力された結果であらうと、軍需品の審査委員の一人として誠に喜びに堪えない次第でございます。

尚是は軍需品ではございませぬが、特別出品になりました日本刀は大臣賞も授けられました通り、何れも結構の出來でございまして、殊に入賞しました岡山、高松の二口は燒と云ひ、匂と云ひ、形と云ひ申分のない出來でございます。

又、鹿兒島刑務所からの出品中に受刑者の作品がございます

が、受刑者と雖此の日本刀を鍛錬されます時の純なる精神、眞劍なる氣持と云ふものは、決して在來の日本刀を鍛錬された立派なる名工の氣持と變らないと思ひます。是等の鍛錬刀が各刑務所に於て鍛錬されると云ふことは、受刑者の敎化に關して大變良き明るい道を示すものと心から喜んで居る次第でございます。

只今內地の殘存刀は漸く粗惡となりまして　いゝ加減のものが澤山出現して居る實情に於きまして、各所に於きまして澤山の優秀の鍛錬刀を製作されますことは、私共として心から歡迎をし、且つお願ひをして已まない次第でございます。

次に被服關係に付て二三申述べます。

縫製品に付きまして、一般に縫製技術は良好でございまして、殊に纖細の手工作業に於きましては、相當技倆の練達されて居るものと認めまするが、軍用被服は特殊に要求されて居ります關係上、一般地方的の洋服と趣を異に致しますので、此の點には更に御注意が願ひたいと思ひます。　ちよつと申上げると胸が狹くて下の方が廣いものがございまして軍用被服としては適當でないもの、或は襟が非常に小さく出來て居る、若しくは釦の位置が高過ぎて折襟の下に隱れる、大體さう云ふやうな點が不具合のものでございます。

尚製品中に返り襟に特別の工夫を加へて着脫式としてありました考案は大變結構でございますが、形が稍々大き過ぎまして、實用上缺點があります。どうか是等は是正して頂きたいと思ひます。尚軍需品の規格に付きまして、相當將來の御研究を願ひまして、益々製品を向上さして頂きたいと思ひます。

劍術防具に付きましては、從來は二三の刑務所に限られて居りましたが　今回は澤山の刑務所から出品されまして、殊に橫濱刑務所の學生用の防具は鮫革を大變にうまい具合に利用されて居りまして、優良の賞狀を得られましたが、大變に結構でございました。

莫大小製品に付きましては、原料の統制に依りまして出品點數が少なくございましたが、各擔任者の指導宜しきを得まして、製品は從來に比して縫方及び針の運び方に大變進歩した點を見受けましたことは、審査委員として喜びに堪えない次第でございます。尚製品中に爪先及踵の破損豫防の爲に二重編綴をされて居つた考案は大變結構でございましたが、實用上磨擦及び絲の使ひ方にもう一段御考究を願ひまして、將來實用上に付て更に一段の御工夫を願ひたいと存じます。

以上を以て軍需品に關する所見を終ることに致します。

全國刑務所時局作業製作品品評會狀況

小田原 川越 兩少年刑務所 第十三回協議會狀況

一、開催日時
昭和十四年十月三十一日午前九時より午後四時迄

一、開催場所
川越少年刑務所所長室

一、協議員
川越少年刑務所側
寺光所長以下幹部一同
小田原少年刑務所側
根田所長、山本文書主任

一、議題及議決事項
少年受刑者と家庭其他
本問に就いては小田原及川越に收容中のもの夫々三四〇名及二三〇名計五七〇名に付き豫め別表調査項目に基き可及的眞實にして詳細なる調査を了し、（主任者＝小田原・山本看守長、川越・佐々木看守長）、之に基き協議員一同批判と檢討を加へ凡そ左の如き結論を抽出したり

（一）本調査書作成の方法は
（イ）兩所收容者中計五七〇名に付き調査す
（ロ）八月二十日現在に付き身分帳其他に基き可及的眞實を追求したり
（ハ）「總評、家庭の良否」欄に於ては、各調査項目の重さに從ふ採點（出生別を五、以下一〇、五、一〇、一〇、一五、一〇、五、一〇、一五、五、一〇、一〇、五、一〇とす）により、八五以上を良、八〇以上稍良、七五以上普通、五〇以上稍不良、四九以下不良と評價したり

（二）結果次の如し

（1）家庭の良否（總評）に於て、普通以上のもの三六・五%にして、不良（稍不良を含む）なるものは實に三六・五%の多數に上る（小田原、準少年は五六・五%、川越、少年は七三・五%）、此の事實は注目に價するものにして、少年受刑者の環境が斯くの如く極めて條件不良なるの事實を少年行刑上特に留意するの必要がある（殊に川越少年に於て）

（2）「出生別」に付
私生子は六・三%にして、社會一般人の常識に於て豫想するよりも遙かに少く、形式的戸籍面より離れて實際の私生の子を探ねんか更に其の數を減ずるものとす

（3）「犯時養育者」に付
實親七一%、繼親一一・二%にして、此の事實も亦恐らくは世人の豫想に反する所たり
要之（2）（3）を通じ親子關係の如何が少

年の受刑に對し影響したる所大なるものなしと云ひ得べきか
但し犯時養育者の「實母」なるもの一七・七%にして「實父」の一〇%よりも遙かに多きは母の偏愛を物語るものか

（4）「家庭の職業」に付
特記すべきものなし、但「農業」二八・一%（及び川越に於ては水商賣一二・二%）の多數なるに注目すべきのみ

（5）「家庭の所在地」に付
田舍五一・一%にして此の數字は甚だ大なるものと云ふべし
農漁の田舍出身少年犯罪者の多數なるは生計の貧困なる小作農的者多く、その離村現象に原因を有するものか（次項參照）

（6）「家庭の貧富」に付
赤貧及無資産なるもの八〇・九%（小田原七八・二%、川越八四・八%なり、此の事實が少年受刑者の犯罪原因として最重要なるものの一たること多言を要せず、有資産と稱し得るもの僅かに一・一%に過ぎず

（7）「家庭の宗教」に付
家宗なきもの一・一%にして殆んど全部が何らかの家宗を有するも特に之に關して多く云ふべきものなし

（8）「本人の學歷」に付
不就學及尋卒以下五三・四%（小田原四七・八%、川越六一・三%にして、父二〇八・三%）にして、父二〇

（9）「本人の遺傳性疾患」に付
精神病・梅毒の如きものなり、有るもの二・三%

（10）「遺傳的方面—犯罪者」に付
有るもの三〇名五・三%（川越は特に一七名七・三%）にして、父二〇名、兄弟姉妹八名の多數なり、環境の不良なる推して知るべきものとす

（11）「遺傳的方面—精神病的疾患者」に付
有るもの一七名二・九%なり

（12）「遺傳的方面—酒癖」に付
有るもの八〇名（但小田原は一八名のみ）一四%の多數なり（內、六九名）

右「遺傳的方面」の數字は凡そ極めて顯著なるものありと云ひ得べし

（13）「本人の前歷」に付
矯正院・教護院收容の前歷を有するもの一七五名三〇・七%（小田原六四名一八・八%、川越一一一名四八・三%）、執行猶豫・起訴猶豫の前歷を有するもの一六八名二九・四%（小田原一二七名三七・四%川越四一名一七・八%）の多數にして、不良前歷なきもの僅かに三九・一%以下に過ぎず、此の數字は極めて驚くべきものたり、而して、不良前歷を有する少年受刑者數が右の如く約六〇%にして、少年刑務所釋放者の再犯率が亦凡そ六〇%なるの事實と前段（1）貧窮其他に因る家庭不良亦六〇%餘なるの事實とは、一脈相通ずるものを包含して、そこに行刑上、保護上、進んでは檢察、裁判、少年審判の事に遡つて考慮を要すること甚だ多大なるものあるべし

次回の議題
少年受刑者の好惡に就いて



刑務所便り

菊薫る明治節
秋季大運動會

小菅刑務所

十一月三日、この日朝來、菊の佳節に相應しい日本晴れで鉾杉に幣かけわたし木の香もまあたらしい遙拜所に神氣いや澄み渡れば、午前九時、式典は國歌齊唱にはじまり、神殿、宮城、明治神宮遙拜、國旗揭揚、勅語奉讀の後、所長殿から明治大帝の御聖德と御鴻業を偲び奉る時局柄極めて意味深い訓示あり、明治節歌の齊唱に式次を終つたが、引續いて名譽應召の小野田看守殿の武運長久祈願式に移り、更に岡田教務課長殿は登壇して、過般事變二周年記念に際し當所職員收容者が赤誠をこめて送つた慰問袋に對する南京海軍陸戰隊々長からの感謝狀を朗讀され、この佳節に所長殿の訓示、名譽ある應召者の武運長久祈願と共に、一入感銘を深くし一同胸奥に强く 聖天子の下、この秋この國に生を享けた生甲斐と悅びとを體認し、一層の修養精進と感奮更生の決意を堅めた事であつた。

次で「神に齋き奉る精神を體して飽迄も正々堂々と明朗に！」との所長殿の訓示によつて愈々待望の秋季大運動會は、先づ南北對抗の奉納大相撲から火蓋を切つて落された。

龍虎相搏つ肉彈戰

南軍堂々の大勝と榮冠燦たる銚子灘

南北對抗三十三組の取組は双方旺んな聲援裡に龍虎相搏つ壯烈な肉彈戰を展開し、南軍最初から壓倒的優勢を示し、前頭五枚目あたりから北軍奮起して善戰したが實力の差は如何ともし難く、三十三對十で北軍先づ堂々相撲競技の百點を先取した。次で右勝者のみの抽籤取組による個人決勝戰に移り、最後に富士錦、松風、日本海、綾瀨川を些の危な氣もなく薙ぎ倒した小武藏と、土佐海、越後海、京の花、千住川の强豪に鮮かな勝ち手をみせた銚子灘が勝ち殘り、この結びの決勝の一番は滿場片唾を呑む緊張裡に互に祕術を盡して果然力のこもつた大相撲となつた。立上りに優勢を占めた武藏、猛烈な上つつぱりに出て機を見てたたき込むこと二回、極つたかと見えるが銚子よく殘して下ミツをとつて喰ひ下り有利な態勢となり、武藏が强引にやぐらを打たんと腰の浮いたところを銚子灘すかさず逆に左からやぐらを打てば見事に極まり、滿場嵐の樣な喝采裡に榮ある本年度の月桂冠は燦として銚子灘の頭上に輝いた。最後に羽黑山の見事な弓取式があつて終始熱戰の興奮裡に、午前中の豫定のプログラムを終了。時に零時十分。

午後の競技は一時から再開、騎馬競技は勇壯な突撃ラッパの中に兩軍入り亂れて戰つたが、北軍の布陣と戰法妙を得て二回共優勢裡に勝を制し七〇點を酬ゐ、更にスプーンレースでは各人思ひ思ひに祕術を盡した腰つき、走りぶりの可笑さに朗かな爆笑がわき第一回北7對南3、第二回南7對北3の接戰となり、決勝戰は4對3、僅か一點の差で北軍更に七〇點を加へて一四〇對一〇〇とリードする。つづくリレーレースの聲援は熱狂を極め各選手共、韋駄天の快走ぶりに抜きつ抜かれつ死力を盡し第一回第二回共5對5の同點となつたが競技規定によつて一等獲得數により南軍に凱歌上り、こゝに南一七〇對北一四〇、最後の野球競技の百點によつて南北の勝敗が決定する事となつたので、野球の一戰はいやが上にも眞劍味を加へ、兩軍の聲援又物凄く、運動會はいよ〳〵そのクライマックスに入るの感があつた。

好打好防の熱戰

最終回に形勢逆轉

大優勝旗遂に北軍へ

兩軍型の如く輕くフイールデイングを終り、杉木部長殿主審、小野、小田、天野看守殿壘審の下に、午後三時試合はいよ〳〵岡田教務課長殿の見事な始球式によつて開始され、南軍前半守備に於て鮮かなところを見せ、攻撃に於ても第一回敵失と一本の二壘打に、第四回四球と敵失に、第六回更に一安打と盜壘と犧打に各一點を擧げ、このまゝリードして押しきるかと見えたが、北軍もさるもの、あく迄も喰い下がるの攻撃精神を發揮して、後半よく待球主義をとつて奏效、巧みに敵失を利して四回に一點六回に二點を酬ゐ同點に肉薄し、果然試合は興奮の頂點に達した。最終回南軍無死にして走者一、二壘の絶好のチヤンスを迎へたが、次打者の中前安打を野手よくワンバウンドに止めて一壘からの走者を二壘に封殺し二壘から三進更に本壘を衝いた走者惜しくも二壘からの返球に奮死して後援つづかず勝運に見放され、代つた北軍は四球と野選に生きた二走者が、殊勳の二壘打に踵を接して生還し、こゝに形勢は最後の土俵際で逆轉して遂に5A對3にて北軍の勝となつた。技の巧拙を問はず、終始兩軍共緊張した好試合であつた。

かくて榮ある大優勝旗は二四〇對一七〇を以て北軍の手に歸し、各競技別優勝旗と共に滿場拍手の裡に所長殿より夫々代表及主將の手に授與され、和服に袴の打ち寛ろいだ所長殿が溫顏に滿悅を湛へて一々拍手を送られる姿を見て、洵に職員、收容者一體となつて和氣藹々、身圀圀にあるを忘るゝの感激を覺えて目頭に熱いものを感じたのは、決して筆者一人であるまい。

相撲の部

東	西
大關 千住川	幸甚山
關脇 小武藏	南國
小結 登龍	紅葉山
前頭 梅小石	和歌綠

刑政第53巻第1号
矯正図書館

同　常ノ花　小天龍
〃　千鳥島　江戸川
〃　日本海　若千鳥
〃　羽黒山(主)　土佐海
〃　富士錦　玄海灘
〃　綾瀬川　奄美灘
〃　若櫻　千葉崎
〃　小錦　立甲
〃　寶山　中ノ里
〃　力石　濱千鳥
〃　十和田川　高野山
〃　種ヶ島　藤ノ花
〃　照若　京登
〃　越後海　若武藏
〃　美好山　千葉海
〃　高瀨川　京ノ花
〃　立田山　和歌ノ浦
〃　佐渡海　足立嶽
〃　松風　京ノ里
〃　安藝海　長良川

遷佛慶讃會

奈良刑務所

「菊の香や奈良には古き佛達」

紅葉に映ゆる大伽藍、丹靑まばゆき結構を偲ばす苔むす礎石、高く聳ゆる常磐木の數々、寧樂の古都は總てが佛教文化の華やかさを語る歷史の點綴である。

菊花の名殘も餘香を留むる十一月十四日、佛教に因緣深き當奈良刑務所に於ては教誨堂に大改造を施し、內陣を新設し、御宮殿その他佛具全般を新調し、遷佛慶讃の法會を勤修した。

當教誨堂及內陣は明治四十年三月現在の位置に移轉新築されると同時に造營されたるものなるも、その結構簡素にして年を經る事三十三星霜、古色蒼然として精神修練の聖堂としては「信は莊嚴より起る」との聖句より見るも遺憾なる點多多あり、今春以來之が新裝の計畫を進むるや、本派本願寺及地方篤信の有力者並に保護事業關係者各位の援助に依り、九月よりその工を起し、今回遷佛慶讃會を勤修するに至つた。

この日秋麗に晴れ渡り、堂內には沈香をたきしめ嚴肅の氣堂に漲る。

愈々午前十時開式の辭と共に所長の手に依つて嚴かに開帳された。寂として聲なく、光顏巍々たる御尊容美しく莊嚴された內陣、全く七寶樹林の方便化身の淨土さながらである。續いて起る哀婉雅亮の奏樂と共に導師結衆は華籠を捧持して入場し勤式は繰りひろげられた。

本派本願寺連枝武田瑞忍師を導師とし結衆六名は三奉請中に散華し、敬白文を捧讀し、一旦降禮盤すれば、先づ當所所長の燒香並式辭の朗讀、續いて行刑局長(八木田書記官代理)及本派本願寺執行長(梅原執行代理)の燒香並祝辭を賜り、導師は再び登禮盤、阿彌陀經誦經中に大阪、滋賀等の各刑務所長、田口檢事正、木本聯合保護會長、その他司法保護關係者、寄附者等約百餘名の來賓相ついで燒香し、最後に收容者代表が燒香し、四句

念佛、回向を以て讀經を終れば再び微妙の奏樂裡に導師結衆は退出し、講演に移る。

講師は本派本願寺執行梅原眞隆師にして「大日本の信念」の題下に大國民たるの自覺を舌端火をはく熱辯を以て說かれ、壇上人なく壇下人なく堂內感激と勇奮の坩堝と化す。

斯くて意義深き法會は香光莊嚴の薰染と慶喜讚仰の裡に恙なく終了した。時に午後零時半。

中部行刑衞生集談會

十一月十一日(土曜)秋氣愈々深く菊花益々淸香濃にして一天片雲をも認めず眞に淸澄氣自ら朗かなり。此の日名古屋拘置所に於て管內各刑務所の保健技師一堂に參集し、蘊蓄せる研究資料を發表し吾行刑界に貢獻せんとの目的を以て、中部行刑衞生集談會を開催せり。其概況左記の通り。

記

一、時　十一月十一日(第二土曜)
　　午後一時
一、場　所　名古屋拘置所
一、參集國手　十五名
一、來　賓　八名
　先づ別紙プログラムに依り名古屋拘置所保健技師栗林三郎開會の辭に始まり、主催拘置所長香椎豐次郎一場の挨拶を兼ね「拘置所新設の由來收容者處遇の現狀を說明して、行刑衞生は其機構處置現在に滿足すべきものなるか否や敢て諸賢の研究の一資題に加へられたし」と結び降壇すれば、引續き講演に移り左の順序により各自研究の發表講演あり。

一、結核性受刑者と精神力
　　岡崎少年刑務所保健技師　新海鐵義
一、受刑者の血色素含量に就て
　　三重刑務所保健技師　大橋董
一、W. Nowood East; Medical Aspects of Crime 1936 (抄讀)
　　名古屋刑務所保健技師　大津正雄
一、テレビジョン殺人事件(或患者の忘想に就て)
〃　囑託　大谷正敏
一、急性顎骨々髓炎の一臨床例
〃　囑託(鈴木豐七
〃　囑託(山田幸一
一、「テラポール」注射による丹毒治驗の二例に就て
　　名古屋拘置所保健技師　栗林三郎
Tehe Copper Peroxidase Reaction of Blood, The Tohoku Pediatris Method.
　　同　人
一、受刑者の精神狀態に就て
　　名古屋刑務所保健技師　吉川桂太郎

應召假釋放者狀況報告ノ件

靜岡刑務所

山川信男君（假名）は長野縣岡谷市に生れ、小學校を卒業して上京し、自動車運轉手となつて眞面目に働いてゐた靑年であつたが、ふとした因緣から惡友に誘惑され、京濱海岸のとある料亭に登樓し、遊興宿泊の結果いまわしい罪名の下に受刑の身とならねばならなかつた、入所中更生は誓つたものゝ時は正に東亞の新秩序建設の第三年に入り、銃後を擧げての總力戰である、軍籍にある彼が何んで自己の不行跡を恥ぢずにゐられようか、更に尙故鄕にある孃きの老父母を偲んでは、あまりにも不甲斐ない自分に幾度か寢られぬ夜のあつたことか。

ところが、十月下旬、鄕里の父の許に彼への名譽ある應召下令が送達されたのである、とるものもとりあへず靜岡まで飛んで來た父は、名譽の應召を告げ親としての苦衷を訴へるのであつた。

十一月十日、その日は雨さへ降つて晩秋の陰鬱な天氣であつた、がしかし、敎誨堂の正面には、大國旗が恰も祝日の儀に揭げられ、菊花さへ薫る莊嚴な式場が整へられてあつた、やがて午前十時三十分、靜かに同工場並各工場代表者七十名の受刑者が這入つて來た、みんな異樣の感に打たれ、シーンとして次の瞬間を待つてゐる。

津川看守長は「只今より假釋放の式を執行します、二〇四番」と一段と聲高らかに呼び上げると、驚いて上氣した山川信男君は、所長代理立川看守長の前に進み出で受刑半ばにして許された假出獄の證書朗讀を聞き、わつと、その場に聲を上げて泣き伏し、わな〳〵と震へた手つきで證書を受領するのであつた。直ちに別室で獄衣を書生服に着替へた彼は、全く夢に夢みる心地で再び壇前に立つや、「山川君に名譽の召集下令があつたのであります」と、立川看守長から十一月十五日〇〇〇輜重聯隊へ入隊すべしとの召集令狀が交付され、次いで「應召軍人」と「祝山川信男君」と墨痕鮮かに書かれた赤襷と祝旗とが手渡された、そして一同起立して君が代の合唱!!

敎誨堂で壯行會、何たる感激ぞ、日本男子として腹のどん底から湧き出る感激と興奮のひとときであつた。

所長代理は山川君に向つて「君は只今假釋放の恩典に浴し直ちに應召軍人として入隊することが出來るのであるが、所長殿は出張不在中で君のこの立派な姿を見て頂けないのは甚だ殘念であるが、然し君の名譽の應召を我が子の樣に喜ばれ、心から行を壯んにしてやつてくれとのことであつた。君は獄衣より軍服への名譽と光榮とを永久に忘れず一死奉公の決意をもつて非常時國民の義務を全ふされたい」と情愛あふれる激勵の辭を述べ敎誨師又「今こそ一切をすてて君恩に報ひ奉るべき秋が來たのである」と聲涙共に下る餞の言葉を送り、一同彼の武運長久を祈つて、敎誨堂も破れよとばかり萬歲を三唱して彼の前途を祝福したのであつた。

彼は感激に堪へず「私の樣な國法を犯したるものも、應召なればこそ、洪大なる御恩典にあづかり感謝の言葉もありません、入隊の上はお國の爲に生命を捧げて……」と彼は感極まつて挨拶の言葉も出ず、只熱涙にむせび泣くのみであつた。參列者一同も萬感胸に迫り、すゝり泣く者すらあつた。

やがて職員竝に一級者一同は玄關前に整列して、鄕里の父からの代理として出頭した岡谷市の兵事係に付添はれて出所せんとする赤襷の彼に、小旗を打ち振つて「勝つてくるぞといさましく……」軍歌と萬歲とを聲を限りに叫んだのである。

かくて職員數名に驛頭の見送を受け一路壯途に就いたのである、見えなくなるまで車窓に手を振つてゐた彼、それは非常時を双肩に擔はんとする雄々しい姿であつた。

死亡者合葬式並慰靈塔除幕開眼式擧行

濱松刑務所

夜來の雨は空中の塵を拂ひて止み淸澄の氣場內に滿つ折から淡き陽光さし來り一層莊嚴味を加へたり。

式場は佛式に裝飾を施し碑前には香華菓子、蔬果等を供へ當市天林寺老住職導師となり衆僧二十名五人の樂人の奏する莊重なる奏樂裡に所定の席に着き來賓、地元民衆相集る者約百名場內寂として聲なく嚴肅の氣滿つ。

斯くて司會者として遠州佛敎積善會濱松支部長國島喜圓氏の開式の辭に次ぎ辻支所長慰靈塔の前に進み除幕の綱を切つて落せば塔に刻みたる慰靈塔の大文字燦として姿を表す。一同注目の禮を爲す中に導師靜々と塔前に進み開眼式を行ひ香語を手向くれば敬虔の氣場內に溢る。次で永田靜岡刑務所長は最も嚴肅裡に祭文を朗讀し、市長、區裁判所監督判事、同上席判事、警察署長等の弔詞あり、時恰も此祭典を祝福するが如く東空より飛行機一機飛び來り式場の上空を旋回すること三回、やがて西空に機姿を沒する頃ほいいとも莊嚴に讀經は開始せられ、來賓職員竝に收容者代表の燒香終り、次で辻支所長寄贈者竝に來賓に謝辭を述べ司會者閉式を告ぐ、時正に十一時三十分感激裡に式典を終了す。

軍事敎練受閱狀況

岡崎少年刑務所

當日十月二十二日は天氣晴朗にして收容者は皆緊張して武裝に身を堅め指定の場所に整列して時の至るを待つ。定刻職員一同も參列して神宮、宮城の遙拜を行ひ受閱計畫に從つて査閱を開始せらる。先づ査閱官は壇上に立ち「命に依り査閱を行ふ」旨を宣し、所長の閱兵服裝檢査に次いで査閱官青山大尉は行進各個敎練密集敎練を熟心に視閱せられ途中一同に對して「指揮官は如何なる者であつても其の命令に對しては之をよく守り一糸亂れないやうにせねばならぬ、軍隊に於ては上官が必ずしも知識に於て身體に於て勝れてゐるとは限らないが其の命令は絕對によく守る、それでこそ日本の軍隊は强いのだ」と訓示あり、最後に分列をなし軍事常識の試問を終へ、査閱官は別紙要旨（略）の講評ありて午前十一時四十五分終了す。



切抜帖より

刑餘者家族保護の全國的運動展開

財團法人乳香園を設立

司法權が確立して五十年、その間人道の尊重、刑事政策の改善發達に伴ひ刑餘者を保護善導して再犯を未然に防がうと云ふ思想が次第に一般の理解と支持を得、今回この思想に基く釋放者保護事業が非常の發達を遂げ、この事業を目的とする團體の數は全國大凡そ一千二百に達し、既に司法保護事業法も制定實施を見るに到つてゐるが、世間には依然として刑餘者を前科者として遇し、その家族を迫害、彼等の糧道を絶つて第二の犯罪の原因たらしめるといふ實情にあるに鑑み、これ等の刑餘者の家庭を保護すると共に、不幸刑事々件に連累して未決にある者や、被疑者として拘禁されてゐる者の家庭でも、保護善導しやうといふ運動が、松本烝治博士等在野法曹の間に起り實行團體として昭和五年九月豐島區駒込六ノ八三四に乳香園を設立、宮内省御下賜金、司法省奬勵金、東京市助成金、三井報恩會助成金を得て次第にその事業を擴張しつゝあつたが、十一月一日の裁判所構成法制定司法權獨立の五十周年の記念祭典を迎へるに當り、更にその一大發展を企圖し、本年七月結城豐太郎、明石照男氏等財界の巨頭、原嘉道、泉二新熊氏等司法省元老等官民多數の贊同を得て新に財團法人乳香園を設立することになり、法人の許可あり次第大規模な活動を開始することになつた。

設立委員は大體前記の諸氏で、結城豐太郎氏を設立委員長に選任、事務所を丸ノ内工業倶樂部内松本法律事務所において、寄附募集財團法人の申請等準備を進めてゐたもので、この程財界方面からの寄附も集り又近く財團法人の許可も下りる運びとなつてゐる。

同園は罪は九族に及ばずといふ我が國法の大精神に基き受刑者及び被疑拘禁者家族の保護指導と、家庭を中心とした釋放者の保護を目的とするもので、目下のところでは東京區裁判所檢事局内に出張事務所を置いて連絡をとり、前者に對しては豐島區駒込六ノ七九九外十個所に設置してある家族保護所で、現在大略六十家族を收容、後者に對しては豐島區長崎要町九ノ一に設置の釋放者中間保護所で職業の紹介、醫療、家庭相談等に當つてゐるが、財團法人の許可あり次第、司法權確立五十周年を期して全國的に進出する計畫である。

右につき設立委員の一人である辯護士齋藤芳彦氏は語る。

「家庭は人間生活の根本で、犯罪の原因もまた多くそこに有ります。刑餘者を再び罪の世界に追ひやるのも改めさせるのも家庭次第です。罪を犯すやうな人は貧しい家庭の人が多く折角釋放されても一家が離散して歸るところがないといふ悲慘な場合が非常に多いのです。特に被疑者の場合は一層重大で、疑ひが晴れて出獄したが、家族は社會の迫害に耐へかねて散り〳〵になつてゐるため勢ひ自暴自棄になつて今度は本當に惡いことをすることが多いのです。乳香園は高い人道的立場に立つてこれ等の家庭を保護善導しようといふのです。現在は規模が小さいので收容者の數も少くまだ東京だけしかないのですが、財團法人の許可があり次第全國重要都市に設置する計畫で、その第一歩として目下大阪の財界人に呼びかけてゐますが、まだ具體的なことは決定致しません」。

楠公愛用の「鉢割」

若し眞物と決定すれば國寶もの

刑務所の倉庫から珍品

裁判所構成法施行五十周年記念事業の一つとして本社主催司法省後援のもとに上野松坂屋に催された「司法展覽會」は民刑、行刑、保護その他あらゆる貴重資料を網羅し、一般に多大の感銘と理解を與へたものとして頗る好評を博し、その後名古屋、福岡、臺北と相次いで同樣の催しが開かれることになつたが、折も折、都新聞の主催展に司法省行刑局から出品された「鉢割」を五日閉會後東京拘置所に持歸り、錆を落して銘につき種々調査の結果、意外にもこの品は大楠公使用の「鉢割」に寸分違はぬ絶品として當時の史實を物語るに充分な準國寶的珍品ではないかといふので、問題となり、谷内所長以下大喜びで秋山行刑局長に報告すると共に、今後は門外不出、專門家の鑑定を乞ふと共に多年刑務所倉庫の片隅におかれ問題にもされなかつた同品の轉々として舞込んだ事情をも嚴密に調査して明かにすることになつた。

この「鉢割」には「慶好楠正成」「五郎入道正宗造之」「大垣住兼氏模之」の銘が打つてあるが、相模國鎌倉の刀工行光の子正宗はその門下から養子貞宗、山城國來國次、長谷部國重その他の名匠を輩出したが、その一人美濃國兼氏は正宗の門に入り業成るや美濃に移り志津三郎兼氏と改め正宗に次ぐ刀工の名匠とされてゐるが、正宗は齡八十、兼氏は六十七で共に康永二年に沒したが、正成が四十三歳にして湊川に討死したのはそれより八年前の建武二年であつたから年代的に見ても略略符合一致する。

今から六百九年前の元弘元年正月吉日楠多門兵衞正成の需めに應じて正宗がこれを作り兼氏がこれを模したのかどうか鑑定家の鑑定如何は注目されてゐる。

藤田靈齋氏の講演

「腹の偉德」

十一月二十五日午後一時から刑務協會第一講堂で開かれた十一月茶話會では調和道協會長、腹道報皇會長の藤田靈齋氏を聘して、「腹の偉德」に關する講演を聽いた。藤田氏は四十年來、息腹心の調和といふことを研究、唱導し、國民體位の向上は先づ腹からといふ立前で、これが普及徹底に努力して來た人で、我が刑務界とも、谷田局長時代には親密な關係があつて、浦和、川越その他の刑務所にも屢々講演、實演に出張されたことがあつた由。氏の「腹の偉德」、つまり腹の禮讃は「人あり、息腹心調和の功を積みて上虛下實の體位を全うし、本元の大氣を氣海丹田腰部足心の間に充たしめ、塵務繁絮の間、賓客揖讓の席においても、片時の放退を忘るゝに至らんか、臍上は空虛、臍下は充實、一切の硬結症は除かれてその狀況も太陽の如し。吾人はこれを稱して太陽腹といふ。人若し錬丹修腹してこの域に至るとき、身は金錢の如くにして疾症痛苦の煩ひを受けず、心には憂悲瞋怒の惱みなくして常に明朗濶達、活力旺盛、勤勞無疲、剛毅不撓、氣宇浩大、大和雄魂、無私報皇、かゝるを調和の眞人といひ調和の太陽人といふなり」といふのであつて腹一つ、息一つで、その調和さへ得れば、人間病氣にかゝるなんていふことは決してないといふのである。息の目的は陳きを吐き新しきを吸ひ、臟を練り、意を專らにし、精を積んで神人同一の境に達するためであり、腹は押す引く、張る、洩らす、卷き上げ、氣を充たすことによつて息との調和を得、上虛下實の體位を全うすることが出來るといふのである。要するに「諸道諸藝は腹の力」であり、健康を保つのも又專に腹の力によるといふことを說くのが氏の主張と見られる、最後に氏は「波浪息」の實演をされた。波浪息には、小、中、大の三通りあるが、これが腹をつくる最初の方法にして且つ最後のものであるとて、實地にやつて見せた。波浪息の「小」といふのは、胃の部分（最下の筋骨と同一線）を指にて押へ、深く息を吸ひ（鼻から）靜かに吐き出すのだが、吐くときは下腹に力を入れる。波浪息の「中」は同じ部分を、掌の横で摩りつゝ、同じやうな呼吸をする。「大」は兩方の掌を腸にあてがひ、親指で胃の部分を外方から內方にかけて同時に摩りつゝ、やはり同じ深い息をする。そして「小」「中」「大」とも時間にして約二分、合計六分間、ひまある毎にこれを實行すれば、健康がずつと違つて來て、心身共に前揚の如き、大きな功德を得ることになるといふのである。

海外異聞錄

□狙はれる婆婆のカポネ

名を聞いたゞけでも泣く兒も默ると云はれたアメリカギヤングの大親分アール・カポネもターミナル島兒惡犯人收容刑務所で七年半の刑期をつとめ上げ、十一月末出獄したことは既報の通りだが、洗石のカポネも今ではすつかり前非を悔い、出獄後はフロリダの避寒地マイアミにキヤバレーを出して靜かに餘生を送るつもりだとしみじみ述懷したと云はれる。そして紐育のGメンもカポネの社會的敵性はすつかり洗ひ流されたと安心してゐるが、安心の出來ないのは却つてカポネ自身と彼の元の手下の連中であると見られてゐる。それと云ふのは彼が今までに手にかけて眠らしてしまつた敵方のギヤング仲間で、彼を不俱戴天の敵として彼を一日でも生かしては置けないと頑張つてゐる連中が數知れないと云ふ譯で、彼の出獄の際に於ける刑務所當局の警戒は勿論のことだが、彼を安全な隱れ家に落着かせるまでの昔の仲間の苦心は大變なものであつた。彼の隱れ家は今日になつても何處にあるか一切見當もつかない位である。それにも拘らず、ターミナル監獄の同囚仲間ではカポネは出獄後二ヶ月以內に必ず殺されると豫言してゐる位である。

□卵と野菜が短氣の原因

英國の榮養學者のマーフィー女史が、ヒットラー總統の短氣は食事から來るのだと發表した。卽ち「ヒ總統は禁酒禁煙で肉食を避けてゐるのは結構なことだが、彼氏はその爲に卵と野菜をフンダンに食べる、これは科學的に見て肝臟をいためる惧れがある——そして肝臟患者は元來短氣で理性を缺く傾向があるものだ、だから偏食者ヒットラー總統が導く獨逸の國際的な態度動向といふものは多分に此の卵と野菜の影響を受けてゐるのである」といふのだ。何時もながらの宣傳戰の一つであるが、獨逸側はこれを聞いたら、チエンバレン首相のアラさがしをはじめることだらう。

□鳩を誘拐して御用

スペインはマドリツドの町に住む惡賢い男、日頃一羽の雄鳩を訓練してゐたが、愈々鳩の訓練が完了すると彼は、鳩に何事かを言ひふくめて空へ飛ばしてやつた。ところで飛び上つた鳩は眞直ぐに動物園へ飛んで行き、どう「甘言」を弄したものか一羽の雌鳩を連れて間もなく歸つて來た。かくして男は一羽の雄鳩を使つて遂に三百數十羽の鳩を誘拐して、最後に警官に捕へられた。

□英の嚴重なスパイ警戒と其の悲劇

武力戰經濟戰の一方宣傳戰スパイ戰

刑政第53巻第1号
矯正図書館

に異常な努力が拂はれてゐることは、今次歐洲戰の一大特徵で、そのスパイ戰は英佛獨の各國を通じて「人を見たらスパイと思へ」と言はれる程に跳梁バッコし、政府も國民もスパイ警戒の爲に必死の努力を續けてゐる。それでロンドンのホテル、飮食店などには「注意せよ、壁に耳あり」といふスパイ防止の告示があり、その內容には「敵國にとつて有利な情報がホテル、カフエ其他の一般集會場に議論されてゐる事實あり、軍の移動、員數、隊制、所在その他の情報に關し友人知己其他と論ずることを注意すべきは市民の義務なり、敵國のスパイ網は實に周到にして全く豫期せざる間に恐るべき結果を惹起する機會をスパイに與へ得るものなり、英國人は上下を問はず軍事國防に關する一切に就いて、公私何れの立場に於ても論ずることを禁ず—右に違反するものは嚴罰に處すべし」といふものである。

かうした警戒の影響を受けて誰もが少しづつスパイ恐怖病患者になりかゝつてゐるが、その一例に、ある町のタバコ屋兼新聞販賣人のジョン・パロウといふ者、自分がスパイであると人に疑はれてゐるといふ恐怖症になり、自分の所有の店の中で我とわが咽喉をかき切つて自殺してしまつた。パロウは咽喉を切つた直後、室の扉に自分の血で「俺は英國人で、潔白だ！」と書いてあつた。

□戰爭と結婚諸相

歐洲戰爭の勃發で、たゞさへ出産率の減少に惱むフランスでは兵士たちの結婚を思ひ切り簡單化せしめ、兵隊ならば結婚しようと決心すれば二時間後には完全に手續きが濟むといふほどになつてゐるが、それば かりでなく代人結婚をも許すことになつた。つまり兵隊ならば本人でなくとも代人で結婚も宜しいといふので、見合だけは賜暇で歸つた一寸の間に濟ませ、式の方は代人にやつて貰つた兵士もある。

一方ドイツ政府ではまた戰線にある兵士の便宜をはかつて長距離結婚といふを許可することになり、最近司法大臣とドイツ最高司令部　共同命令の形式でこの旨發令された。これは前線にある應召兵士で結婚を希望する者は所屬部隊長に結婚の意思を書面にして屆出る、すると部隊長はこれを花嫁の所在地の戶籍吏に通達する、そこで今度は花嫁が役場に出頭して同樣の意思を述べ手續を終了すればこれで結婚は成立するといふ一種の不在結婚である。

□英國のレコード破り懲役合計四十六年

英國ポーツマス市の裁判所で最近寶石を盜んだ廉で懲役五年に處せられた男がある。寶石一つで五年とは苛酷のやうだが、この男は一八九三年を振出しに前後二十四回懲役を喰ひ、出ては盜み、盜んでは捕へられ、結局刑務所生活合計四十六年といふ英國でのレコード破りで、一生のうち大半は刑務所で暮し、まるで刑務所で暮すために生れて來たやうな男と云はれてゐる。

書道の變遷（二十四）

顏眞卿（二）

爭座位帖、祭姪稿、祭伯稿、の三種は顏眞卿の三稿と云つて古來有名なものである。この三稿の中でも祭姪稿は一番先で、次が祭伯稿、最後が爭座位帖である。祭姪、祭伯の兩稿は何れも魯公の五十歲の時の筆である。當時魯公は蒲州刺史であつたから、祭姪稿には蒲州刺史と稱してあり、十月饒州刺史に轉じたので、祭伯稿には饒州刺史と署してある。一體祭姪稿なるものは、顏魯公の從父兄に當る、常山太守杲卿の子大夫季明の靈を祭る文である。季明は安祿山の亂の際父に從ひ常山にあつた。

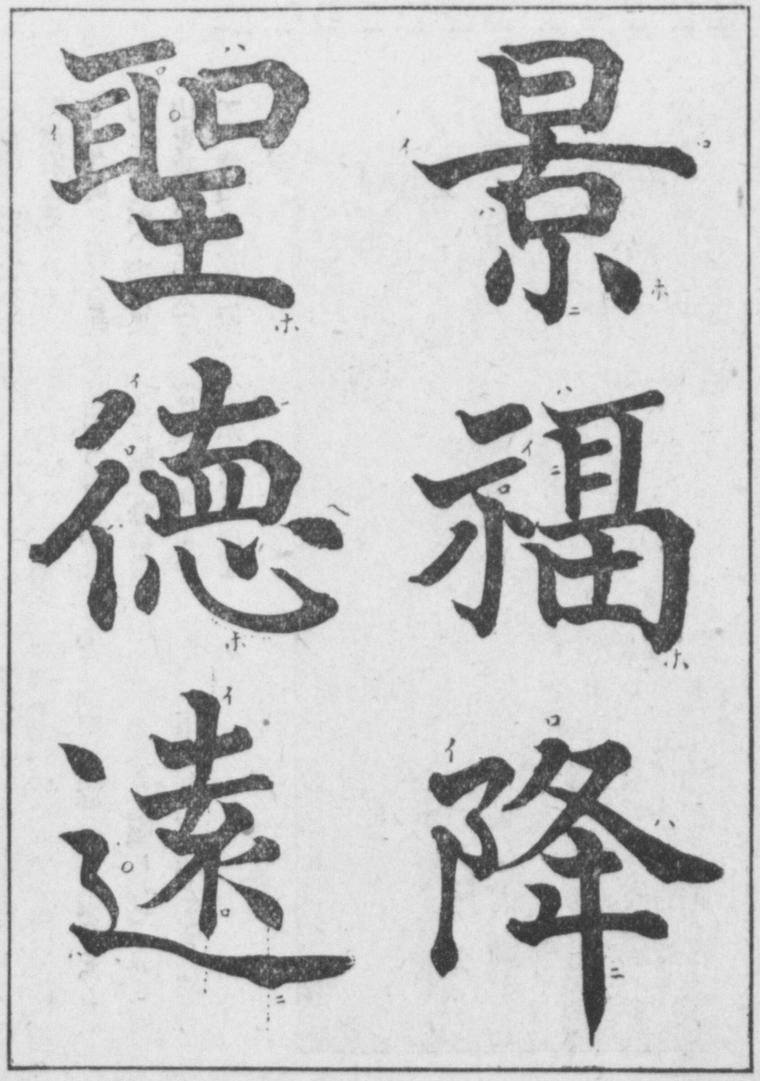
顏眞卿はその近くの平原の太守であつて、相與に義兵を起して西寇の勢を斷たんとしたが、未だ果さざるに賊軍急に常山を攻め、常山太守杲卿は救を河東の王、承業に求めたが、承業が之を救はなかつたので、六月にして常山の城は遂に陷つてしまつた。文中に「賊臣不レ救」とあるのは、之を指したものである、是に於て杲卿父子はとらへられた。賊は双を季明の首にあて、杲卿に向つて曰くに若し汝降らばこの子は活さんと言つた杲卿は答へなかつたので季明は遂に殺された。文中に『念三爾遲ゝ殘』とあるはこれである。杲卿も落陽に到つて乃ち害に遇うた、文中に父陷子死とあるは卽ちこれである。



刑政第53巻第1号
矯正図書館

亂平つゞの後、魯公は出で、蒲州の刺史となり季明の兄泉明をして季明の尸骸を常山に收取せしめたが、季明はたゞその首を存するのみであつた。文中に『携二頭首櫬一及レ妓同還』とあるはこれである。この稿は泉明が季明の尸骸を蒲州に携へ還つた日に草せられたもので、通篇二百三十四字、悉く實錄ならざるはなく、沈痛骨を刺し、讀むものをして暗然として顏を掩ひ憤然として義を念はしめるものである。

陳深の評に曰く、顏魯公は朝第一等の人、公の字畫の雄秀なる、魏晉をも奄有して自ら一家を成す。前輩は云ふ。書法此に至りて極ると。祭姪帖を詳說するに、從事浩放、一瀉千里時に遒勁を出し、雜るに流麗を以つてし或は篆籀の如く、或は鐫刻の如くその妙解の處は天造に出づるに迫ぶ。豈に公思を文を爲るに注ぎて字畫に於ては工に意なくしてその工を極むるかと。



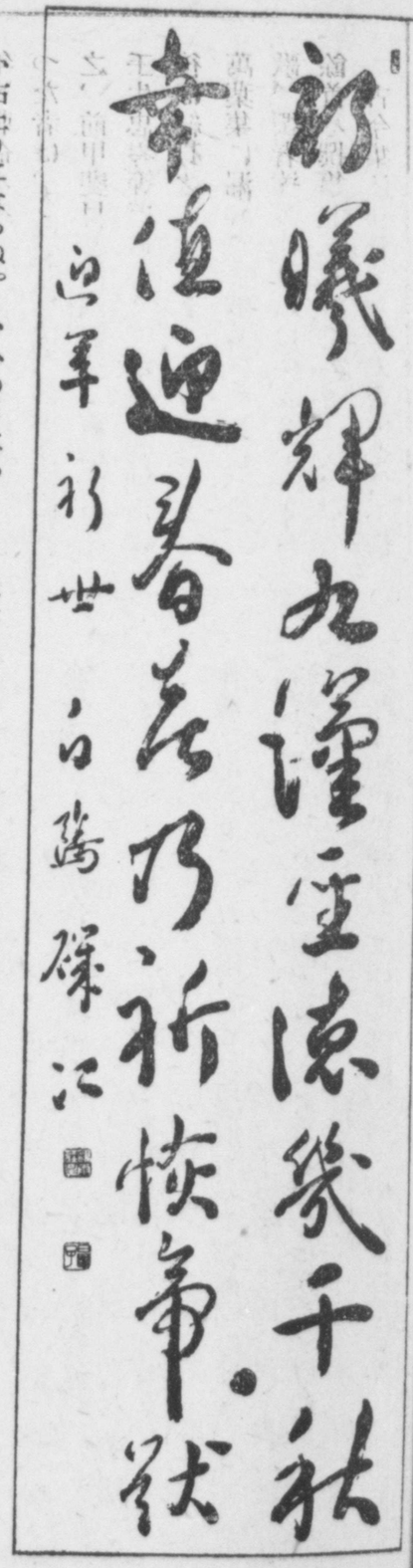
刻本頗る多く越州石氏本は最先と稱せらるゝが今はなか〳〵見るを得ない。餘清齋帖、停雲餘帖、戲鴻堂帖等には何れも收まつてゐる。外單行のものもなか〳〵多く、その優劣に就ては色々と說があ る。（十一月號に一部を揭出してあるに付照覽せられたい。）

本號揭載は爭坐位帖。

課題

景福降聖德遠

景、イ、ロは充分左右に長く、しかもロ



が右上りにならぬやう、ハのロはあまり大きくならぬやう、ニは短か目にホはどつしりと打つ。

福、 イは右に出ぬやう、ロは充分左に寄せて筆を下す、ハはうんと上からニの筆は極端に左から、ホはぎゆうと下げてしつかり筆を轉ず。

降、 イが大きくならぬやう、ロは思ひ切つて上から、ハはのびゝ〳〵とこの懸針に筆力を失はぬやう。

聖、 イとロの間がせまくならぬやう、〇のところせまくならぬやう、ハのロの位置に注意する、ホの終筆は右下に下げる氣持で嚴重に筆を收める。

德、 イよりロの筆が右に出ぬやう、ハもロの右下から、ニは押へぬホの筆は點線のあたりから平らに引く氣持、への點は下がらぬやう。

遠、 イ、ロの筆の中心に注意する、〇の間がせまくならぬやう、ハの筆は充分左に出す、ニの筆の押へるところに注意する。

顏眞卿爭坐位帖

『十一月日金紫光錄大夫檢校刑部尙書上柱國魯郡開國公顏眞卿。謹率二書干右僕射定襄郡王郭公閣下一。蓋太上有レ立レ德。其次有レ立レ功。是之謂二不朽一。抑又『聞レ之。

條幅

新曦輝二九漢一。聖德幾千秋。
幸値迎春嘉。乃祈恢二帝猷一。

迎レ年祈レ世　白鷗磯次

第八回競書募集

一、課題　本號揭載の課題揮毫のこと一人一枚。
一、隨意、臨書自運何れにても可一人一枚。
一、條幅　小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。
一、送先　東京市品川區西品川三ノ八三　高橋白鷗先生宛送付のこと。
一、締切二月五日。
一、發表　三月號本欄。
一、注意、級位あるものは級位、所屬氏名、雅號を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位は新と記すること。

矯正図書館

選歌しつつ（二十八）

古今集の話

大翼

古今集は、正しくは古今和歌集である。和歌勅撰の最初のものであつて、後撰集以後の二十代集もその淵源はここにはじまるのである。醍醐天皇の延暦五年四月十八日（一千五百五十六年）勅命を奉じてこの歌集の選編に從つた者は、大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐目凡河内躬恒、右衞門府生壬生忠岑等であつて、途中紀友則の歿後は紀貫之か主としてこれに當つた。萬葉集に漏れた古歌及びそれ以後の歌、撰者達の作品にに至るまで一千百餘首を撰集したものである。

古今集は後世歌を學ぶ者の金科玉條として崇められ、永く後代に與へた影響は實に驚くべきものがある。歌學びする者は言ふまでもなく、多少の教育ある者なら殆んど唯の一人としてこの集の名を知らぬはない位である。この集の選ばれた延喜といへば今を去ること實に千餘年の昔、時は平安朝の文華が燎爛として唉きみだれた當時である。尤も初めから今日流布されて居るやうな、歌集が選ばれたのではなく、歌の配列の體裁なども一に萬葉集に準じてなされ、續萬葉集といはれたのであるが、前記延喜五年四月十八日に更に勅によつて部類を分ち、はじめて古今和歌集全二十卷が成つたのであるが、今ではこれを單に古今集と呼んで居る。卽ち國歌勅選の嚆矢であつて、

毎月募集
刑政歌壇
當季雜詠 締切 毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

一

樽前の山の煙は白雲に 繋り合ひて夕燒けにけり　札幌　片岡好月

二

うす寒き畑に出づれば白き蝶 飛び去りゆきぬ秋の夕暮　松江　村上夜詩繪

三

わが胸に深く疚れて寢入り行く わが兒の寢顏に乳にほふなり　釧路　高島實秀

○

葉の落ちし林の中に佇めば 梢かすかにふるへて居たり　函館　松田磯逸

○

職務てふ大いなるものを意識してわが 朝戸出の心は張るも　松江　田尻久美緒

○

休憩に出だしてやれば囚人ら 花壇かこみて聲あげにけり　岐阜　梶田草民

○

紛爭の學舍をいでて山茶花に うもるる道を歩みつゞけぬ　小田原　白河英龍

○

霧深き箱根の峠下りてゆく 晝間のバスの窓濡れてをり　小田原　皆木好成

佳作

○

おのづから枝を離れて落る葉の 地におちつける後の靜けさ　山形　村山翠水

○

水渇れし湖底の石かと見凝むれば うづくまり居る鴨の群かな（白河南湖）　府中　小林翠月

○

吾夫と共に刈りたる秋の田に 征きて三歲の秋は實りぬ　松江　田尻久美緒

○

ゆく秋に早や七年のまつり來て 父の墓石に苔付きそめぬ　青森　秀峯

○

雪面に影おとし居る柿の實の さやかに見ゆる冬の晝過ぎ　札幌　來生忠次

○

何事も胸におさめてかたらぬを かしこきひととのたまひにけり　宮城　志賀宮童

○

かまどべのぬくきに命ながらへて いまだもなけるこほろぎあはれ　埼玉　齋藤義雄

○

此の頃はうらの雨戸をとざしゐぬ 柿の落葉の音さびしくて　松江　蘆橘

○

落葉せる裏のポプラの枝ごしに 今日も飛び行く重爆機見ゆ　青森　秀峯

○

白露に菊の葉ぬれて赤とんぼ 身うごきもせぬ朝まだきかな　小田原　吉川英男

○

まみなみの月は時雨の暈を被て 江の破れ船のマストにかかる　宮城　志賀宮童

○

大陸に展くる刈田ひろびろし 風にふかれてかけあさる見ゆ　岐阜　梶田草民

○

ふと吾にかへればあはれまたしても 聲あらげて居たりしよ已は

その内容と共に、我邦國文學上の一偉觀たるを失はぬのである。

こゝで古今集の内容について見ると、短歌一千百餘首、長歌五首、旋頭歌四首、といふことになり、作者の數は百二十四人、讀みびとしらずの歌四百四十七首に及んで居るのであるが、この數學の問題は、そのいづれの定本に依るかによつて必ずしも一定しないこと勿論である。現在流布本によるに、延喜五年以後に於ける作品と知らるゝものもあるのだから、當時上奏されたまゝの選集が傳はつたものでないことだけは明かで、今日では、京極黄門藤原定家卿が諸種の異本を取捨按排して定めた嘉祿本、貞應本などが善本として用ゐられて居るのである。

○あさまだき拍手きこゆみやしろの大木に鳴る風にまぎれず　網走　丸田登美詩
○ふるさとをすてゝくひなき身なれども生きのさかりの友等おもほゆ　青森　一
○炭燒くとこの山ごもりたつきするひとの家みれば古びし器物　小田原　草の花
○とし迎ふ神棚の鈴うちふりて召されし子らのさち祈るなり　函館　船山市太郎
○虫の音の更けて聞こゆる緣の下母と會ひゐる夢さめし夜に　長崎　原野正喜
○秋深く秩父颪の吹く夜は故郷遠き父母思ほゆ　府中　小林翠月
○せきあぐる涙かくして抱き上ぐ白衣の柩はひやゝかなりき　横濱　柳田北斗星
○宵暗のせまる芒（ススキ）の細道をいく曲りして里の灯の見ゆ　八王子　本橋天外
○征ける友のふみなつかしみにぎりしめつたまの休みの朝の陽ざしに　橋通　富山芳雄
○山里の秋の夕空見上ぐれば夫婦烏か塒にいそぐ　札幌　片岡好月
○防寒帽冠りし子等の嬉々としてスケート辷る午後の校庭　齊々哈爾　志田稠黄
○りん〳〵と鈴の音高く荷を運ぶ駱駝の列の街を過ぎ行く　蒙古　銀嶺山人
○波の音聞くにつけても哀れなり散りにし友の在りしその日を　鐵嶺　中辻信三
○一年の思ひしみ〴〵と大晦日家族揃うて除夜の鐘聞く　岐阜　高木慶吉

夜學の句その他

花簑

毛糸あむ母にきくこと話すこと　初抜

あたゝかい家庭にある仕合せな娘さんです。まだ世間のことは何も知らず、たゞ母一人を賴りに甘へたり叱られたりして母の薫陶を受けつゝ人と成つて行くのです。されば母親が毛糸を編んでゐる間にも書物の上の不審を質したり友達から聞いて來たことを話したりして母の傍につきまとつてゐるのでせう。

夜學の師遲刻とがめず又一人　泣草子

村の青年の爲に小學校の校舍で夜學が開かれてゐるのです。夜學生は晝はそれ〴〵の業務についてゐて仕事の都合で夜學の始業時間にも遲刻する者がちよい〳〵あるのですが先生はそれを心得てゐてとがめない。今も授業最中に又一人遲刻して來たものがあるのですが先生は教壇の上から一瞥しただけで講義をそのまゝ進めてゐるのです。さういふ田舍の夜學の光景がこの一事によつて描き出されてゐます。

ラヂオある家へ夜なべをもちよりて　吉郎

袷着ぬ母の娘でありし日の　名古屋　壽美
月白く鷄舍の寢息とゝのひぬ　同　同
山茶花に十一月の雲はやし　同　同
七ッ手咲き簷に曇天重き晝　同　同
冬薔薇にまなざし深く夫佇てり　同　同
冬の薔薇咲きぬ寧日なきわれに　同　同
波穉草青し厨に落輝のぶ　同　同
月の面悔に似しものよぎりけり　同　いばら
カンナあせたゞ秋風の咲きわたる　同　同
茶の花にうすき月影ありそめぬ　同　同
茶の花に月光よよとそゝぐなり　同　同
稻架のそば有松絞高く干す　同　同
落葉降る音いつしかに雨の音　同　同

刑政俳壇

花簑　選

題　當季隨意
締切　毎月五日限
用紙　官私製葉書

毎月募集

このあたりでラヂオのある家といつてはこの家一軒といふやうな片田舎の部落でせう。近所界隈の人達は夜はこゝの家へ仕事を持ち寄つてラヂオを聽き乍ら夜なべをするのです。貧しい中にも平和な部落の氣風が感じられます。

通されて柿の畑の見ゆるなり　虹夢

或る家を訪れて座敷に通されて見ると向ふに柿の畑が見えるといふのです。山が見えるとか海が見えるとかいふのでは珍らしくもないですが柿の畑が見えるといふところに田舍らしい素朴な風景であつて却て捨て難い趣が感じられます。

月の座のかゞやくダイヤ〳〵かな　白鳥園

人々が集まつて月を見てゐる。その一座の中にあつて時折あちらでもこちらでもチカリ〳〵と光るものがある、それは婦人の指環のダイヤが光るのです、月影を受けてギラリト輝くこともありませう。灯影を受けてピカリと光ることもありませう。ダイヤの輝きのみを敍して靜かな月見の座の雰圍氣を出してゐます。この獨特な敍法がこの句を光輝あらしめてゐます。

誘うて來て倚りかゝる月の欄　同

「こつちへいらつしやい、月がよく見えますよ」と言つて友を誘つて來て、さうしてそこの欄に共々に倚りかゝつて月を見てゐるのです。こゝからは月が眞正面に見えることでせう。欄によつて月を見るといふことは普通のことでありますが友を誘つて來て共々に欄に倚つて月を見るといふのは情味があります。普通のレベルより一歩進展してゐます。

巖流島翔け越え翔け來冬鷗　花邨

巖流島は下關門司間の連絡船の上から見ると海峽の出口の方にあつて松が二三本立つてゐる小さい島で宮本武藏が佐々木巖流を討ち果したのはあそこかと興味深く眺めたことがあります。島といつても陸つゞきのやうに見えて松が立つて居ることによつて漸くそれと目當のつくやうな島でした。この句は多の鷗が巖流島を越えて向ふへ飛んで行つたり又こつちへ飛んで來たりする景色を詠んだものですが多の海の淋しいあの邊の情趣がよく出てゐると思ひます。

燒芋を子供に買ひにやらしけり　一泉

大人が燒芋を買ひに行くのは體裁が惡いから子供に買ひにやつたのでせう。體裁が惡いと思ふことは俗情のやうだけれども僞らない人情といふことも出來ませう。子供に買ひにやらしけりと敍してその僞らない心持をさらけ出したところに飄逸味があつて滑稽な趣があります。

火を焚けば川湯煙に映りけり　蘇來

溫泉川が流れてゐて流れの上には湯煙が濛々と立ち罩めてゐます。川端で焚火をしてゐるとその焚火の火明りが湯煙に映るといふのです。

鰯雲いさゝか朝の塔の上　滋賀　西村幸吉
石段にちり紅葉して宮高し　同
多霞大津の港模糊とあり　同
多霞河口は松にかくれける　同
見かへれば多田隔てゝ三笠山　同
新米の飯盛る筥の輕さかな　同
巖鼻を大鷲飛べり日蓮忌　同
一日に總がかりして雪がこひ　同
木に止まる鳥の名知らず萬年青の實　同
バス降りて野菊の徑を辿りけり　大阪　今川湖舟
大江山時雨れてありぬ大根引　同
信貴山に大きな月の上りけり　同
紅葉溪盡くるところに瀧安寺　神戸　富山芳雄
何を燒く野邊の煙や鵙の朝　同
手觸るれば鷄頭黑き種こぼす　名古屋　蓑子
山彦に醒めて明るき紅葉なり　同
長城を越えてゆくなり月の雁　鐵嶺　渡月
やるせなき思ひに沈む火鉢かな　同
草枯れて土塀の高き孔子廟　金泉　山永政一
からかねの大火鉢ある老舖かな　同
多ばらのゆれしきりなり何故ぞ　小田原　白河英龍
山茶花に女がひとり泣いてゐる　同
淵青しいよゝ紅葉の濃き所　境　米田調月

大隊旗揚げし所蘆紅葉　同　島津如泉
青潮の湛ふる崖は蜜柑山　名古屋　設樂銀月
鮮かに御用始の朱印かな　函館　松田思秋
炬燵より母の讀みけりかるた取り　鹿兒島　小原杜蓮
薄紅葉又折柄に初雪降ると書そへぬ　松江　蘆橘
多晴の白妙の富士おごそかに　府中　小林翠月
草の戸に集ひて迎ふ除隊兵　金泉　高木富嶽
釣人の忘れ扇のこゝにあり　山形　村山翠水
碧瑠璃の空に翳あり枯尾花　德島　寂風生
日印の薄を折りて先發隊　高松　いしろ
紫煙あげて室戸岬を上げて　宇和島　素生
大文字や近江の空のあか〳〵と　長崎　原野政喜
風や怒濤の沈める淵や虫の啼く　大阪　北騎
月影の冴ゆる心雁來紅　小田原　吉原湖南
レプラ囚の僻める心雁來紅　同　魔堂
初午の森へ續きし字行燈　金泉　清原松雲
二千有六百年の初詣　小田原　小田原如泉
落葉して野樓に人の影もなし　同　島津如泉

叙任辭令

八月十五日

従六位勲六等　典獄補　二瓶伊七（佐賀支）
同　保健技師　大倉功（滋賀）

十一月七日

任教誨師（横濱）十一級　横濱教誨師　不二井伏雷

十一月十一日

兼司法屬（行刑局）　看守長　赤塚孝（豊多摩）
東拘　同　渡部武雄（甲府）
兼司法屬（行刑局）　同　同　人
帶廣少所長　典獄補　伊藤祐之（札幌兼北海少）
帶廣少　看守長　高橋武雄（北海少）
同　同　泉久造（同）
同　同・　渡邊長八（帶廣支）
同　教誨師　光弘靈雄（北海少）
苗穂支所長　支所長看守長　中濱亥三郎（帶廣）
苗穂支　看守長　柏榮壽（北海少）
兼苗穂支　保健技師　小俣省一郎（札幌兼北海少）
札幌兼苗穂支　同　笹部三郎（北海少兼札幌）
宇都宮　看守長　小室利市（栃木支）

十一月十八日

免本職栃木支　支所長看守長　松本稻城（飯田支）
飯田支所長　同　戸倉一夫（上田支）
上田支所長　看守長　戸谷清助（長野）
免本職長野　支所長看守長　佐藤秀次（上諏訪支松本支）
任看守長（上諏訪支所長看守兼松本支）六三　下井英之助（三重）
大洲支所長　看守長　上路甚三郎（熊谷支）
熊谷支所長兼豊多摩　同　川上光治（川越少）
川越少　同　岡庭榮（長野）
長野　同　大森佐登美（宇都宮）
任看守長（宇都宮）九級　看守　阿部一雄（大阪）
福井支　看守長　青木善助（八王子少）

任看守長（八王寺少）九級　看守　上坂三郎（金澤）
任看守長（山口）九級　同　今井比佐義（高知）
豊多摩　看守長　山口英三（廣島）
廣島　同　井戸口邦利（鹿兒島）
甲府　同　白石文章（旭川支）
任看守長（旭川支）四七　看守　成田重春（秋田）

十一月二十四日

死亡（慰勞二〇〇）　囑託　井川信一（行刑局）

十一月二十五日

免本職熊本專務　支所長看守長　高崎又市（天草支兼熊本）
天草支所長　看守長　杉本梅吉（熊本）
免本職三重　支所長看守長　河本熊雄（飯塚支）
飯塚支所長　看守長　中村秀一（小倉支）
小倉支　同　高橋繁太（福岡）

横濱　看守長　朝岡晴光（名古屋）
同　同　船津敏（福岡）
同　同　菊地信之烝（甲府）
横濱兼水戸　同　山口重孝（水戸）
同　兼新潟　同　北野竹太郎（新潟）
同　兼大阪　同　上野豊（大阪）
同　兼同　同　川添猪之吉（同）
同　兼同　同　西川清孝（同）
同　兼滋賀　同　木野信三（滋賀）
同　兼名古屋　同　稻葉雄次郎（名古屋）
同　兼岐阜　同　渡邊進（岐阜）
同　兼富山支　同　水上友吉（富山支）
同　兼福岡　同　松永勝喜（福岡）
同　兼宮城　同　高橋作三（宮城）
同　兼青森　同　小泉泰衛（青森）
同　兼釧路支　同　田中重勝（釧路支）
同　兼川越少　同　小沼修（川越少）

矯正図書館

昭和十四年十月中ノ出監並月末在監人員

（△ハ減）

Prison Population during the Month of October, 1939.

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	44,111	3,943	4,304	43,750	44,111	47,672	△ 361	△ 3,922
被疑者	361	1,566	1,791	136	361	143	△ 225	△ 7
刑事被告人	3,990	2,929	2,600	4,319	3,990	3,434	329	885
勞役場留置者	226	258	284	200	226	344	△ 26	△ 144
労役	7	—	1	6	7	7	△ 1	△ 1
總計 男	47,929	8,480	8,747	47,662	47,929	50,875	△ 267	△ 3,213
總計 女	766	216	233	749	766	725	△ 17	24
總計 計	48,695	8,696	8,980	48,411	48,695	51,600	△ 284	△ 3,189

備考　受刑者現員中＝朝鮮人 男 2,017 女 6 人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	36	11	1	—	48
	女	—	3	—	—	3
滿洲國	男	1	—	—	—	1

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
露西亞	男	—	—	—	1	—
總計	男	37	11	2	—	50
	女	—	3	—	—	3

◇少年受刑者收容區分變更ニ關スル件

（司法省行刑局甲第九八八號　昭和十四年十一月十八日）

今囘標記ノ件ニ關シ別紙ノ通訓令相成候條御了知相成度候

司法省行刑局

（刑政第五一三卷號）

訓令通牒

昭和十四年十一月十一日

右訓令ス

昭和十一年二月司法省行甲第一一二號訓令中左ノ通改正ス

帶廣少年刑務所　樺太刑務所　網走刑務所　函館刑務所　札幌刑務所

◇海軍工（鑛）員ニ對スル拘留刑等ノ執行ニ關スル件照會

（司法省行刑局　昭和十四年十一月二十六日號）

標記ノ件ニ關スル別紙海軍省法務局長照會ニ對シ左記ノ通回答致度候條御了知相成度候

記

九月二十九日海法第一六一號ヲ以テ御來照相成候標記ノ件了承候

司法大臣　官城長五郎

◇海軍工（鑛）員ニ對スル拘留刑等ノ執行ニ關スル件

（司法省行刑局　昭和十四年十一月十六日號）

標記ノ件ニ關スル別紙海軍省法務局長照會ニ對シ左記ノ通回答致度候條御了知相成度候

記

「北海少年」ヲ「帶廣少年」ニ改ム

司法大臣　官城長五郎

刑政第53巻第1号

海軍省法務局長

司法省行刑局長殿

本月十五日公布セラレタル勅令第六百四十八號ニ依リ大正十一年勅令第百二號廢止セラレ從來海軍軍法會議ノ裁判權ヲ以テ除外セラレ居タル海軍工（鐵）員ハ來月二日ヨリ海軍軍法會議ノ裁判權ニ服スルコトト相成候處海軍工（鐵）員禁錮以上ノ實刑ニ處セラレタルトキハ海軍工員規則第百三條第一號ニ依リ當然懲戒解傭セラレ（海軍鐵員ニ付テモ同樣ノ規定アリ）其ノ身分ヲ失フモ罰金以下ノ刑ニ處セラレタルトキハ必ズシモ其ノ身分ヲ失ハザルモノニシテ海軍監獄ニ於テハ海軍監獄令第一條第一號ガ海軍監獄ニ拘禁スベキ者ヲ「懲役禁錮又ハ拘留ノ執行ヲ受クル海軍軍人海軍軍屬及海軍所屬ノ學生生徒」ニ限定シ居ル關係モ有之工（鐵）員ノ拘留刑又ハ罰金若ハ科料ノ不完納ニ因ル勞役場留置ハ之ヲ普通監獄又ハ其ノ代用監獄ニ於テ執行相成樣御取計得度此段得貴意候

◇構外作業場勤務職員氏名報告方ノ件

（司法省行刑局　行祕甲第二一〇三號　昭和十四年十一月二十日）

事務ノ處理上必要有之候條構外作業ノ爲特ニ判任官竝同待遇者（但シ看守ヲ除ク）以上ノ職員ヲ配置相成モノニ付其ノ氏名左記樣式ニ依リ至急報告相成度候

追テ自今右職員配置ノ都合上交替シタルトキハ後任者ノ氏名報告相成度候

記

報告樣式

作業場名	刑務所トノ距離	交通ノ便否	泊込勤務又ハ通勤別	官職名	氏名	備考

裁判所構成法施行五十年記念號
昭和十四年十一月十五日發行
定價金五拾錢
司法省構內
法曹會
振替口座　東京一五六七〇

法曹會雜誌

目次

祝裁判所構成法施行五十年
大審院長　泉二新熊（一）
內閣總理大臣　阿部信行（三）
樞密院議長　近衞文麿（三）
內務大臣　小原直（四）
貴族院議長　松平賴壽（五）
衆議院議長　小山松壽（六）
全國辯護士代表第二東京辯護士會長　小林俊三（七）
滿洲帝國司法部大臣　張煥相（七）
中華民國臨時政府最高法院檢察長　張孝移（九）
中華民國維新政府最高法院檢察長　朱履龢
司法行政部長　胡泰（九）
最高法院檢察長　錢謙吉
蒙古政府司法部長　陶克陶（一〇）

裁判所構成法施行前後の回顧……前樞密院議長　倉富勇三郎（三五）
裁判所構成法實施五十年に方り司法制度の所感を述ぶ……樞密顧問官　金子堅太郎（四五）
裁判所構成法實施五十年を迎へて……前司法大臣　鈴木喜三郎（六〇）
裁判所構成法施行後の事蹟を顧みて……前司法大臣　小山松吉（六四）
次に來る五十年……前司法大臣　鹽野季彥（七二）
檢察權運用の推移……前檢事總長　光行次郎（七六）
裁判所構成法實施五十年に際し所感を述ぶ……前控訴院長　高橋文之助（八一）
五十年前の同法部を回顧して……前大審院部長　磯谷幸次郎（八九）
裁判所構成法實施五十年に際りて所感を述ぶ……辯護士　鵜澤總明（九九）
裁判所構成法施行五十年記念祝典に際りて……辯護士　鹽谷恒太郎（一〇五）

◎裁判所構成法改正の沿革……司法書記官　根本松男（一三）
◎阻止された司法權擁護の意見……前地方裁判所長　瀧川長敎（一五五）
◎傳聞……法曹會常務理事　石井豐七郎（一五九）
◎裁判所構成法施行五十年記念式典記事……司法部祕書課（一六五）

◎司法制度確立五十年の日に當り優渥なる勅語を拜して……司法大臣　宮城長五郎（一）
司法の運用と國民の協力……大審院長　泉二新熊（一三）
所感……檢事總長　木村尙達（一三）
渦紋の五十年……前內閣總理大臣　平沼騏一郎（一四）
現行司法制度に對する改正希望……樞密院副議長　原嘉道（一九）

刑政第53巻第1号

矯正図書館

犯罪學雜誌

第十三卷　第六號　昭和十四年十一月發行
編輯兼發行人　法學博士　原嘉道
主幹　法學博士　三田定則
編輯　法學博士　泉二新熊
法學博士　古畑種基
法學博士　正木亮
金澤醫科大學法醫學教室內
犯罪學雜誌發行所

論說

指紋の相似度に依る父權の證明に就て……久保忠夫
睡眠中に於ける吸入麻醉に就て……中村武雄
墜落分娩の法醫學的考察特に糞尿中の溺死の一鑑診斷法……本間一夫

血液型

日本に於けるABO式血液型の統計的觀察　其五、近畿地方、其六、中國地方……小林ちよ
血液型による父權の判定に就て……小松勇作

犯罪研究

大正の疑獄事件　鈴ヶ森のお春殺し(其五)……高田義一郎
怪賊メーシーの話……安東禾村

高熱度に依る潛在指紋の燒附け……安東禾村譯
掏摸の犯罪史（五）龜甲の勝……湯川四郎

法醫鑑定

他殺か災禍死か（廣き出双庖丁による狹深なる刺創）……廣田東治　原田優藏　小川東鄕

學會報告

第二十四次日本法醫學會の前後……淺田一

史料

檢視史資料類纂……山崎佐

抄錄

文獻集

佐藤教授退職記念

法及政治の諸問題

東大　北學　濱　帝教　嘉　國授　雄
廣　濱　嘉

我國公法學の權威佐藤丑次郎博士の教授停年退職を記念して、玆に記念論文集を贈らる。執筆陣は我法學界の權威及新進の二十三氏より成り、各執筆者は何れも夫々得意の論題を捉へて、博士の永年學界に盡されたる足跡に對して、稀に見る一大金字塔を建設された。大方の清鑒を期待する所以である。

菊判　總頁數　八七二　定價　一〇〇・〇〇　送料　二二

民族概念と民族問題……今中次麿
公法學の動搖……鈴木義男
三民主義について……宮澤俊義
議會議事手續の改革……大石兵太郎
滿洲帝國協和會に就ての一考察……中井淳
司法裁判所の先決問題審理權（滿洲國政府と帝國政府との關係に就て）……柳瀨良幹
帝國憲法の實踐的把握（序說）……黑田了一
イギリスの王立調査委員會……五十嵐豐作
仲裁々判に於ける上訴の問題（その手續に就て）……田岡良一
聯盟加入と國家承認……小谷鶴次
中止未遂と悔悟（刑法改正草案を中心として）……木村龜二
犯罪によつて違反される「規範」……大森英太郎
空中運送條約概論……小町谷操三
債權の目的の變更……勝本正晃
農民相續權の問題……中川善之助
不定期協約の一方的告知解約と勞働協約法（主としてダルマン・的一子相續について）……石崎政一郎
責任保險に於ける保險事故……伊澤孝平
口頭審理主義と書面審理主義……村松俊夫
民事訴訟に於ける近代的直接任意代理制の端緒（代理史に於けるローマ法から近代法へ）……三戸壽
ナチスに於ける裁判官の地位……齋藤秀夫
中世の奴隸……栗生武夫
神社制度小考……廣濱嘉雄
古代ローマの民會に於ける投票……田中周友
佐藤教授著書及論文目錄

有斐閣　東京神保町　振替七〇番

刑政第53巻第1号
矯正図書館

法學新報

法令の公布制度……園部敏
手形行爲獨立の原則と英法の禁反言……教授玉井茂
過失論……教授岩田新
ローマ法源邦譯事歷……講師矢田一男
刑事判例研究
非親告罪と親告罪との牽連犯（草野豹一郎）——
狩獵免狀受有者の無免許狩獵の教唆（吉田常次郎）
民事判例研究

第四十九卷　第十二號
昭和十四年十二月　中央大學法學部門機關
定價五十錢（送料二錢）

表意者の重過失と法律行爲の無效（岩田新）——區裁判所を第一審とする控訴審の訴訟手續と辯論の準備（森田豐次郎）——唯一の證據方法たる當事者訊問と不出頭（高橋靜一）——第三者より爲す嚢子緣組無效確認の訴と其の被告、夫婦の一方のみを被告と爲したる該訴の判決の無效（眞田幸雄）
斷種と優生結婚……池見猛
近齎外國雜誌法律論題要目

正義

帝國辯護士會誌　東京市麹町區霞ヶ關一ノ一
昭和十四年十二月號
定價　金五拾錢也
送料一錢五厘
帝國辯護士會發行
電話二二五五番　振替口座
銀座四三八〇番　東京七二三九〇番

○口　繪
○報　告
廣島控訴院管內辯護士會聯合會臨時總會及同管內辯護士大會出席報告……平松市藏　清水郁
○論　說
辯護士より觀たる司法改革……有馬忠三郎
○講　演
從軍二十五ヶ月を顧みて……會員陸軍主計中尉　酒卷彌三郎
○時　評
○戰　塵　錄
中支の想ひ出……橋本武人
○隨　筆
岸清一訴訟記錄に就て……名譽會員　原嘉道
一、二の希望を贈る……明峯生
○資　料
續法曹瑣談……山崎佐
○判例要旨
○文苑
○雜報
○會報
○新法令
○附錄
昭和十四年度「正義」總目次

編輯後記

△二千六百年といふ歷史の跡を顧みて今更乍ら皇國の偉大さをしみ〴〵と感じさせられる。その新年をしかも東亞新秩序の建設といふ大事業のさ中に迎へて一層感激の新なるものがある。心から會員諸彥に新年の御慶を申述べる次第である。

△昭和十四年は眞に匆々の間に過ぎ去つて了つた。然し乍ら今更めて振り返つてみると數々の出來事が思ひ出される。新年早々近衞內閣が總辭職して平沼內閣が之に代り、一月中旬には統制會議が開かれたのも何となく慌しかつた。三月には普通練習所が開始され、五月には所長會同が催された。殊に四月から各地に軍需構外作業が實施せられて一層忙しさが加つた。六月には練習所の卒業式があつたが七月から又新らしい教誨研究所が開始され、九月には又、統制所長會議と、高級練習所とが開催せられ、十月からは裁判所構成法施行五十年記念式典等の準備の爲め多忙を極めた、しかも此の間物資統制關係の會議が屢々企畫院や厚生省で開催せられ尙此の間豫備金の要求や來年度の豫算の交涉等の爲め大藏省と頻繁に往復しなければならなかつた。振り返つてみて誠に多忙な年だつたと云つてよい。

△此の色々な多忙の原因の中で特に昭和十四年中の異色は高級練習所並に教誨研究所の開催である。當局が職員の教養訓練に特に力を入れられたのは誠に時宜に適した企てであつたと云つてよい。

△時局の影響を受けて物資の配給が次第に窮屈になり物價は鰻上りに昇騰した。當局でも能ふ限り此の脅威を緩和すべく努力して來たが財政上の理由と物價の騰貴を抑制する爲めとで一般俸給の增額は國策として否定せられて來た。然し昭和十五年度の豫算に於ては一部〇〇單價の引上げを認められたので幾分の緩和を期待する事が出來るかも知れない。當局の努力を多とする。

△戰線にある將兵の苦艱と大理想實現の大使命とを思つて愈々堅忍持久の覺悟を固め新らしい勇氣を振ひ起こして行刑の爲め御奮鬪あらんことを祈つて止まない次第である。

K生
Y生

定價　一冊（稅共）金三十錢　六冊（稅共）金一圓八十錢　十二冊（稅共）金三圓六十錢
普通一等一頁金五十圓　二等一頁金四十圓　三等一頁金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十四年十二月二十四日印刷納本
昭和十五年一月一日發行
編輯兼發行人　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一　大原虎夫
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　大河內恭二郎
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷所
發行所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

矯正図書館